

# 合併新市基本計画



佐賀市

## 目 次

序論	1
第1章 合併議論の背景	1
第2章 計画策定の方針	3
第3章 新市まちづくり構想	5
I. 新市の社会経済フレーム	9
第1章 人口フレーム	9
第2章 産業フレーム	11
第3章 土地利用計画	13
第1節 新市の位置	13
第2節 土地利用方針	14
第3節 土地利用計画	14
第4章 都市構造	18
II. 新市の施策	20
第1章 地域間競争に勝ち抜く自立した経済構造の実現	20
第1節 新しい観光の展開	20
1. 観光意識の醸成	20
2. 観光の戦略的振興	22
3. 自然・歴史・文化の活用と整備	24
4. まつり・イベントの振興	28
第2節 新しい産業の創出	29
1. 新産業創出の支援	29
2. 研究開発機能の強化	30
3. 情報産業の振興	31
第3節 産業の活性化	33
1. 商業の振興	33
2. 工業の振興	34
3. 農林水産業の振興	37
4. 就労環境の向上	40
第4節 中心市街地の活性化	41
1. 中心商店街の活性化	41
2. 中心市街地の整備	42
第5節 交流拠点都市の推進	44
1. 総合交通体系の整備	44

<b>第2章 地域で安心して生活できる社会の実現</b> . . . . .	46
第1節 地域で自立した生活を営むための支援体制の整備 . . . . .	46
1. 高齢者福祉の充実 . . . . .	46
2. 障害者の生活支援の充実 . . . . .	49
3. 地域福祉の充実 . . . . .	50
4. 高齢者・障害者等に配慮した住環境の整備 . . . . .	51
5. 低所得者福祉の推進 . . . . .	52
第2節 子どもを健全に育てられる環境の整備 . . . . .	54
1. 家庭・地域における子育て環境の整備 . . . . .	54
2. 子育てと仕事の両立のための環境整備 . . . . .	57
3. 母子保健の推進 . . . . .	59
第3節 健康づくりの推進 . . . . .	60
1. 健康づくり運動の推進 . . . . .	60
2. 生活習慣病等の疾病予防対策の充実 . . . . .	61
第4節 バリアフリー社会の実現 . . . . .	63
1. バリアフリー事業の推進 . . . . .	63
第5節 安全で安心して暮らせる環境づくり . . . . .	65
1. 医療の充実 . . . . .	65
2. 防災対策の充実 . . . . .	67
3. 地域安全の確保 . . . . .	70
4. 交通安全の確保 . . . . .	71
5. 消費生活の向上 . . . . .	72
第6節 社会保障の充実 . . . . .	73
1. 国民健康保険の充実 . . . . .	73
2. 老人医療の充実 . . . . .	75
3. 国民年金の充実 . . . . .	76
<b>第3章 自然と調和した個性的な美しいまちの実現</b> . . . . .	77
第1節 美しい水辺・田園空間の創造 . . . . .	77
1. 下水道の整備 . . . . .	77
2. 水環境の保全 . . . . .	78
3. 水と緑のネットワークづくり . . . . .	80
第2節 緑あふれるまちづくり . . . . .	82
1. 森林整備の推進 . . . . .	82
2. 市民による緑化活動の推進 . . . . .	83
3. 公共施設等の緑化の推進 . . . . .	84
4. 特色ある公園の整備 . . . . .	85
第3節 快適な生活環境の充実 . . . . .	87
1. 都市景観の形成 . . . . .	87

2.	安全・快適な道路空間の整備	88
3.	農山漁村集落地域の環境向上	90
4.	身近な生活環境対策の充実	91
5.	上水道の整備	93
第4節	環境にやさしい社会の構築	95
1.	環境負荷の低減	95
2.	廃棄物の排出抑制とリサイクル	97
第5節	土地利用の推進	99
1.	計画的な土地利用の推進	99
2.	区域区分・地域地区の変更	101
<b>第4章</b>	<b>個性が尊重され楽しく学習できる社会の実現</b>	<b>103</b>
第1節	個性を尊重し創造性を養う教育の推進	103
1.	個性を尊重する教育の充実	103
2.	創造性を養う教育の推進	105
3.	家庭・学校・地域の連携	107
第2節	生涯学習の推進	109
1.	生涯学習の内容充実	109
2.	生涯学習環境の整備	111
3.	市民スポーツの充実	112
第3節	後期中等教育並びに高等教育の充実	114
1.	後期中等教育並びに高等教育機関等への要請と支援	114
第4節	人権が尊重される社会の実現	116
1.	人権意識の高揚	116
2.	同和対策の推進	117
3.	男女共同参画社会の実現	119
第5節	だれもが参加でき多様な主体が活動する社会の実現	120
1.	自主的な市民活動の促進	120
2.	コミュニティづくりの推進	121
3.	国際交流の推進	122
第6節	文化活動の促進	124
1.	伝統文化の継承	124
2.	市民文化の振興	125
3.	文化財等の保存活用	126
<b>Ⅲ.</b>	<b>新市の重点プロジェクト</b>	<b>128</b>
第1章	森と湖に囲まれた交流と滞在のまちづくり	128
第2章	医療福祉産業のまちづくり	132
第3章	佐賀城公園を生かしたまちづくり	135

第4章 有明干潟エコツーリズムのまちづくり	137
第5章 IT(情報通信)戦略でまちづくり	140
<b>IV. 公共施設の適正配置と整備方針</b>	<b>142</b>
第1章 公共施設の適正配置と整備方針について	142
<b>V. 財政計画</b>	<b>143</b>
第1章 財政計画	143
<b>VI. 関係機関事業調整</b>	<b>152</b>
第1章 県関係事業	152
用語集	153

# 序論

## 第1章 合併議論の背景

### 1. 日常生活圏の拡大

交通・情報通信手段の発達により、通勤・通学・買物をはじめ、文化・スポーツ活動など住民の日常生活の行動範囲や企業における社会経済圏は広域化し、従来の生活圏域を越えて、人、モノ、情報の交流が盛んになっています。このような状況を踏まえ、より広域的な社会の仕組みをつくり、地域の特性を生かした行政のあり方を考える時期に来ています。

### 2. 地方分権の推進

地方分権の時代を迎え、自己決定・自己責任のもとに住民に最も身近な市町村の役割がますます重要になっています。権限移譲や国の関与の縮減によって、迅速かつ総合的な行政や地域の個性を生かした多様な施策の展開が容易になり、市町村の自主的な判断と責任のもとに、地域の実情に応じて柔軟で効率的な組織づくりが行えるようになりました。

これらの期待に応え、地方分権の目的である「個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現」を図るためには、総合的な行政主体として行財政能力を引き上げ、より質の高い行政サービスを提供することが求められています。

### 3. 少子・高齢化

少子・高齢化の進行により、税金を負担する人が減少し、住民1人当たりの財政支出額が相対的に高くなり、これまでの行政サービスの提供が難しくなります。

こうした少子・高齢化に的確に対応していくためには、合併による広域的で効率的なサービス体制の確立が必要になります。

#### 4. 厳しい財政状況

わが国の財政は、バブル崩壊後の度重なる経済対策や高齢化に伴う社会保障費の増加により歳出が増大する一方、長期にわたる景気の低迷や所得税の大幅減税などにより税収が減少傾向にあることから、巨額の財源不足に陥っており、国・地方の借入金残高は急速に増加しています。国・地方合わせた長期債務は、1991年頃までは300兆円を切っていましたが、2006年度末で775兆円となっています。

このような財政赤字を踏まえ、政府は2003年6月27日付けで閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において、財政構造改革の観点から国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で改善する具体策を示し、「骨太2006」において（H16～18の改革を踏まえ）更に地方分権に向けた制度面（国庫補助金や地方交付税、税源移譲）での改革を積極的に進めるとされているところです。

これら国・地方を問わず厳しい財政事情により、財政基盤の弱い自治体が今までのように地方交付税に依存した財政運営を行うことが大変難しくなっており、行財政の効率性の面からも市町村合併の必要性が叫ばれています。

## 第2章 計画策定の方針

### 1. 計画の趣旨

合併新市基本計画は、時代の要請や住民ニーズに的確に応えられるように合併関係市町村の基本構想及び基本計画等を理念的に継承しつつ、新市の将来像を実現するために、新市のまちづくりに向けた基本方針等を定めるものです。

本計画は、合併新市基本計画の対象事業について、施策体系別に基本事業及びその事業内容を示し、合併後の速やかな一体化を促進し、地域全体の均衡ある発展と地域住民の福祉向上を図るものです。

### 2. 計画の構成

この計画は、①新市まちづくり構想、②新市の社会経済フレーム、③新市の施策、④新市の重点プロジェクト、⑤公共施設の適正配置と整備方針、⑥財政計画、⑦関係機関事業調整の7項目からなり、少子・高齢化等の時代の潮流を踏まえ、新市の経済の持続的な発展に寄与する重点的なプロジェクトを設定しています。

#### ① 新市まちづくり構想

新市の合併の理念と都市（まち）づくりの将来像を示し、将来のあるべき姿について住民と行政が共通認識を深め、合併新市基本計画の方向性を示します。

#### ② 新市の社会経済フレーム

財政計画や新市における各種事業計画の前提となる人口、産業、世帯、就業者数の社会経済フレーム及び土地利用計画、都市構造等を示します。

#### ③ 新市の施策

新市において必要となる事業や、市民の満足度が高いと思われる事業、一体的に実施すべき事業等について、施策体系別に基本事業及びその事業内容を示します。

#### ④ 新市の重点プロジェクト

新市における合併後の速やかな一体化を促進し、地域全体の均衡ある発展と地域住民の福祉向上を図るための重点プロジェクトについて示します。

#### ⑤ 公共施設の適正配置と整備方針

既存公共施設の設置状況及び利用の実態等を踏まえて長期的な視点での方向性を示します。

#### ⑥ 財政計画

新市のまちづくり構想に基づく施策を推進するに当たって必要となる財源の見通しを示し、計画的な財政運営を行う指針を策定します。

#### ⑦ 関係機関事業調整

合併新市基本計画に関する関係機関との事業調整項目を策定します。

### 3. 計画の期間

この計画の期間は、2007年度から2022年度までの16ヵ年とします。

なお、実施設計には着手しているものの、当該期間内に完了しない事業のうち最も期間を要するものは、2026年度の完了を予定しています。このため財政計画については、計画期間を2007年度から2026年度までとします。

## 第3章 新市まちづくり構想

### 1. 基本理念

現在の社会潮流を踏まえると、基本理念として次の5つのことが考えられます。

- (1) 自立と自己責任の時代へ
- (2) 量的拡大から生活の質の向上へ
- (3) 安全で・安心して暮らせる社会へ
- (4) 知と個性の時代へ
- (5) こころ通わす時代へ

### 2. 新市の重点分野

#### ○ 福祉、環境、教育の重要性

21世紀の時代に生きる市民が、心の豊かさ・いやし、安心できる生活、環境、多様性（個性）といったものを大切にしたい生活を営むことができる社会にしていくためには、これまで以上に福祉、環境、教育に関連する対策を充実させていく必要があります。

まず、福祉については、安心して暮らせるということが基本であり、少子・高齢化の進展により、子育て対策の充実など福祉対策の充実に重点を置く必要があります。

次に、20世紀は、大量生産、大量消費の時代でしたが、これからの時代は、環境に調和した持続的な社会を目指すことが求められています。

また、教育については、今世紀は、知恵が豊かさを生み出す時代と言われており、これまで以上に教育の重要性が高まっています。

#### ○ 経済の持続的発展と自立

新市の中心部は、佐賀県の政治、経済、教育の中心地として発展してきました。都市機能が集積されていますが、社会基盤の拡充、情報通信の発達により新市に支店機能を置く必要性が低下しています。

商業においては、郊外型の大型商業施設の進出や商業形態の多様化など流通革命による影響や都市間交通の進展による新市の商業圏が福岡商業圏へ吸収されるといった影響を受け、中心市街地の吸引力は低下しています。

新市の経済は、今後も相当厳しい状況にありますが、市民が安全で快適な生活を送っていくうえで経済の持続的発展と自立が可能となることが非常に重要なことです。

## ○ 経済的発展と福祉、環境、教育の関係

これまでは、経済的発展が優先され福祉、環境、教育といったものは、その下に位置すると考えられてきましたが、これからは、この関係は、上下関係ではなく、連携し補完し合う関係となります。

人口が減少する時代を迎え、このまちに住みたいと思う人を増やしていくためには、安全で安心して暮らせること、水がきれいで緑豊かで美しいまちであることや子どもたちが通う学校の教育環境レベルが高いことは、とても重要な要素となります。

経済的発展が、福祉や環境、教育の向上につながり、福祉、環境、教育に関連する対策によって経済的発展が促進される途を探っていくことが、極めて重要になってきます。

## ○ 福岡経済圏との発展的交流

JR 佐賀駅から福岡市の中心地である天神地区までは、電車やバスで1時間ほどで結ばれています。若者だけでなく市民の感覚は、福岡市を生活圏として捉えています。

旧佐賀市、旧諸富町、旧大和町、旧富士町、旧三瀬村（平成17年10月1日）の合併により福岡市と佐賀市、県都どうしが接することとなったことは全国的にも珍しく、地理的、時間的にも密接な関係が生まれました。

福岡都市圏の吸引力は、衰えを知りません。将来にわたって新市の経済が持続的発展を遂げるためには、福岡都市圏と比較して優位にある住みよさや自然環境などに着目し、福岡都市圏の発展する力を新市へ呼び込むことが大切です。

新市と福岡都市圏との交流を深めることは、新市の発展につながり、その周辺地域の発展にも寄与することが期待されます。このため、新市は、周辺地域と連携して福岡都市圏との発展的交流を推進します。

また、筑後川下流域の福岡県側とは古くから経済・産業・交通面で密接な関係があり、木工などの産業面や、さらに有明海の豊かな資源を共有する地域としての観光面での交流は、新市の活性化にとって重要です。今後地域高規格道路となる有明海沿岸道路の整備も予定されており、有明海沿岸地域の交流は益々盛んになることも予想されますので、柳川市をはじめとした有明海沿岸地域との観光ルート開発など新たな連携による交流を図っていきます。

### 3. 将来像

20世紀は、モノを大量に生産し消費する豊かさを追求する時代でした。しかし、21世紀は、豊かさへのニーズが多様化し、心の豊かさ、安心して暮らせる社会、環境の保全など身近な生活の質の充実が求められる時代です。

現在、わが国は、少子・高齢化といった未知の課題に直面しています。こうした社会状況に対応するには、公共サービスを提供し得る様々な個人や団体と行政が連携を取り、福祉、環境、教育など総合的な行政サービスを展開することが求められます。

新市は、山麓部の美しい星空、杉や檜の山林や清流、中心部の佐賀城公園や長崎街道に代表される歴史遺産、佐賀平野に広がるクリークや田園風景、干潟が広がる有明海など素晴らしい自然環境に恵まれています。

しかし、一部では、都市化に伴い、ごみ処理や水質汚濁等の環境問題が起こっており、その対応策を進め、水とみどりの空間を生かした都市（まち）づくりを展開していくことも必要です。それが、豊かな自然環境を取り戻すことにつながります。

また、世界中の情報が、瞬時に得られる情報化社会が到来しており、様々な情報に的確に対応し、有効に活用する知性が求められています。

こうした時代に対応するためには、子どもたちには個性を尊重し、創造性を養う教育環境が必要です。社会人には多様なニーズに応えうる専門的な研究機関や生涯学習の場を提供することにより、必要な知識を得る機会を増やすことが重要です。

これからは、世代を超え、価値観を異にする市民が、これまで積み重ねてきた歴史や文化、豊かな自然に愛着と誇りをもち、ともに知恵を出し合い、助け合い、行政とともに誰もが安心して暮らし続けられる都市（まち）をつくりあげていくことが重要となります。その行動の一つ一つの積み上げによってやさしさと活力にあふれる都市（まち）が築かれていきます。

こうした考えのもとに、

**人と自然が織りなす「やさしさと**

**活力にあふれるまち さが」**

を新市の将来像と定めます。

#### 4. 政策展開の基本方向

新市の将来像“人と自然が織りなす「やさしさと活力にあふれるまち さが」”を目指して4つの政策展開の基本方向を設定します。

##### ○ 地域間競争に勝ち抜く自立した経済構造の実現

市民生活を支えるためには地場経済の持続的発展と自立を図ることが重要であり、産業経済分野においては、「地域間競争に勝ち抜く自立した経済構造の実現」を目指し、創造性にあふれた活力ある都市（まち）づくりを実践します。

##### ○ 地域で安心して生活できる社会の実現

これからの時代は、人口の減少、ひとり暮らし老人の増加などに対してこれまでも地域で行ってきた住民どうしのたすけあいを深め、市民一人ひとりが家庭や地域で可能な限り自立して生活していくことができるような取り組みを行うためには、「地域で安心して生活できる社会の実現」を目指し、安全で安心して暮らせる都市（まち）づくりを進め、国民健康保険や国民年金などの社会保障の充実を図ります。

##### ○ 自然と調和した個性的な美しいまちの実現

新市の恵まれた自然環境を保全し、環境にやさしい循環型社会の構築を図るために、水・緑・田園・生活環境など身近な環境から地球温暖化などの世界規模の問題にいたるまで総合的な施策を展開して「自然と調和した個性的な美しいまちの実現」を目指します。

##### ○ 個性が尊重され楽しく学習できる社会の実現

これまでの知識偏重型の教育により、さまざまな形で社会のひずみが生まれています。価値観が多様化したこれからの時代では個人の人生設計にあわせて、「知の時代」「地域間競争の激化」「国際化」など時代の潮流を踏まえて市民一人ひとりが生涯を通じて「個性が尊重され楽しく学習できる社会の実現」が求められます。

まず、小中学校の教育においては、個性を尊重しながら自ら考え、発想する創造性に重点を置いた教育を行います。

次に、市民が個人のライフステージとその時々興味や関心にあわせて楽しく学習できる環境としての生涯学習を推進します。

また、より専門的で高度な学習機会を望む市民の期待にこたえるため、大学、大学院、専門学校等の高等教育機関の充実と地域住民への開放を推進します。地域に残る伝統文化をはじめとする市民の文化活動の促進にも努めます。

さらに、人権が尊重される社会の形成を進めるとともに、ボランティア活動やコミュニティ活動、国際交流など誰もが参加でき、多様な主体が活躍できる開かれた社会の実現を図ります。

なお、これら4つの政策展開の基本方向は、相互に関連し補完し合う関係にあります。また、社会基盤整備の分野については、4つの政策展開の基本方向と密接に関連するので、4つの基本方向の中に分散して位置付けるものとします。

# I. 新市の社会経済フレーム

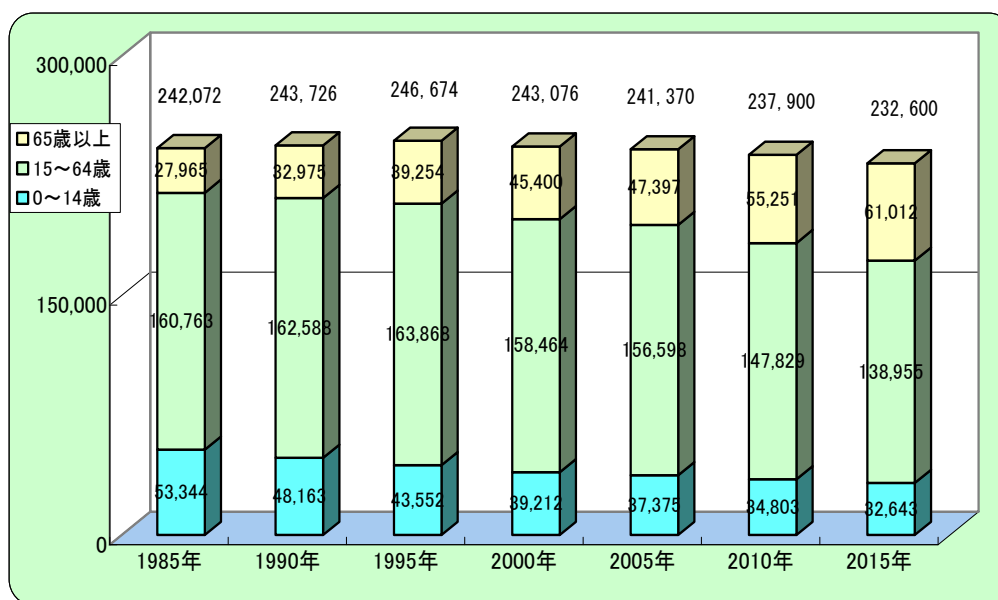
## 第1章 人口フレーム

(将来の推計人口)

新市の総人口は、1990年に243,726人、1995年に246,674人とゆるやかに増加を続けてきましたが、2000年には243,076人と減少へ転じました。わが国の人口は、2005年を境に減少に転じ、その後は緩やかに減少することが予測されており（国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口中位推計による）、新市においても、緩やかに人口が減少していくことが予測されます。

また、新市における年齢階層別人口の構成比は、少子高齢化の影響を受け、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の構成比は低下するとともに、老年人口（65歳以上）の構成比は急速に上昇し、2015年には、年少人口が14.0%、生産年齢人口が59.8%、老年人口が26.2%になることが予想されます。

しかし、総人口や生産年齢人口の減少は、都市（まち）の活力の低下をはじめとして新市の運営にも深刻な影響を及ぼすと考えられるため、今後、商業や観光の振興、IT（情報技術）関連やサービス業等新産業の創出・振興、工業団地への企業誘致等による雇用の場の確保を図っていきます。また、居住環境の整備や教育環境のレベルの向上等を図り、住みやすい新市を実現していきます。よって、目標年次である2015年には、232,600人を想定します。



注) 2005年は、国勢調査速報値による。

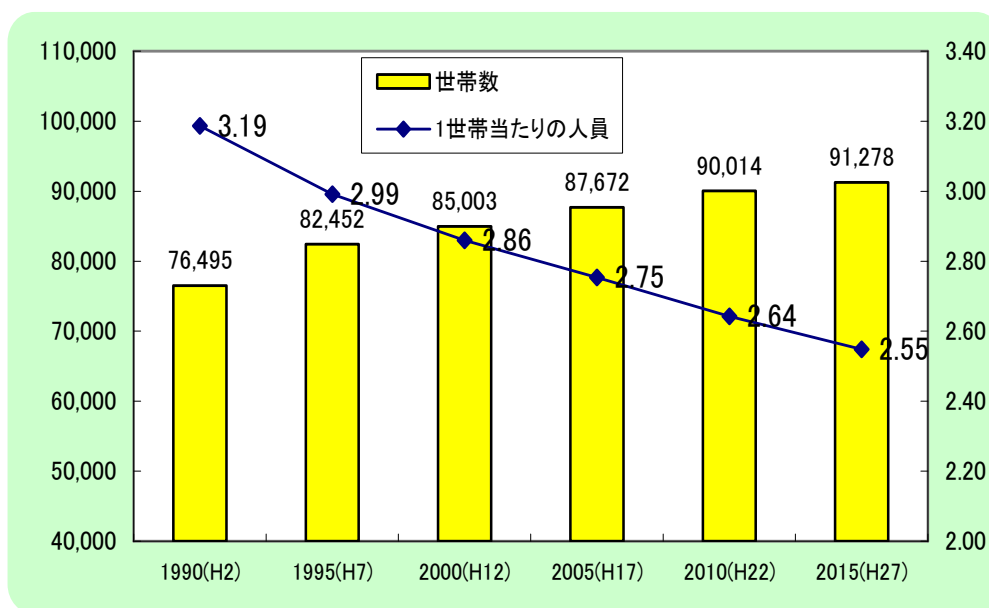
2010年、2015年の推計総人口は、100の位以下を四捨五入しているため、年齢階層別人口の合計と一致しない。

(世帯数)

新市の世帯数は、1990年に76,495世帯（1世帯当りの人員は3.19人／世帯）、1995年に82,452世帯（同2.99人／世帯）、2000年に85,003世帯（同2.86人／世帯）、2005年に87,672世帯（同2.75人／世帯）と核家族化の進展等によって次第に増加してきました。

今後もこの傾向は続くと考えられ、目標年次の2015年には、世帯数が91,278世帯に増加し、逆に1世帯当りの人員は2.55人／世帯へ減少すると予想されます。

(世帯数及び1世帯当たり人員)



## 第2章 産業フレーム

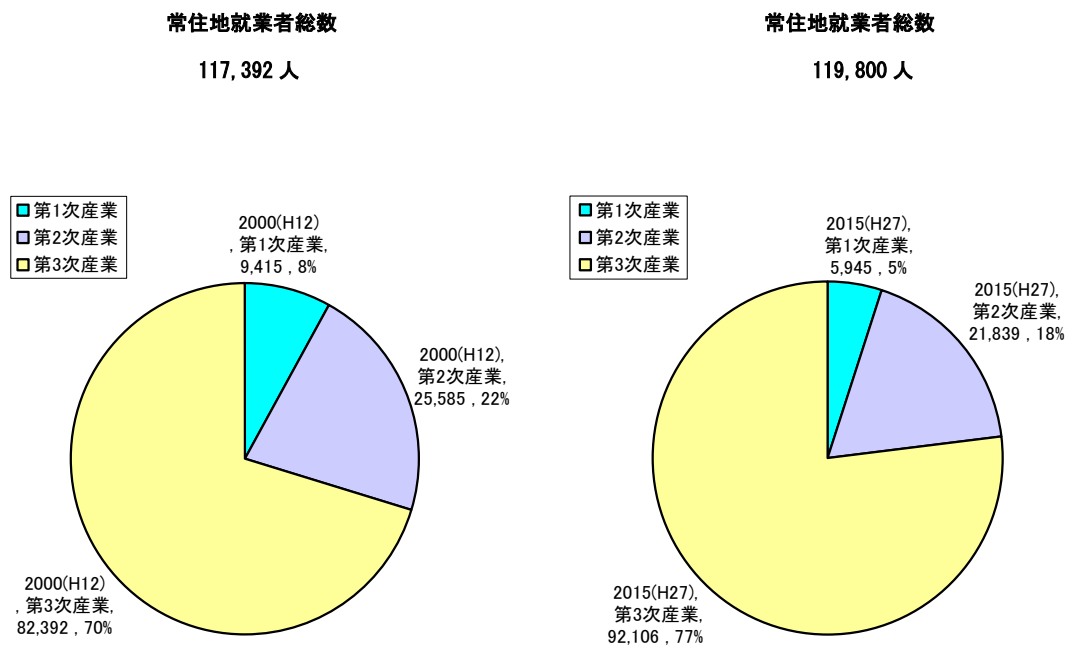
(就業者数)

新市に居住する就業者総数（常住地就業者数）は、2000年は117,392人で、産業別の内訳は、第一次産業が9,415人（構成比8.0%）、第二次産業が25,585人（同21.9%）、第三次産業が82,392人（同70.1%）でした。

2015年には、雇用の場の拡大や女性・高齢者の就業の場の確保等により、就業者数は119,800人へ増加することが見込まれます。

産業別にみると、第一次産業が5,945人（構成比5.0%）へ減少し、第二次産業も自動車関連企業等の進出による新たな雇用が予想されますが、建設業の不振は今後も続き、また製造業においても生産コストの安い海外での生産が進むことなどが予測されることから、21,839人へ減少し、構成比は18.2%へ減少するものと予想されます。また、第三次産業はサービス業を中心に増加し、92,106人（同76.8%）と大きなウエイトを占めることが予想されています。

### 産業別就業者数

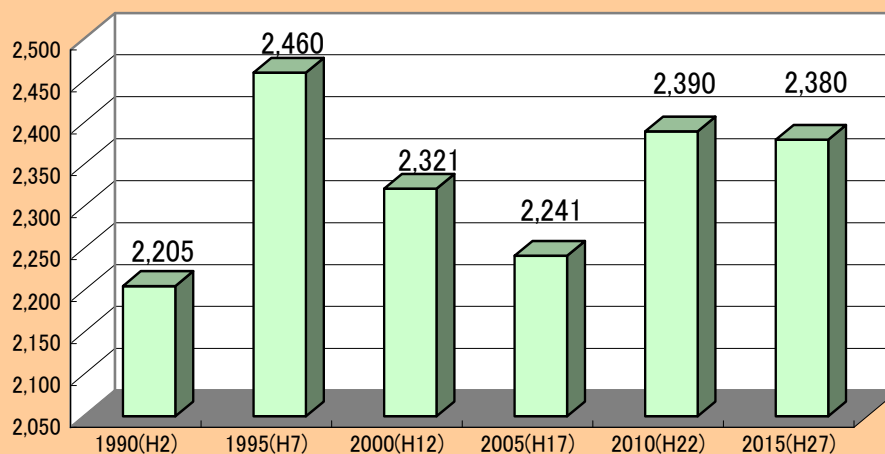


(産業別生産額)

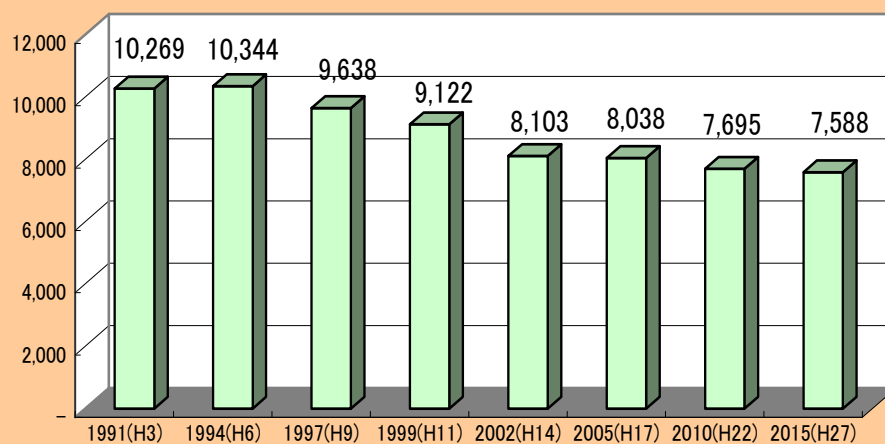
製造業は、新市に立地する既存工業の振興や工業団地への自動車関連企業等の進出により、製造品出荷額は今後増加に転じ、2015年には2,380億円まで回復すると見込まれます。

商業については、大型商業施設の進出による流通の変化により、特に、卸売業においてその影響は大きく、今後も減少傾向は続くことが予測されます。また、小売業においても、従来からの小売店の減少や日用品は安い輸入品へと消費者の動向も変わってきていることから、商業全般としての販売額は徐々に減少することが予想され、2015年には7,588億円まで減少すると見込まれます。

製造品出荷額 (億円)



年間販売額 (億円)

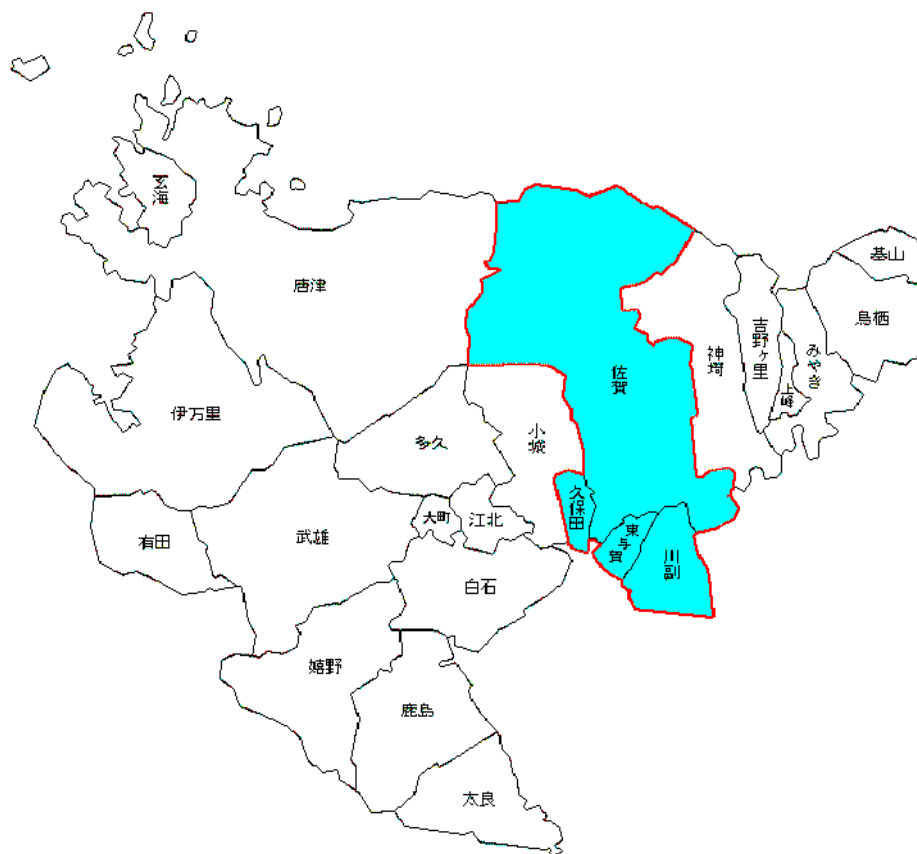


## 第3章 土地利用計画

### 第1節 新市の位置

新市は、佐賀県の中中部地域に位置し、北部の脊振山地から有明海へと広がる面積 431.42k m<sup>2</sup>の区域であり、佐賀県の約 18%を占めています。

#### 位置図



## 第2節 土地利用方針

土地は、現在と将来の市民生活と文化、産業を支える礎です。長期的な視点で限りあるこの資源を生かすためには計画的で適正な土地利用を図ることが重要です。

新市は、北部の山間地域と南部の沖積平野部で構成されており、両地域を嘉瀬川が結び、自然環境に恵まれた地域です。

この自然環境を背景に山間地域の豊富な森林資源、嘉瀬川や筑後川の大河がもたらす肥沃な大地と有明海を生かした農林水産業の振興をはじめとしてレクリエーションや歴史・文化資源を生かしたまちづくりなど地域に根ざした産業振興が展開されています。

また、新市の中心市街地は、佐賀県の政治・経済・教育文化の中心地として発展しており、都市間高速鉄道であるJR長崎本線、高速広域幹線道路の九州横断自動車道長崎自動車道、大都市と直接結ぶ有明佐賀空港、福岡都市圏へ通じる国道34号、263号、323号、有明沿岸の主要都市を結ぶ有明海沿岸道路など広域交通基盤の整備により新たな産業展開や地域の発展気運は、ますます高まっています。

新市を取り巻く社会経済環境の変化や地域特性を踏まえた土地利用計画に当たっては、

- ・ 地域内資源を有効に活用し、新市の一層の経済の活性化を実現するための土地利用を推進します。
- ・ 本地域の山間部、沖積平野部、有明海沿岸部の自然環境の保全と有効利用を図ります。
- ・ 各拠点地区の都市機能の強化を図ります。
- ・ 本地域に残る歴史・文化遺産を生かし個性豊かな生活空間の整備へと展開させます。

## 第3節 土地利用計画

新市を山麓ゾーン、都市ゾーン、自然と農業の振興ゾーン、有明海干潟ゾーンの4つの地域に分けた土地利用計画を示します。

### 1. 山麓ゾーン

森と湖に囲まれた本地域は、高冷地野菜を中心に中山間農業が営まれており、温泉を生かした観光産業も盛んです。

農林業の振興とともに、水資源のかん養、大気の浄化などの森林が持つ公益的機能を重視し、森林の保全と活用を通して北部九州のグリーンツーリズムの拠点として山村地域の活性化に努めます。

#### ○ 自然公園ゾーン

本地区には、脊振北山県立自然公園、天山県立自然公園と川上金立県立自然公園の3つの自然公園が指定されており、自然環境の保全を図りながら自然とふれあう場の整備を進めます。自然観察会や森林体験学習会の開催など自然を学ぶ機会を提供できる施設の充実を図ります。あわせて、天然林の保護や広葉樹の造林などを市民の総意のもとで展開します。

#### ○ みどりといやしの振興ゾーン

北山湖、嘉瀬川ダム湖（仮称）、天山スキー場や古湯温泉、熊の川温泉、三瀬温泉を抱える本

地区は、林間保養地として都市では味わえない山林や里山の恵みが体感できます。都市と山村の市民の交流や付加価値の高い農産品の生産から加工、販売までのアグリビジネスを展開するとともに自然を生かした滞在型の観光開発を推進します。

また、本地区が育ててきた映画祭、伝統文化や温泉施設などの貴重な資源を新市の観光資源として重点的に振興を図ります。

#### ○ 古湯、熊の川、三瀬拠点地区

古湯、熊の川、三瀬の3つの地区は、山麓ゾーン的生活拠点として山村の生活環境の整備と生活機能の集積を図り、グリーンツーリズム（環境型観光）など林間観光拠点として整備します。

## 2. 都市ゾーン

本地域は、政治・経済・教育などの中心である中心市街地、木工をはじめとする地場産業が集積されている諸富副拠点と佐賀大和インターチェンジを核として流通業、郊外型商業施設が集積してきた大和副拠点で構成され、各拠点を取り囲むように住居地域が広がっています。

#### ○ 中心市街地

中心市街地は、都市中心核と都市型居住ゾーンで構成されています。

##### ・都市中心核、都市型居住ゾーン

本地区は、新市の政治・経済・教育の中心地区であるばかりでなく佐賀県の県都として、近世の城下町の装いを色濃く残しています。佐賀城跡の整備も着々と進められており、今後は都心型居住環境の整備を急ぐとともに、社会基盤のバリアフリー化を図り、世代を超えて市民が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

あわせて、朝夕の交通混雑を解消するための都市交通のあり方の検討や景観に配慮した土地利用の適正な誘導を図ります。

佐賀大学は、新市の高等教育機関であり、新市が経済的発展を続けるためには、これらの機関との連携が重要です。

城内地区は、緑と歴史遺産の宝庫であり、佐賀県民の精神的なよりどころです。近世の城下の景観の保全と城内の公園化により、これからもまちのオアシスとして整備・保全することが重要です。

#### ○ 住居ゾーン

本地区は、中心市街地と2つの副拠点を取り囲むように広がっています。中高層の住宅地区と低層の戸建て住宅地区に分かれた快適な住環境の整備を行います。

#### ○ 大和副拠点

本地区は、都市ゾーンの北部に位置し、九州横断自動車道佐賀大和インターチェンジがある新市の都市間交通の要衝の地です。中心市街地の郊外の住宅地として発展してきましたが、近年、国道263号沿道に大型商業施設や飲食店が立地しており、中心市街地からの郊外型店舗展開への移行が進行しています。交通結節機能を生かした流通業の集積に努めます。

市街地の用途の純化や緑地、公園の充実など住環境の整備にも取り組みます。

#### ○ 諸富副拠点

本地区は、都市ゾーンの南東に位置し、筑後川に接した平坦地であり、新市の南の玄関口です。本地区の木工産業は、大川市を中心とした筑後川下流域と一体となって全国有数の木工産地を形成しています。

今後は、福祉機器など新たな木工製品の開発などにも取り組むための工業用地の確保と就業者の住宅用地の確保に努めます。

また、本地区では食品産業の集積もあり、新たな市場開拓や雇用の拡大につながる産業振興を進めます。

### 3. 自然と農業の振興ゾーン

新市の農業振興地域は、都市ゾーンを取り囲むように広がっています。

本地域は、農業従事者の減少や高齢化の進行、価格の低迷などによる農業所得の伸び悩みなど深刻な問題も抱えています。

食糧の安定供給や農地の多面的機能の認識など本地域の持続的発展を図っていくためには、農業経営の改革や消費者重視の営農活動による産地間競争力の強化を進めるなど収益性が高く、魅力ある農業の再編を図るとともに、生産加工機能の集積と新たなアグリビジネスへの展開が求められています。

また、本地域は、農業生産の場としてだけでなく生活の場でもあり、自然志向の都市住民との交流の機会も生まれます。本地域に暮らす市民が快適で豊かさを実感し、緑豊かな田園や自然環境、伝統文化などを満喫できるように地域住民の絆を深めつつ、美しく潤いのある住環境の形成を図ることが重要です。

このため、地域住民の創意と工夫で新たな集落づくりを展開し、集落地区の高齢者福祉と少子化対策を行い、生き生きとしたコミュニティの形成を実現させるとともに、環境に配慮した産業振興を図ります。

佐賀の原風景である水路と田園の景観を保全し、生態系の維持にも努めます。

#### ○ 集落ゾーン

住宅が比較的密集した地区では、道路、水路などの生活基盤の整備が遅れており、都市計画制度を導入して住環境の整備にも努めます。

#### ○ 農住共存ゾーン

市街化区域に隣接した本地区は、生活圏が市街化区域と重なっており、農業と共存できる居住環境を計画的に進めることが可能な地区です。自然環境を生かした多様な宅地需要にも応えられます。

#### ○ 川副拠点地区

本地区は、自然と農業の振興ゾーンの南部に位置し、筑後川を隔てて福岡県と相對しています。また、本地区は、旧役場を中心として大規模な集落が形成され、また公共的施設もある程度集積しています。

今後とも、生活拠点としての生活機能の集積を図るとともに田園居住地区として住環境の整備に取り組みます。

#### ○ 東与賀拠点地区

本地区は、自然と農業の振興ゾーンの南部、有明海の湾奥部に位置しています。

本地区では、整備された穀倉地に囲まれ、県道東与賀佐賀線と国道 444 号沿線に集落が形成されており、地域住民の生活や文化における中心的機能を果たしています。

今後とも、田園地域の拠点にふさわしい自然環境と共生しながら、健康で文化的な住環境の保全と整備に取り組みます。

#### ○ 久保田拠点地区

本地区は、自然と農業の振興ゾーンの南西部に位置しています。

本地区には、J R 長崎本線と唐津線が分岐する J R 久保田駅があり、これに隣接して製紙工場が立地するなど産業の集積があります。

地区内には、東西に国道 207 号、南北に県道佐賀外環状線が交差する形で走っていますが、これらの幹線道路沿いに集落が形成されています。

また、本地区には市民の憩いやスポーツを通じた健康増進の場としての森林公園や野球場があり、今後ともこれらを活かした住環境の保全と整備に取り組みます。

### 4. 有明海干潟ゾーン

本地区は有明海の特徴が顕著に現れる有明海の最奥部に位置しています。有明海は、干潮時に 4～6 km 沖まで干潟ができる遠浅海岸と湾奥で約 6 m に達する日本一の干満差、「潟（ガタ）土」と呼ばれる堆積土で覆われた超軟弱地盤が特徴として挙げられます。

まず本地区の観光資源である筑後川昇開橋、佐野記念公園、干潟よか公園などを結び、有明海の魅力を堪能できる広域的な観光ルートを開発します。特に有明海の干潟に直接足を踏み入れる潮干狩りやがたスキーなど体験型観光に重点を置き、また自然の宝庫である有明海の生物（ムツゴロウなどの魚介類、シチメンソウなどの植物、珍しい野鳥類）を観察するブルーツーリズム（環境型観光）を推進します。

また、有明海の自然環境の維持と保全に努め、海苔養殖業をはじめとする有明海での水産振興に取り組みます。

本ゾーン中央には有明佐賀空港が位置しており、この有明佐賀空港が福岡空港をはじめとする隣接空港と連携が図れるように、佐賀県等とともに利用促進のための施策を展開します。

## 第4章 都市構造

### (都市構造)

新市では、田園風景や水・緑に代表される豊かな自然環境と、遺跡や城下町などの歴史的遺産を生かしながら、次のような都市空間の整備を図ります。

### (都市軸の形成)

新市の都市空間の形成を次の3つの都市軸を基軸に進めていくものとします。

#### 都市骨格軸

新市は、有明佐賀空港から都市中心核を通り福岡都市圏へつながる南北軸と、JR 佐賀駅を中心とした都市中心核を中心として東西に伸びる東西軸、中心核を取り巻く環状軸を都市骨格軸として、魅力ある都市空間の形成を図ります。

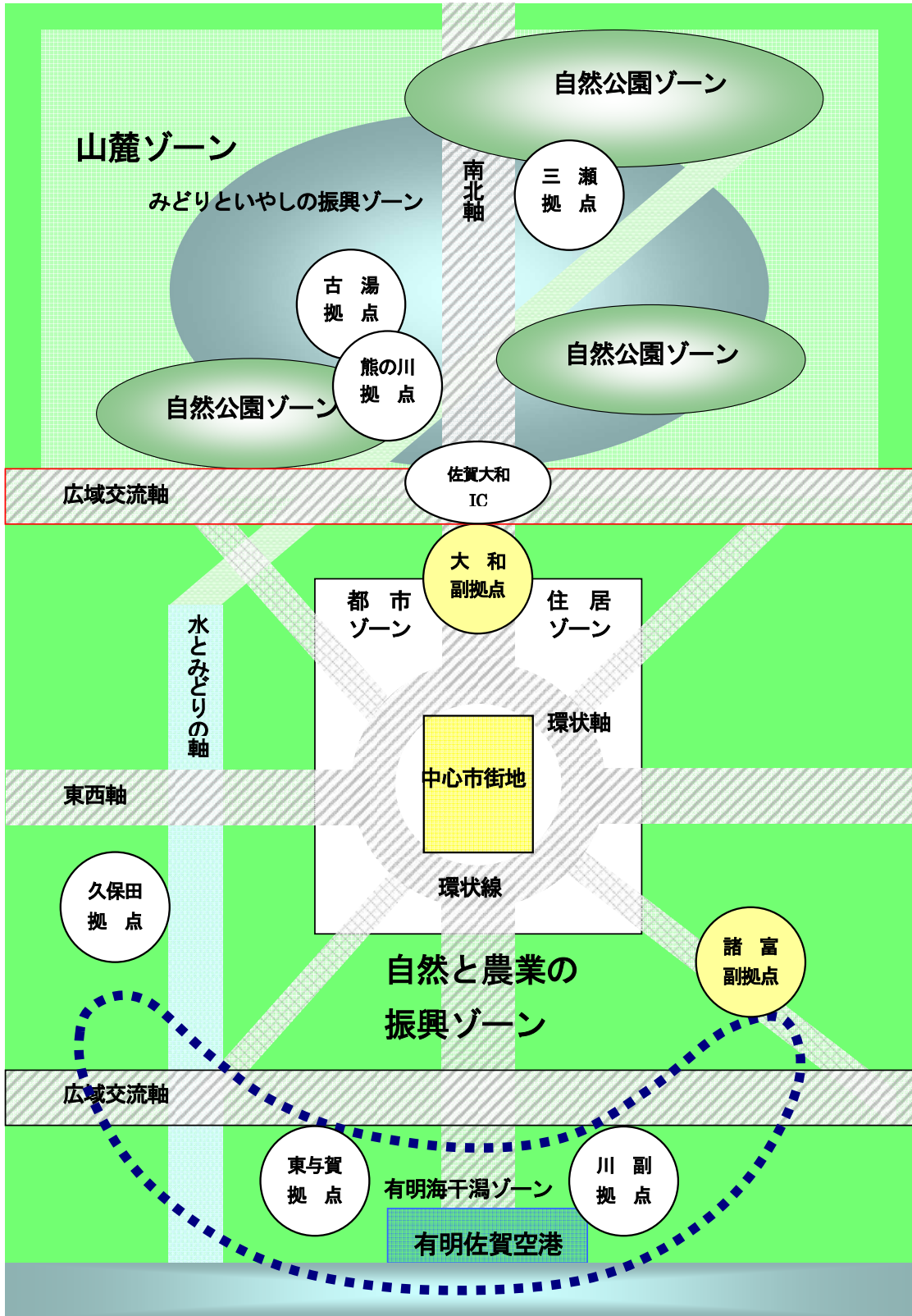
#### 域内交流軸

都市中心核と各拠点地域を放射線状に結ぶ軸を域内交流軸として位置付け、各拠点地域から都市中心核への交通アクセスを充実させ、中心核の機能の集積を図ります。

#### 広域交流軸

佐賀大和インターチェンジから東西に伸びる高速道路と、南部の生活・文化拠点を東西に結ぶ幹線道路を新市の広域交流軸と位置付け、広域的なネットワークの形成を図ります。

# 都市構造図



## Ⅱ. 新市の施策

### 第1章 地域間競争に勝ち抜く自立した経済構造の実現

#### 第1節 新しい観光の展開

新市には、これまで「バルーンフェスタ」や「古湯・熊の川温泉郷」以外全国的に有名な観光資源も少なく、山麓や海辺の自然、古代から近代に至るまでの歴史・文化遺産など多くの観光におけるポテンシャルを持ちながらも、観光地のイメージは高くありませんでした。吉野ヶ里などの広域観光ルートからもはずれ、「バルーンフェスタ」は唐津との連携をしたところですが、訪れる観光客はほとんどがそれだけを目的としています。

しかし、これからは“佐賀のまちに他所から人が来る”ということを大切にしなければなりません。その一つとして、宿泊業などのサービス業をはじめ、飲食業、物産販売業といった商業や旅客輸送業に対する地域経済への波及効果が大きい観光産業を、新市の経済の大きな柱として強力に育成していくことが重要です。

#### 1. 観光意識の醸成

##### 〔現況と課題〕

観光産業の育成を地域や市民の視点から見ると、日常生活の中からいかにして新しい魅力ある素材を醸し出すかが重要です。市民が普段の生活を維持しながら、観光客にも受け入れられるようなまちの雰囲気づくりが大切です。

新市の売り込みを担う最大の営業力となるのは、市民一人ひとりです。その市民が自信を持って観光客を迎え、観光客とともに自らも楽しむ環境を整えるためには、資源を発掘し、磨き上げ、アピールしていくとともに、市民や観光事業者の意識を高めていくことがなによりも重要です。

## 【基本方針】

### ○ 市民の観光意識の啓発

これからの観光の振興を図るためには、観光に対する市民の意識を新たにすることが必要です。「郷土の良さを知り、郷土のすばらしさを他所の人にも来て・観て・知ってもらいたい」と思えるようになる風土づくりが大切です。

そのために、新市の歴史・文化・自然環境などの地域の資源に関する啓発活動を進めます。

また、来訪者が心地よく過ごせるように、市民や商業者一人ひとりが観光のまち佐賀を担い、だれもがまちの案内役であるという自覚を持つような意識の啓発を行います。

その結果、あちらこちらで市民、ボランティア、まちづくりグループなどの自主的・自発的な活動が活発になり、佐賀市全体が観光のまちの雰囲気を持つようなまちづくりを進めます。

## 【施策の体系】



## 【施策の概要】

基本事業名	事業概要	推進主体
市民の観光意識の啓発	市民の観光意識を啓発するために、講演会などを開催します。	新市 市民

## 2. 観光の戦略的振興

### 〔現況と課題〕

これまでの観光行政は、まつり・イベントの開催に重点を置いたものであったために、観光が産業として新市を牽引していくものにはなりませんでした。

新市の観光振興は、戦略的に進めていく必要がありますが、そのためには観光に対する基本理念の確立と、それを推進していくための実行計画や体制の整備が不可欠です。

また、行政と民間との強力な連携や適切な役割分担、佐賀の情報・イメージを大都市圏などに積極的に発信し、新市の認知度を高めるための広報・PR戦略などが重要です。

### 〔基本方針〕

#### ○ 観光振興戦略プランの実施・見直し

観光によるまちづくりの推進のために、新市の「観光振興戦略プラン」を見直し、具体的な政策を総合的・積極的に推進します。

行政と観光協会などの関係団体、民間事業者が連携し、それぞれの立場で役割分担して可能な事業から順次計画に取り組みます。

#### ○ 広域的観光の推進

新市は、山林、温泉、広大な平野、河川、クリーク、干潟など豊かな天然資源を有しています。

また、古代から近代にいたるまでの地域の歴史・文化遺産があり、それらにまつわる文化施設なども多く整備されています。

これらの観光資源を有機的、連続的に結びつけるネットワークを構築することにより、相乗効果を発揮できるような広域的観光を推進します。

また、県内外の観光拠点との広域的な観光ネットワークの整備を図ります。

#### ○ 誘客対策の推進

観光の振興を図るとき、観光客の地域・階層・志向などターゲットを絞ることは重要なことです。

新市では、有明佐賀空港・JR長崎本線・九州横断自動車道などの複数の交通アクセスに恵まれているという優位性を生かしながら、近接する福岡都市圏からの日帰り観光客、あるいは九州内をはじめ西日本、首都圏からの市外の観光拠点と連携した広域観光ルートを利用する観光客などを受け入れるため、観光市場や観光客のニーズに対応し、ポイントを絞った誘客対策を進めます。

#### ○ 地域情報・イメージの発信

観光PR活動を充実・強化するとともに、観光客の誘致を促進するため、本市の情報・イメージを発信し、新市の知名度を高めていきます。

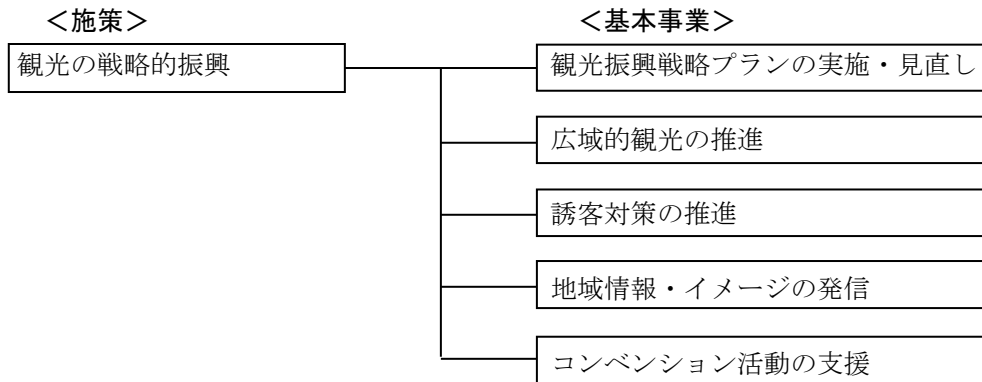
また、インターネットや情報誌など各種の情報媒体を通じて積極的な観光情報の提供・発信を行います。

#### ○ コンベンション活動の支援

通年型の観光を一層強化していくため、学術会議・各種大会・スポーツイベントなどコンベン

ションの誘致、開催の支援活動を進めます。

## 〔施策の体系〕



## 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
観光振興戦略プランの実施・見直し	新市の「観光振興戦略プラン」を見直し、施策・事業の具体的な推進を図ります。	新市 関係団体 市民 事業者
広域的観光の推進	新市の自然・文化施設などの観光資源を有機的、連続的に結びつけるネットワークの構築を進めます。また、県内外の観光拠点との広域的な観光ネットワークの整備を図ります。	新市 関係団体 事業者
誘客対策の推進	観光客の地域・年齢・性別・テーマなど対象やターゲットを絞った、観光商品の企画開発を行うことにより誘客対策を進めます。	新市 関係団体 事業者
地域情報・イメージの発信	福岡都市圏さらには全国へ、情報誌やインターネットを活用し、本市の各種情報を発信することにより、知名度アップやイメージの向上を図ります。	新市 関係団体
コンベンション活動の支援	大会開催補助金の交付などにより、大会・学術会議・スポーツイベントの誘致促進、開催支援を進めます。	新市 関係団体

### 3. 自然・歴史・文化の活用と整備

#### 〔現況と課題〕

新市の観光資源としては、明治維新の七賢人に因んだ歴史文化、また中心部のお濠や田園風景と稀少生物の棲む水辺といった自然環境があります。

また、北部地域には緑豊かな森林資源、温泉資源に加え、広大なダム湖の計画もありますし、南部地域には九州一の大河である筑後川や全国有数の有明海干潟と、それぞれの地域に特有の資源があります。

さらには、新市全域にわたり、彩りのある食物に富んでいます。

これらは、素材としての魅力があるにもかかわらず、相互の関連性やストーリー性が乏しいため、結果としてインパクトが弱いものとなっています。

今後、これらの資源を組み合わせたり新しい企画を考えるなどして、観光面で活用していくことが重要です。

#### 〔基本方針〕

##### ○ 観光資源の整備・活用

新市に点在する観光資源を、伝統文化や特に佐賀藩の城下町として繁栄し明治維新を支えてきた歴史系と空・緑・水という豊富な自然を中心としたアウトドア系の二つに大別し、観光的活用と発掘を図ります。

既存の観光資源相互の関連性やテーマ性に食などの要素を加味することにより、ストーリー性を前面に打ち出した新たな観光、散策を楽しめるルートを設定し、また農業や商工業などの地場産業を組み合わせた体験・参加型の観光開発を進めます。

##### ○ 観光基盤の整備

新たな観光企画やルートにともなう観光基盤の整備を図ります。

また、観光客が初めて来ても安心して楽しく散策できるような利便施設や観光サインの整備、宿泊施設などの受け入れ体制の充実に努めます。

##### ○ 古湯・熊の川もてなしの温泉郷づくり

宿泊の滞在エリアとしての魅力づくりを目標として、歴史と文化を体感できる「もてなしの温泉郷」のイメージが高まるよう、古湯・熊の川温泉郷のさらなる充実を図ります。

##### ○ 三瀬温泉いやしの郷づくり

三瀬温泉やまびこの湯周辺には、やまびこ交流館やふれあい農園、炭焼き体験施設などが整備されており、大自然の中で心身のリフレッシュが図れます。これらの施設を中心とした三瀬温泉いやしの郷のさらなる充実を図ります。

##### ○ グリーンツーリズムの推進

隣接する福岡市および新市中心部の都市住民を主なターゲットとして、豊かな自然や農山村とのふれあいを気軽に体験でき、地域の活性化につながるようなグリーンツーリズムを推進します。

##### ○ アウトドアスポーツ拠点エリアづくり

自然志向・健康志向の高まりとともに自然に親しむアウトドアスポーツのニーズが高まっており、北山湖やスキー場等の地域資源を活用したアウトドアスポーツの拠点形成を図ります。

#### ○ 北山湖周辺道路交通網の整備

国道 263 号を利用した観光レジャー入込み客が顕著に増加していますが、それに対応するため、国道 263 号の早期整備、北山湖、嘉瀬川ダム湖（仮称）周辺の付替国道 323 号、県道富士三瀬線、三瀬栗並線等の整備の早期竣工を県へ要請します。

#### ○ 宿泊機能の整備と別荘・定住の促進

山麓地域に短期から中長期まで多様な宿泊ニーズに対応できる宿泊機能の整備を進めます。

また、これと並行して、週末居住や季節居住、定年移住、Uターン・Iターンなど都市住民の別荘や定住ニーズに対応できる態勢を整えます。

#### ○ 肥前国庁跡歴史公園の整備・活用

嘉瀬川と九州横断自動車道佐賀大和インターチェンジに囲まれた区域は、肥前国庁跡をはじめ幾多の史跡が確認されており、肥前国（奈良～平安時代）の国府が存在したと肥前風土記に記載されている佐嘉の郡（さかのこおり）です。

新市の都市間交通の要衝地の優位性を生かし、肥前国庁跡の歴史的環境の保全に努め、歴史観光資源として整備・活用します。

#### ○ 佐賀城公園の整備・活用

佐賀城は鍋島 36 万石の居城で、北、西、南の広大な濠や城内に残る唯一の建物遺構である鯨の門により往時を偲ぶことができます。

この鯨の門がある本丸跡周辺は、県立佐賀城本丸歴史館が整備されるなど「歴史の森」として生まれ変わります。

このため、県立佐賀城公園を新市の観光拠点として位置付け、この公園事業を県とともに推進します。

また、県立佐賀城本丸歴史館の開館を機に、観光資源の魅力に磨きをかけ、佐嘉神社、松原マーケット、徴古館周辺の市街地整備を進めて、佐賀城公園と長崎街道の柳町地区を結ぶ地区の一体的な整備により中心市街地の活性化を図ります。

#### ○ 柳町地区の整備・活用

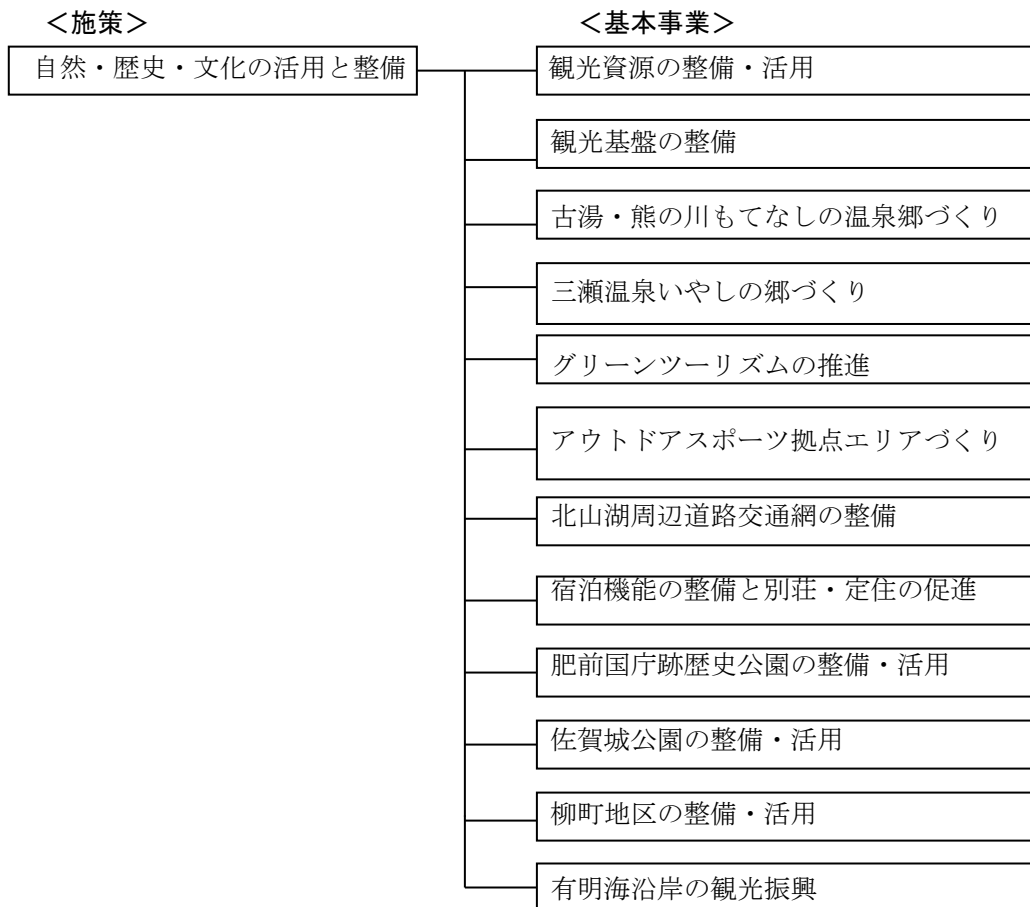
新市の観光拠点の一つとして、「歴史民俗館」を整備・活用するとともに、長崎街道の歴史的雰囲気の色濃く残り、都市景観形成地区の指定をしている柳町地区の整備・活用を進めます。

#### ○ 有明海沿岸の観光振興

有明海沿岸においては、潮干狩りや海釣りなどの海浜レジャーをエコツーリズムの一環として位置づけ振興を図るとともに、野鳥観察、カヌーなど川に親しむレジャーもエコツーリズムの一環と位置づけます。

また、より多くの観光客に有明海の干満の差や干潟での生態系の営みに直接触れてもらうよう、有明海沿岸の自治体や民間団体と連携し、観光資源の広域的なネットワーク化を図ります。

## 〔施策の体系〕



## 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
観光資源の整備・活用	新市内に点在する歴史的遺産、自然環境や伝統工芸、地場産業を活用した観光商品の企画開発を行います。さらに、その他の観光拠点との広域的観光ルートの整備を図ります。	新市 関係団体 市民
観光基盤の整備	新しく開発した観光ルートをより充実させるための観光サインなどの基盤整備を進め、宿泊施設やサービスなどの受け入れ体制の充実に努めます。	新市 関係団体
古湯・熊の川もてなしの温泉郷づくり	古湯・熊の川温泉郷について、かつて著名な作家たちが滞在した伝統ある温泉保養地のイメージを有効活用するために、山あいの温泉地として磨き上げ、観光客を呼び込み、温泉地の歴史と伝統を体感できる、もてなしの温泉郷づくりを推進します。	新市 関係団体 市民
三瀬温泉いやしの郷づくり	三瀬温泉やまびこの湯の周辺には、やまびこ交流館、ふれあい農園や炭焼き体験施設が整備されており、山間地域の体験活動を通じた心身のいやしの郷づくりを推進します。	新市 関係団体 市民

グリーンツーリズムの推進	北山湖周辺、松梅地区や三瀬地区などをモデル地区として指定して地区ごとのグリーンツーリズム・スローライフタウン推進計画を策定し、都市農山村交流の実行組織を育成します。農山村景観の保全・美化を図るとともに、棚田オーナー制度、果樹オーナー制度などの導入、クラインガルテン（貸し農園）、体験農園、観光果樹園、農産物直売所・加工所などを整備します。グリーンツーリズムの推進によって、豊かな農山村のイメージを確立し、農産物、加工品、工芸品等のブランド化と販路開拓を推進します。	新市 関係団体 市民
アウトドアスポーツ拠点エリアづくり	北山湖、嘉瀬川ダム湖（仮称）や川上峡について、フィッシングやカヌーなどの水上スポーツ拠点、水とのふれあいを楽しめる河川公園・親水公園、湖畔・河畔の散策を楽しめる遊歩道や野鳥の森などを整備します。また天山スキー場周辺の夏場の集客策や肥前大和巨石パークの再整備策として、ウォーキング（散策）、トレッキング（山歩き）、サイクリング（自転車の遠乗り）、フリークライミング（岩登り）など、自然を利用した健康づくりを楽しめる地域づくりを行います。	新市 関係団体 市民
北山湖周辺道路交通網の整備	国道 263 号、嘉瀬川ダム湖（仮称）周辺に整備される付替国道 323 号や広域農道と接続する県道富士三瀬線、三瀬栗並線の整備の早期竣工を県へ要請します。さらにダム湖畔を巡る道路の沿道については、景観の保全・美化を行い、山麓ゾーンの観光地、保養地、レジャースポットなどの観光ルート化と地域イメージの向上を目的としたサインシステム（案内誘導標識群）を充実させます。	国 県 新市
宿泊機能の整備と別荘・定住の促進	アウトドアスポーツエリアやグリーンツーリズム推進地区に、オートキャンプ場や貸別荘村、農家民宿（ファームイン）など、目的や滞在期間、予算に応じて選択できる多様な宿泊機能を整備します。また北山湖周辺エリアに、週末居住や定年移住、Uターン・Iターンに対応できる菜園付住宅を整備、さらに空いている農家・古民家紹介システムなどを導入します。	新市 関係団体 市民
肥前国庁跡歴史公園の整備・活用	肥前国庁跡は、歴史公園として整備されており、佐嘉の郡（さがのこおり）の歴史情報を発信する観光施設として活用します。	新市 関係団体 市民
佐賀城公園の整備・活用	城内・佐嘉神社周辺を対象地域とする「佐賀城下再生百年事業整備構想」のもと、県立佐賀城公園整備事業を県とともに推進します。また、佐賀城公園と雰囲気のある快適な周辺空間の形成を図るため、歴史的環境遺産と調和した環境整備に努めます。さらに、当該地区における新市としての佐賀城整備活用についての方向性を確立するとともに、新市の観光拠点として位置付け、佐嘉神社、松原マーケット、徴古館周辺の市街地整備を推進します。	県 新市 関係団体 市民
柳町地区の整備・活用	新市の歴史民俗館を中心とし、他の観光資源と一体となった拠点整備を進めます。その整備については、展示だけでなく体験型施設を含む整備を検討します。	新市 関係団体 市民
有明海沿岸の観光振興	潮干狩りや海釣りなどの海浜レジャーをエコツーリズムの一環として位置づけ振興を図るとともに、森林公園や嘉瀬川、大授搦での野鳥観察、カヌーなど川に親しむレジャーもエコツーリズムの一環として位置づけます。またガタスキーや海苔摘みなどの体験メニューの導入を促進するとともに、筑後川昇開橋や佐野記念公園、干潟よか公園など有明海沿岸部の観光資源のネットワーク化による観光開発を進めます。	新市 関係団体

## 4. まつり・イベントの振興

### 〔現況と課題〕

新市には多種多彩なまつり・イベント（「みつせフェスタ」、「市川天衝舞浮立」、「古湯映画祭」、「まほろば祭」、「栄の国まつり」、「バルーンフェスタ」、「佐賀城下ひなまつり」、「三重の獅子舞」、「夏の夜のメルヘン」、「観光潮干狩り」、「シチメンソウまつり」「嘉瀬川精霊流し」など）があり、それぞれが独自性を持ち、地域の魅力を引き出しています。なかでも全国的なイベントとして新市の知名度アップに貢献している「バルーンフェスタ」ですが、今後は地域経済への波及効果を高めるイベントとして開催していく必要があります。

その他の地域特有のまつり・イベントは、市民主体のまつりとして、イベント内容の充実や運営のあり方などの検討が必要です。

### 〔基本方針〕

#### ○ バルーンフェスタの活用

新市を代表するイベントとして定着している「バルーンフェスタ」のイメージアップ効果を活用するとともに、新市経済への波及効果を高めるために通年的な開催に努めます。

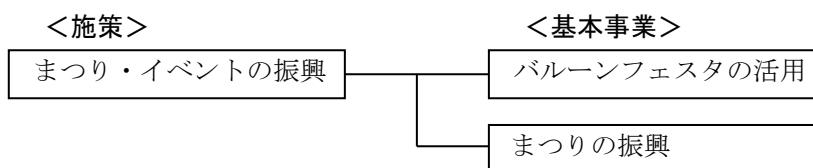
また、他のスカイスポーツによる観光開発の可能性を検討したり、他の地域の観光資源との連携を図るなど、活用を進めます。

#### ○ まつりの振興

地域のまつり・行事・イベント（「栄の国まつり」、「浮立」など）は、市民や地域住民全体のまつりとして振興を図っていきます。

また、まつり・イベント等は、魅力ある観光資源となりうる可能性を持っていることから、市民の力によって、それらの資源を磨き、魅力を引き出せるよう努めていきます。

### 〔施策の体系〕



### 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
バルーンフェスタの活用	バルーン大会の充実とその継続を進めるとともに対外的なイメージ向上策・集客対策・中心商店街など地域経済との連携策を図ります。	新市 関係団体 市民
まつりの振興	地域の行事・イベントは市民主体のまつりとして、あり方を見直し振興を図ります。また、新たな観光資源を市民の力によって発掘し、磨き、魅力を引き出せるよう努めていきます。	新市 関係団体 市民

## 第2節 新しい産業の創出

### 1. 新産業創出の支援

#### 〔現況と課題〕

新産業あるいはベンチャー企業というと、一般にIT関連の情報産業やそれを活用したハイテク産業が注目されますが、新市においてはこうしたハイテク部門を重視しながらも、歴史的・地域的な理由からポテンシャルの高い農業や商業、食品産業や今後拡大の見込まれる環境・福祉・教育関連の分野にもその対象を拡大し、育成・支援を行っていく必要があります。

また、新産業創出の支援政策については、すでに国・県・財団法人佐賀県地域産業支援センターなどの関係機関により、制度として十分な策が講じられています。

このような状況の中で、新市の役割は市内の企業や起業者、研究者、関係機関などの状況をきめ細かく把握し、人的ネットワークの構築や情報提供を速やかに行うことです。

そのために、市内事業者の実態を正確に把握し、インターネットのメーリングリストなどを活用した人的ネットワークの構築に力を注いでいく必要があります。

#### 〔基本方針〕

##### ○ 新産業創出の環境づくり

産学官あるいは異業種間交流の場を数多く設けることで、シーズの発掘に努めたり、既存技術の融合を進めるなど新産業創出の環境づくりを進め、また、技術革新に対応した高度技術開発への支援を行います。

##### ○ 新産業創出の支援体制の整備

ベンチャー企業が生まれ育ちやすくするため、新産業の起業に対しては、(財)佐賀県地域産業支援センターとの連携をとりながら、経営面・技術面・資金面等の各種支援制度の拡充や体制づくりを図っていきます。

##### ○ 医療福祉関連の新規事業やベンチャービジネスの育成・支援

「福祉でまちづくり」をコンセプトに地域の産業が新たなビジネスチャンスとして医療福祉関連の新規事業やベンチャービジネスの育成・支援を目的として、医療福祉産業ネットワークや県内のインキュベーション機関（起業支援組織）との連携を推進します。

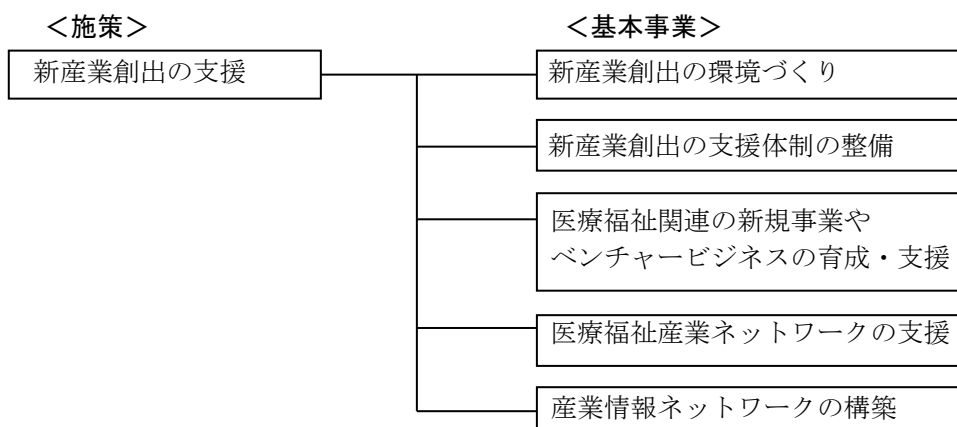
##### ○ 医療福祉産業ネットワークの支援

佐賀大学医学部地域医療科学教育センターや関連する学部と諸富地区の家具製造、山麓地域の林業・製材業など地域の資源を活用して医療福祉産業ネットワーク化を図り、すべての市民にとって住みやすい住環境の実現をめざした都市、住宅、家具、設備、生活用具、生活支援のあり方などの共同研究・共同開発に対し支援します。

##### ○ 産業情報ネットワークの構築

インターネットのメーリングリストを活用して、経営者、技術者、研究者等関係者の人的ネットワーク構築と情報提供をきめ細かく行います。

## 〔施策の体系〕



## 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
新産業創出の環境づくり	産学官や異業種間交流の場を設置し、新産業創出のきっかけをつくり、シーズを育めるような支援を行ないます。また、地域密着ベンチャーサロンを開催します。	県 新市
新産業創出の支援体制の整備	ベンチャー企業などの起業に対しては、財団法人佐賀県地域産業支援センターと連携をとりながら、支援制度の充実を図ります。	県 新市 関係団体
医療福祉関連の新規事業やベンチャービジネスの育成・支援	医療福祉関連の新規事業やベンチャービジネス育成・支援を目的として、医療福祉産業ネットワークおよび佐賀県内のインキュベーション機関（起業支援組織）との連携を推進します。	県 新市 大学 関係団体
医療福祉産業ネットワークの支援	医療福祉産業ネットワークを創出します。高齢者や障害者になっても住みやすい住環境の実現をめざした、都市、住宅、家具、設備、生活用具、生活支援のあり方などの共同研究・共同開発を支援します。	県、新市 大学 関係団体 事業者
産業情報ネットワークの構築	市内の企業経営者や技術者、研究者のメーリングリストの提供や、佐賀県出身の起業家、技術者のリストを提供し、各種支援策の情報も提供します。	県 新市 関係団体

## 2. 研究開発機能の強化

### 〔現況と課題〕

国内企業の多くが、安い賃金やコストを求め海外へ生産拠点を移している現状を踏まえ、今後、国内の産業分野は研究開発部門を中心とした知的部分にシフトしていくことが予想されます。

このため、新市においても九州北部学術研究都市構想に基づく研究開発機能の整備を進める必要があります。

新市には、佐賀大学をはじめとして多くの研究機関がありますが、こうした研究機関と産業界、そして行政が有機的に連携をとることが、これからの産業活性化には必要です。

## 〔基本方針〕

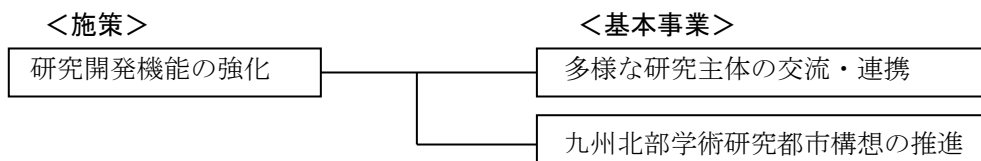
### ○ 多様な研究主体の交流・連携

新市に立地する大学と研究機関相互のネットワークを整備し、研究者間の交流を図り、新しい技術や商品を生み出すきっかけづくりを進めます。

### ○ 九州北部学術研究都市構想の推進

九州北部学術研究都市構想における拠点都市として、学術研究機能の集積と強化を図ります。

## 〔施策の体系〕



## 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
多様な研究主体の交流・連携	佐賀大学、佐賀短期大学、佐賀女子短期大学の三大学及び公立研究機関の相互のネットワーク整備と、産学官・専門分野の垣根を越えた研究者が集う機会や場所を設けます。	国 県 新市 大学 関係団体
九州北部学術研究都市構想の推進	九州北部学術研究都市構想における拠点都市として、学術研究機能の集積と強化を図ります。	国 県 新市 大学 関係団体

## 3. 情報産業の振興

### 〔現況と課題〕

新しい産業を創出したり新製品を開発するという場合、コミュニケーションは不可欠の要素であり、そのツールとしての情報通信基盤の普及は大変重要です。

特に、インターネットをはじめとする情報通信手段は、大容量・高速度・低価格であることが絶対条件として求められており、また、それらを使いこなすためのソフト技術やノウハウは、今後の新市を支えていくうえで重要な要素となります。

このためのインフラの整備やソフト開発に対しては、行政としてできるだけの支援を行う必要があります。

## 〔基本方針〕

### ○ 情報通信基盤の整備

高度情報化社会の到来、経済のソフト化、急速なブロードバンドの浸透などにより、地域経済においても情報通信産業の役割は今後ますます高まります。

しかしながら、情報通信基盤は、情報通信事業者やCATV等の回線を利用することを基本としますが、市街地の街区によっては基盤整備の状況に温度差があるため、市街地や拠点地区に計画的・重点的に情報通信基盤の整備・充実を図るための施策展開を行います。

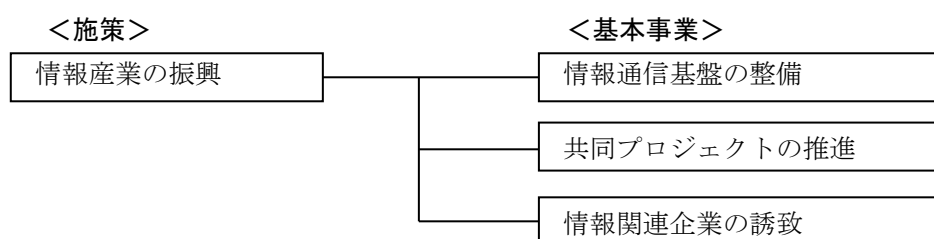
### ○ 共同プロジェクトの推進

新市内の情報ソフト系企業はほとんどが規模が小さく、こうした点を補うため複数企業による協業化や、新たな知的刺激を享受できる環境づくりを進めます。

### ○ 情報関連企業の誘致

雇用創出を図るため、サポートセンターなどのネット関連企業の誘致を推進します。

## 〔施策の体系〕



## 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
情報通信基盤の整備	光ファイバ、CATV、ADSL等の高速・超高速ネットワーク環境の整備を行う民間事業者等に対し、整備支援事業を行います。	新市事業者
共同プロジェクトの推進	情報ソフト系企業が共同で一つのプロジェクトを受注、開発ができるようなシステム整備の支援を行います。また、産学官のネットワークを使った新商品開発のプロジェクトをつくります。	新市関係団体事業者
情報関連企業の誘致	サポートセンター等のIT（情報通信）関連企業の誘致を図ります。	国 県 新市事業者

## 第3節 産業の活性化

これからの自治体の産業政策の基本的役割は、各産業分野における活性化の芽を発見し、それを様々な人々をつなぎ合わせることで、企業が中心となった活性化を支援していくことです。団体支援から、やる気のある個人・個店に対する支援が必要となります。だれもが横並びに等しく成功することはありえません。危機を認識し、危機的状況を切り拓こうとする挑戦を大切にしていきます。

そのための一つの方法として、企業者・市民から産業政策についてのアイデアを募集し、双方向で検討します。

### 1. 商業の振興

#### 〔現況と課題〕

商業は、新市において重要な産業の一つであり、近年は相次ぐ大型商業施設の進出やロードサイド店舗の立地により商業の就業者比率が高まっています。

しかし、その一方で、従来からの商店街においては、店舗数・年間販売額とも減少傾向にあり、今後ますます経営革新が求められています。

小売業の小売吸引力指数は、大型商業施設の進出などにより、依然高水準にあるものの、地元商店街の吸引力は衰退の一途をたどっており、商業者にとって大きな課題となっています。

地場産業については、これまでは県指定の伝統的地場産品である佐賀錦の保存、家具等に活動支援を行ってきましたが、今後は新市の伝統産品の確立や支援、また有明海の海産物を利用した特産品の開発及び商業ベース化を図っていく必要があります。

#### 〔基本方針〕

##### ○ 卸売業の支援

効率的な経営を実現するため、企業間の連携による事業の協業・集約化を進めるとともに、新・増設、移転を考える企業に対しての受け皿整備を進めます。

##### ○ 小売業の支援

消費者ニーズの高度化・多様化に対応するため、経営基盤の強化を図りつつ、個性的で魅力ある商業空間の形成を目指します。

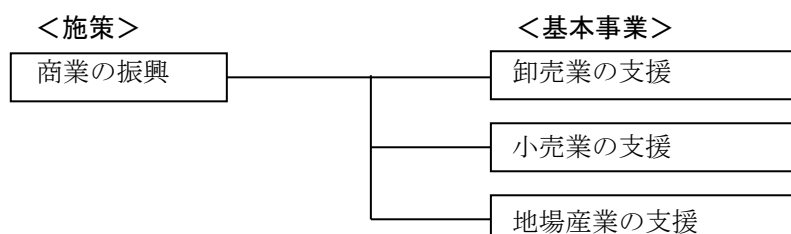
このための人材育成や個店支援を強化しながら、これまでの画一的な商店街から、各々の地域性や環境にあわせた商業ゾーニングを確立するとともに、その基盤整備、環境整備に努めます。

また、規制緩和にとまなう大型商業施設との併存も必要であり、そのための新たな商業ビジョンを策定し、小売業の新しい展開を図ります。

## ○ 地場産業の支援

「佐賀らしさ」を強化するため、地元の優れた伝統工芸品や特産品に目を向け、その商品開発・情報発信・人材育成等の課題解決に向けた支援体制を整備するとともに、第一次産業における特産物をクローズアップし、商業ベースにのった販路開拓に努めます。

### 〔施策の体系〕



### 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
卸売業の支援	経営の革新、流通の合理化を図るため、情報活用力の強化支援、流通ルートの新規開拓支援を行います。また、事業の共同、集約を図るために、移転、新・増設等を考える既存企業の集積を進めるとともに、新規参入を促進します。	新市 事業者
小売業の支援	事業者の人材育成としての研修会、経営セミナー等の開催、魅力ある個店の誘致・支援、各々の地域性、環境に合わせた商店街形成のための活動支援・基盤整備を行います。	新市 事業者 関係団体
地場産業の支援	佐賀の伝統的工芸品の地位を確立し、そのPR、販路開拓、技術継承・育成に努めます。また、特産品についても販売支援を行うとともに、新たな商品開発を支援します。	新市

## 2. 工業の振興

### 〔現況と課題〕

新市には電気製品や自動車部品の製造などでシェア日本一の企業もありますが、製造業全体としては生活関連型の立地が多く、中でも食料品工業が5分の1を占めています。また、佐賀県の代表的な地場産業である諸富家具は、家具製造メーカーを中心として約70の事業所が諸富地区に集積しています。

雇用に関しては近年横ばいの状態であるものの、製造品等出荷額は減少傾向にあり、市町村合併により新たな企業の誘致や地場産業の育成によって製造業全体の底上げが期待されています。

新市には、大手企業が数社立地し、新たに進出した大手の自動車関連企業は2006年から操業を開始しますし、菓子メーカーの進出も決まっています。今後も企業誘致を積極的に進める必要があります。行政と既存企業や既進出企業との関係を強化し、企業進出の環境整備を行う必要があります。

また、新規工場が立地するにあたっての周辺環境への配慮や、農業等地域産業との結びつきの強化も図ります。

さらに、市内企業の大半を占める中小企業は、新製品開発や販路開拓がなかなか難しいのでそのための支援も必要です。

## 【基本方針】

### ○ 既存企業の支援

市内の中小企業が自立した経営を行い、新製品開発や新事業の展開を実現するための人的および情報に関する企業間ネットワークの構築に必要な支援制度の拡充を図ります。

### ○ 諸富家具の振興

佐賀県の代表的な地場産業である諸富家具は、家具メーカーを中心として約70の事業所が集積していますが、市場の成熟化や産地間競争に対応するため、産学官の連携による商品開発力の強化を図り、医療、福祉、建築分野など多方面への市場参入を進めていくとともに展示会の開催やIT時代に対応した販売戦略、通販システムの活用による販売力の強化に努め、新市としての産地ブランド化の確立を図ります。また、住宅産業とのネットワーク化を図るなど多種多様な木材加工事業所の集積した特性を生かし、総合的なインテリア産地を目指します。

### ○ 企業誘致の推進

市内の空き工場用地・空き工場・空き倉庫等の情報データベース化を図り、また広くその情報を発信することにより企業の誘致を進めます。

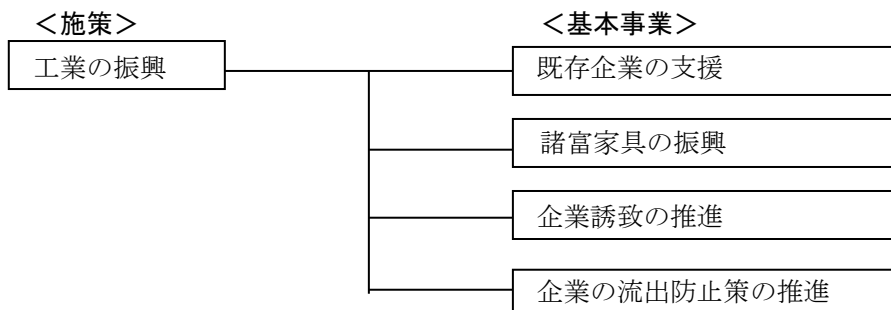
また、行政と既存企業や既進出企業との関係を強化し、企業が進出しやすい環境づくりに努めます。

### ○ 企業の流出防止策の推進

工場周辺への環境上の問題や事業拡張のため移転を希望している企業の受け皿として、新たな工業団地や商工団地の開発を検討します。

また、新たに用地を取得することが困難な小規模企業のために、賃貸工場を斡旋します。

## 【施策の体系】



〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
既存企業の支援	(財)佐賀県地域産業支援センターと連携を図り、各種支援事業を行います。また、販路開拓支援やホームページ作成のための支援を行います。	新市 関係団体
諸富家具の振興	佐賀県工業技術センターや佐賀大学医学部地域医療支援センターとの連携により諸富家具の商品開発力を強化し、福祉、医療、建築など多方面への市場参入を進めます。諸富家具の展示会の開催や販売戦略を業界合同で実施し、諸富家具のブランド化を支援します。多種多様な木材加工事業所の集積した特性を生かし、総合的なインテリア産地への発展を支援します。	国 県 新市 関係団体 事業者
企業誘致の推進	各企業の多様なニーズに対応できる用地や工場、倉庫等の情報を収集し企業誘致に活用します。また、既存企業との関係を強化し、企業が進出しやすい環境をつくります。	新市 事業者
企業流出防止策の推進	移転や新設・増設を希望している企業の受け皿として、新規工業団地や商工団地の開発を検討します。また、独自に用地取得や工場新設が困難な小規模企業に対して、貸し工場の斡旋を行います。	新市 事業者

### 3. 農林水産業の振興

#### 〔現況と課題〕

平坦で肥沃な土壌と温暖な純水田地帯である新市の農業は、昭和40年代初頭に「新佐賀段階」として、単位面積当たりの米の収穫量日本一を誇った時代もありました。今でも米・麦・大豆の土地利用型作物の作付けが中心です。

また、中山間部地域では、気候や地形などを生かした農産物の生産が行われています。

しかし、農産物の価格は低落傾向にあり、農業経営の発展と所得の安定を図るため、多くの農家が施設園芸作物などの市場価値の高い農産物生産に取り組んでいます。一方では、後継者不足や農業従事者の高齢化により耕作放棄地が増加傾向にあります。農業が有する食料供給・国土の保全・地下水のかん養・良好な景観形成によるいやしといった多面的な機能を堅持するためにも「地産地消」や「消費者との連携」という新たな方向で振興していかなければなりません。

新市の林業は、木材価格の低迷や後継者不足による林地の荒廃などの問題を抱え、建築材として利用されるスギ・ヒノキの需要も低迷しています。今後は、家具産地等との連携で付加価値をつけて販売する方策を検討し、林業の活性化を図らなければなりません。

次に、新市の水産業は、有明海を漁場とした沿岸漁業が中心で、特に海苔養殖に大きく依存していますが、後継者不足や消費者ニーズの変化による価格の低迷等や有明海的环境悪化、輸入枠の拡大等により、海苔生産を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。今後は、全国にもまれな干満の差を誇る有明海という資源を生かし、消費者にとって魅力ある水産業の振興を図っていかなければなりません。

#### 〔基本方針〕

##### ○ 消費者と連携した農林水産業の確立

自然環境や消費者の健康に配慮し、減農薬・減化学肥料農法に取組み、おいしくて安全な農産物を供給する体制づくりを進めます。

また、これまで同様に市民への食料供給の役割を担っていくとともに、地元の農産物や農産加工品を地元の消費者や学校給食に提供する「地産地消」を実現するための流通ルートの確立を図ります。

一方、農村部が有する美しい景観と新鮮で安全な農産物、市民農園を資源とした消費者との交流を進めます。

森林は、緑のダムとも言える水源涵養、国土保全など公益的機能を有しています。この大きな資源を生かして林業の活性化と雇用を生み出す施策の展開を図ります。

今後とも、森林に対する多様なニーズに応え、美しい自然を生かした森づくりに努めます。

水産業については、「豊穰の海、有明海」を再認識して、福岡県を初めとした消費地との交流を図り、有明海に関する情報交換や人的交流を促進します。また、安全・安心な食品としての海苔のPRに努めます。

さらに、海苔養殖以外の新たな収入源を探るため、付加価値をつけた新商品の開発や食品加工業との連携による水産業を確立します。

## ○ 農林水産業生産基盤の整備

食料需要の多様化と急速な国際化が進むなど、農業を取り巻く環境は変化しており、これに対応できる、力強い農業を構築するために、農地の荒廃を防ぎ、生産基盤・経営基盤の整備と強化を図り、生産性の向上を目指します。

そのために、生産基盤整備やかんがい排水事業の進捗を図り、経年劣化した農業用施設等の機能保全と管理体制の確立を目指します。

林業は、森林資源の総合育成、雇用の場の拡大を図り、森林組合の強化と林道網の整備を推進します。

水産業は、有明海的环境改善と安全で良好な漁場や漁港づくりを目指すとともに海苔養殖業の協業化を推進します。

## ○ 安定した農林水産業経営の確立

新市の農業の基幹作物である米・麦などについては、生産ほ場の団地化や大型機械を利用した共同作業の実施により、高品質安定生産や低コスト化を進めます。いちごやメロン、アスパラガスなどの施設園芸については、高い市場評価を得られるような産物の生産及び新品種の導入に努め、省力化のための機械を導入して作業の効率化を進めるとともに気候などの環境条件を生かし、活性化を図ります。

そのために、中核農家や生産組織による農業経営の支援を進め、生産・加工・販売の一貫した組織を育成し、経営能力の高い力強い経営体が育つ環境を整備します。

また、林家の経営意欲を促し、森林組合を核としながら林業生産性の向上、優良材生産体制を確立し、家具製造業者や建築業など異業種間との多様な連携を図り、木材の有効活用及び新技術を使った商品の開発に努めます。

水産業では、海苔養殖業の協業化や委託加工（カントリー方式）の推進によるコスト縮減に努めます。

また、輸入枠拡大が予想される中国・韓国産の海苔に対抗できるよう、高品質で付加価値の高い海苔の生産を目指します。

## 〔施策の体系〕



〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
消費者と連携した農林水産業の確立	<p>農業は、安全な農産物を生産するために環境保全型農業の普及を進めます。また、農村ならではの資源を利用して、特産品となりうる農産物や農産加工品を生み出し、地元消費者との交流を軸とした販売ルートの拡大を図ります。</p> <p>林業については、水源涵養などの公共的機能を有する森林の保全に努めつつ、林業における雇用の拡大を図り、美しい自然の維持・管理に努めます。</p> <p>水産業は、主産品である海苔が安全・安心な食品であることを積極的にPRするとともに、原産地表示を推進し、消費者が安心して購入できるよう努めます。また、消費者との交流事業を推進し、干潟という貴重な環境と豊かな生態系を有する有明海の積極的な情報発信を行います。</p>	国 県 新市 関係団体
農林水産業生産基盤の整備	<p>農業は、圃場整備事業・かんがい排水事業の進捗を図り、経年劣化した農道や用排水路（クリーク）の機能保全、維持管理を行い、農地の保全と整備を図ります。</p> <p>林業は、森林資源の総合育成、雇用の場の拡大を図り、森林組合の強化と林道網の維持に努めます。</p> <p>水産業は、有明海的环境改善及び漁港が有明海の湾奥部に位置して浮泥の堆積が激しいため、施設が安全に利用できるよう継続的な浚渫を実施するとともに、既存の施設の良好な維持管理に努めます。</p>	国 県 新市 関係団体
安定した農林水産業経営の確立	<p>農業は、大規模農家の育成や集落営農の推進を行います。土地利用型農業の生産性向上や低コスト化を図るため、機械の共同利用体制の確立を図ります。また、市場価値の高い新品種や新技術の導入を積極的に進めます。</p> <p>水産業では、コスト縮減のため、協業化や委託加工を推進するとともに、周年操業体制の確立を図ります。</p>	国 県 新市 関係団体

## 4. 就労環境の向上

### 〔現況と課題〕

雇用の促進と安定については、地元からの雇用に対して雇用奨励金の制度を設けて、雇用効果の高い企業誘致に努めています。また、パートサテライトへの嘱託員の派遣や、働く人の特設労働相談所の開設など関係機関と連携をとりながら、雇用・就労環境の向上を図っています。

しかし、景気回復基調とは言え、依然厳しい雇用情勢が続く一方で、職業意識の多様化も進んでおり、多方面から支援が必要となっています。

### 〔基本方針〕

#### ○ 雇用の促進と安定

的確な労働行政を行うために、市内企業の労働実態の調査・分析を行います。そして、これに基づき、今後の労働力確保対策として、特に若年者・高齢者・女性・障害者の雇用促進のために新たな施策を検討し、就業の場の拡大と就業条件の向上を図ります。

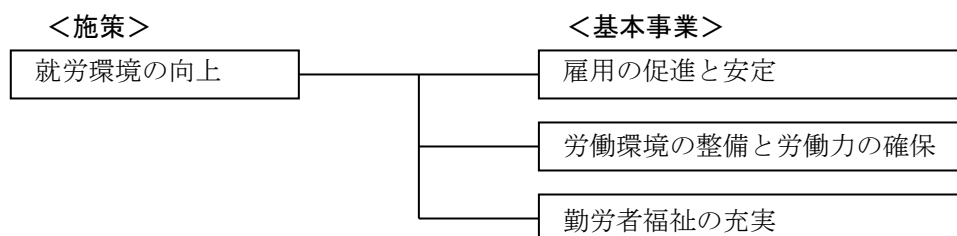
#### ○ 労働環境の整備と労働力の確保

だれもが安心して快適に働けるように、関係機関と連携を図りながら、労働環境の整備に努めます。

#### ○ 勤労者福祉の充実

勤労者福祉の充実を図るため、福利厚生の実施に努めます。

### 〔施策の体系〕



### 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
雇用の促進と安定	市内企業の労働実態を的確に把握し、現況の施策の見直しや新規施策の展開を検討するための基礎資料とし、若年者・障害者・高齢者・女性など、幅広い雇用の促進を推進していきます。	新市 関係団体
労働環境の整備と労働力の確保	固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正、仕事と家庭の両立のため、雇用環境の整備を促進します。	新市 関係団体
勤労者福祉の充実	勤労者福祉の充実と、勤労者の福利厚生充実のため中小企業勤労者福祉サービスセンターへの加入促進を図ります。	新市 関係団体

## 第4節 中心市街地の活性化

車社会の進展や市街化区域の拡大により、新たな市街地が生まれ、それにもない都心の相対的な地盤沈下が続いています。

また狭い道路や不足する駐車場など交通アクセスの未整備の問題や、歴史的遺産・公園・水路・緑などの自然といったいわゆる都市アメニティの欠如が指摘されています。

さらに、相次ぐ郊外型大型店の出店や、空き店舗の増加などにみられる中心商店街の衰退は、市街地全体の活力に大きな影響を及ぼしています。

そこで、「住む人を増やす、来る人を増やす」など5つの柱からなる中心市街地活性化基本計画に基づき、今後は地権者をはじめ、商業者やその団体、地域住民やNPO等市民団体と行政、またTMO等それぞれの役割に応じ、中心商店街の活性化と中心市街地の整備を推進し、中心市街地の活性化に結びつけていきます。

### 1. 中心商店街の活性化

#### 〔現況と課題〕

新市の中心商店街では、空き店舗の増加や大型店の撤退が相次ぎ、商店数・従業者数・販売額・売場面積はこの10年間で減少し、人通りも半減しています。空き店舗により連続性が分断した商店街はイメージを悪化させていますが、その背景には経営者の高齢化や後継者不足、高い家賃、高度化・多様化する消費者ニーズに応えることができないなどといった原因があります。

さらに中心商店街には、低料金の駐車場が少なく商業基盤施設も老朽化しており、消費者を惹きつける魅力に欠けています。

#### 〔基本方針〕

##### ○ 新商業ビジョンの策定

各地区の商業者の自主的な取り組みを前提とした商業ゾーンを確立し、統一されたコンセプトで施策を展開できるような新商業ビジョンを策定します。

##### ○ 人材育成・店舗誘致の支援

経営の情報化や効率化が立ち遅れている小売業者に対して、顧客・資金管理・販売計画・消費者動向など店舗経営のための研修を実施し、中心商店街への参入を促進するための開業支援を行います。

また、集客力を有する魅力ある個店を誘致するための支援策を実施します。

##### ○ 共同事業の支援

商店街が作成するホームページの情報化支援や、共同イベント、共同チラシの製作といった販売促進事業を支援します。

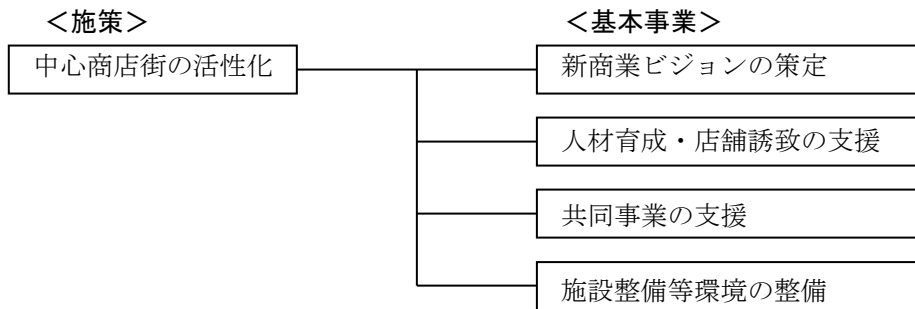
##### ○ 施設整備等環境の整備

快適空間の演出のために老朽化した施設の再整備を行い、高齢者や身障者に優しい設備の整備

を図ります。

また、消費者の利便性を考えた交通アクセスの改善策として、駐輪場などの整備を行います。

## 〔施策の体系〕



## 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
新商業ビジョンの策定	商業実態調査を踏まえ、事業者の自主的な取組みを前提とした総合的な商店街形成を目指すための新しい商業ビジョンを策定します。	新市 関係団体
人材育成・店舗誘致の支援	店舗経営のノウハウを学ぶための商人塾の開催や、これから商売を始める人を対象に、チャレンジショップ事業を行います。	新市 関係団体
共同事業の支援	商店街が実施する共同販促活動などの支援を行い、ホームページやネットワークの構築など必要な情報化施策を支援します。	新市 関係団体
施設整備等環境の整備	アーケードや街路灯といった商店街のハード整備を行うとともに、高齢者や身障者が安心して移動できるよう電動車椅子などの環境整備を充実させます。また、来街者の利便性を図るための駐輪場等の整備を実施します。	県 新市 関係団体

## 2. 中心市街地の整備

### 〔現況と課題〕

近年、市街地の拡大やモータリゼーションの進展、また大型商業施設の郊外進出などにより、中心市街地においては人口の減少や商業の空洞化が進んでいます。

また、中心市街地は、道路の整備が遅れており道幅が狭く、自動車と歩行者が混在して通行しており、交通危険箇所となっている箇所も見受けられ、また自動車での中心市街地へのアクセスの低さも指摘されていますが、アクセス道路の整備だけでなく、歩行者の歩きやすさ、歩く楽しさに重点を置いた道路の整備が必要であります。

## 〔基本方針〕

### ○ 中心市街地の基盤整備

中心市街地は、総合的な都市交通体系の整備に加え、地域資源を有効活用して回遊性のある基盤整備を行うことにより、来街者の利便性の向上を図ります。

また、居住区域として安心して生活できる環境の整備に加え、街に来た人に少しでも長く街を歩いてもらうため、快適な空間の創造に努めます。

### ○ 佐賀駅周辺地区の整備

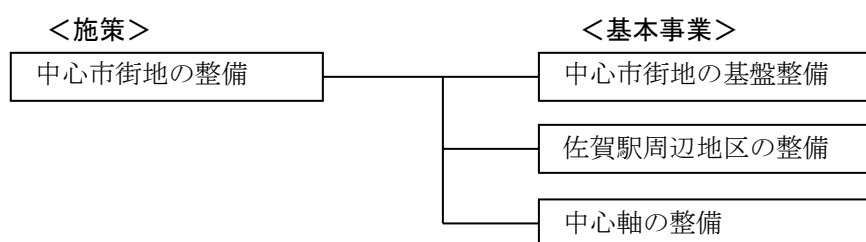
佐賀駅周辺地区は、南北駅前広場の機能の拡充や業務、サービス機能の集積を図ることにより、快適な空間を有した新市の玄関口にふさわしい整備を行います。

さらに駅前から地区内の公共施設などへの快適な歩行者ネットワークの形成を図ります。

### ○ 中心軸の整備

中心市街地の軸である中央大通りを、佐賀城までつながるルートとして、歩きやすく、歩きたくなるよう、快適な空間づくりに努めます。

## 〔施策の体系〕



## 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
中心市街地の基盤整備	地域資源を有効活用した回遊性を持たせた基盤整備に加え、バリアフリー道路の整備等により、住む人、来る人に配慮した施設の整備を行います。	国 県 新市 市民
佐賀駅周辺地区の整備	新市の玄関口として周辺地区の機能拡充を強化し、駅前広場の再整備を行います。また、各種情報提供機能を充実させ、賑わいのある都市空間を形成します。	新市 関係団体
中心軸の整備	中心市街地の軸である中央大通りを、佐賀城までつながるルートとして、歩きやすい空間に整備するとともに、歩きたくなるまちづくりに努めます。	県 新市 関係団体 事業者

※なお、佐賀駅周辺整備事業については、令和2年度に実施設計に着手しており、令和5年度の完了を予定しています。

## 第5節 交流拠点都市の推進

### 1. 総合交通体系の整備

#### 〔現況と課題〕

経済の活性化をもたらす要因の一つである交流人口を増やすためには、広域的な交通体系の整備が必要です。

新市の広域交通体系は、九州横断自動車道佐賀大和 I C、J R 佐賀駅および有明佐賀空港の3つの交通結節点を中心に都市間交流が行われています。

市内の交通体系は、市街地を取り囲む環状道路と放射状に伸びた幹線道路で構成されています。

今後は、有明佐賀空港の国際化や九州新幹線西九州（長崎）ルートの実現が期待されており、総合的な交通体系の整備による交流の推進が必要です。

#### 〔基本方針〕

##### ○ 公共交通の充実

新市の公共交通機関は、広域交通を担う J R と近隣都市間および域内交通を担うバスの二つがあります。

今後は、高齢化の進展に伴い、自家用車の運転ができなくなる人が増えるという点に対処していかなければなりません。

その中心的役割を担う手段は、公共交通機関であるバスであると考えられますが、市民の需要や経済性を踏まえた多様な形態を検討するとともに、まちづくりや観光ルートを考慮した交通政策の確立を図ります。

##### ○ 幹線道路の整備

九州横断自動車道佐賀大和 I C、J R 佐賀駅および有明佐賀空港の三つの交通結節点から中心市街地へのアクセス機能の向上や、放射環状型道路という地域特性を生かした通過交通対策を図るとともに広域交通の円滑化を推進するため、環状線や有明海沿岸道路を含めた地域高規格道路など幹線道路の事業促進を国・県へ要請します。

##### ○ 高速交通体系の整備

新市の高速交通機能は、有明佐賀空港と J R 長崎本線、九州横断自動車道が担っており、その三つの機能を高めることは、経済の活性化をもたらすことにもなります。

1998年7月に有明佐賀空港は開港しましたが、その機能を充分発揮しているとはいえません。

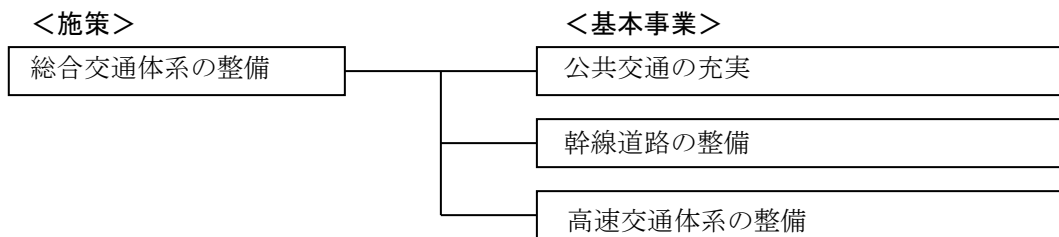
北部九州の航空需要は、福岡空港を中心に増大している現状にあり、有明佐賀空港、福岡空港、新北九州空港の北部九州3空港が連携して対応していくことが最良の方策と考えられます。

このため、有明佐賀空港の利用促進を図るための施策を県とともに展開し、北部九州3空港の連携実現に向けて国へ要望します。

また、長期的には、恵まれた立地条件や気象条件を備えた有明佐賀空港は、国際空港への可能性も期待できます。アジアに開かれた九州国際空港構想の実現に向けて国へ要望します。

次に、九州新幹線西九州（長崎）ルートについては、都市間輸送を支える広域高速交通体系として、その実現を国へ要望していきますが、新市から福岡市へ通勤している人々の利便性をより高めることをJR九州に要望します。

## 〔施策の体系〕



## 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
公共交通の充実	主要な公共交通機関であるバスを中心としながらも、今後の社会状況の変化に対応することができる公共交通機関のあり方を検討します。	新市
幹線道路の整備	有明佐賀空港や地域高規格道路（有明海沿岸道路、佐賀唐津道路）ICと内環状道路とのアクセスの改良を推進します。地域高規格道路の事業促進については、国・県へ要請します。北部環状線は、道路のあり方等を検討します。また、市域の拡大による国道263号、208号、323号の南北方向、及び市内の東西方向の連絡強化を図ります。	国 県 新市
高速交通体系の整備	有明佐賀空港利用促進のための利活用制度を充実し、有明佐賀空港、福岡空港、新北九州空港の北部九州3空港の連携実現に向けて国へ要望します。長期的には、九州国際空港構想の実現に向けて国へ要望します。九州新幹線西九州（長崎）ルートは、都市間広域高速交通手段として重要なものであり、その整備について国に対して要望を行っていきます。	国 県 新市

## 第2章 地域で安心して生活できる社会の実現

### 第1節 地域で自立した生活を営むための支援体制の整備

#### 1. 高齢者福祉の充実

##### 〔現況と課題〕

新市においても高齢者数は年々増加し、高齢化率は2000年で18.6%に達しています。また、全国的にも高齢者の医療費の増大や家族介護の負担の問題などが顕在化してきたことから、高齢者介護を社会全体で支えあう制度として、介護保険制度が創設されました。

このような状況のなか、介護保険制度への対応も含め、安心して暮らしていける「長寿を喜びあえる社会」の構築が急務となっています。

在宅福祉重視の流れの中で、高齢者が一人の「人」として、尊厳と生きがいを持って社会参加ができ、住み慣れた家庭や地域のなかで可能な限り自立した生活を続け、いきいきと安心して暮らしていけるよう、各種の生活支援サービスを展開する必要があります。

また、今後、認知性高齢者や寝たきり高齢者の増加が見込まれることから、要介護状態になったり、状態が悪化することがないように、介護予防対策の強化が求められています。

##### 〔基本方針〕

###### ○ 在宅生活支援の充実

高齢者が在宅で安心して生活できるように、自立を支援するサービスを充実します。なかでも、介護保険認定で非該当とされた高齢者に対する支援サービスの強化や介護保険給付対象外のサービスなどを提供するとともに、NPO法人等の宅老所活動を促進し、在宅における生活の安心の保障に努めます。

また、要介護者を介護する家族の負担の軽減を図るなど各種の在宅生活支援サービスの充実に努めます。

###### ○ 介護予防の推進

高齢者ができる限り認知症や寝たきりなどの要介護状態になることなく、健康でいきいきとした生活を送れるように、ひとり暮らしの高齢者や家に閉じこもりがちな高齢者、社会適応が困難な高齢者をはじめとして、要支援者や自立に不安のある高齢者に対して、健康増進や介護予防の施策を推進します。

また、訪問指導や健康相談による保健指導の強化により、本人のみならず、介護家族の健康の保持・増進にも努めます。

### ○ 生きがい対策・社会参加の促進

高齢者がいきいきと健康で心豊かな生活が送れるように、生きがいつくりの推進に努めます。

また、自らの意志に基づき、その意欲と能力に応じた主体的な社会参加への支援を行うとともに、仲間づくりの活動を促すなど高齢者の充実した生活の確保に努めます。

### ○ 介護保険事業の円滑な推進

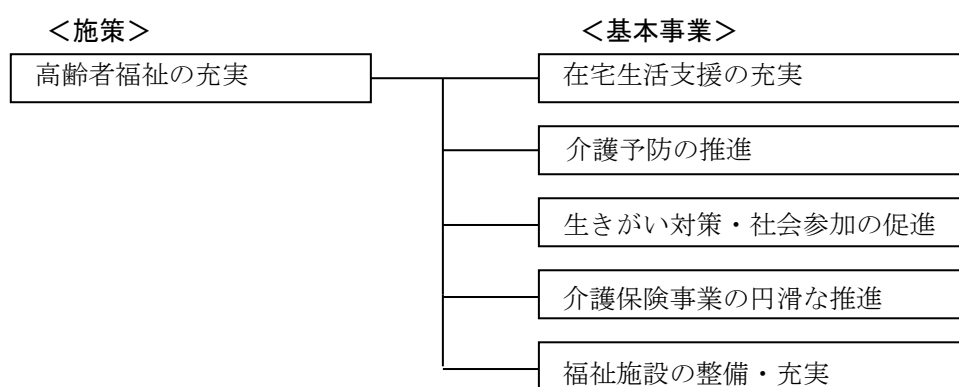
介護保険は制度が複雑なことから、佐賀中部広域連合との連携のもとに、広報や苦情への対応を含む相談体制を強化し、制度の定着化を図ります。

また、要介護者に対して介護保険と一体となった福祉サービスの提供に努め、介護保険事業の円滑な推進を図ります。

### ○ 福祉施設の整備・充実

在宅での生活が困難な高齢者に対して、効率的な施設の配置など、広域的観点から調整を図りながら、福祉施設の充実に取り組むとともに、民間事業者による福祉施設の整備については、施設ごとの機能に応じた立地を促進し、施設における福祉サービスの強化に努めます。

## 〔施策の体系〕



〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
在宅生活支援の充実	高齢者の日常生活への支援や指導に努め、配食サービスの提供、緊急通報体制の整備、日常生活用具の給付などを行うほか、家庭的な環境のもとに地域の中で高齢者を支えるNPO法人等の宅老所活動を促進し、高齢者の在宅生活への支援を強化します。また、介護用品の支給や介護教室の開催など家族介護への支援を充実します。	新市事業者
介護予防の推進	生きがい活動支援通所事業の推進や高齢者ふれあいサロンの育成を図り、家に閉じこもりがちな高齢者等に対する介護予防に努めます。また、社会適応が困難な高齢者への訪問や短期間の宿泊により、日常生活に対する指導・支援を行い、要介護状態への進行を予防します。さらに、介護予防対策としての機能訓練や予防教育のほか、介護家族の健康保持のための支援を充実します。	新市
生きがい対策・社会参加の促進	高齢者に対する市営バス優待乗車券の交付、老人クラブの育成、世代間交流など多様な生きがいづくり・社会参加の促進を図ります。また、就労機会の確保を含めシルバー人材センターの活動や老人福祉センターの充実に取り組みます。	新市事業者
介護保険事業の円滑な推進	介護保険の制度に関する広報及びサービスの情報提供を行うとともに、相談・受付窓口を充実します。また、介護を要する高齢者で低所得者に対しては、介護サービスと一体となった福祉サービスの提供に努めます。	新市関係団体
福祉施設の整備・充実	佐賀中部広域連合の構成市町村との調整を図り、また、介護保険事業計画と整合性を取り、特別養護老人ホームの整備を促進するとともに、ケアハウス、高齢者生活福祉センター、グループホーム等の立地促進を図り、施設福祉サービスの充実を図ります。また、福祉施設の整備にあたっては公共施設との併設についても研究を行います。	新市事業者

## 2. 障害者の生活支援の充実

### 〔現況と課題〕

新市の障害者数は、2005年3月現在、9,487人となっており、高齢化の進展にともない、障害者全体の数が年々増加しています。

さらに、障害の重度化、重複化も進展してきており、障害の種別や程度、特性に応じた自立支援や社会活動への参加促進など、きめ細かい施策展開が求められています。

地域での生活支援の充実という観点から、住み慣れた家庭や地域の中で社会参加や自立を果たしつつ、安心して暮らしていけるような各種生活支援サービスの展開が課題となっています。

### 〔基本方針〕

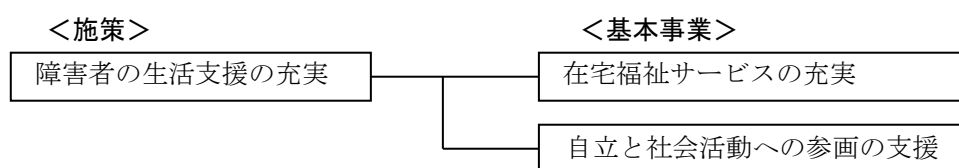
#### ○ 在宅福祉サービスの充実

障害者が住み慣れた家庭や地域で安心して豊かな生活が続けられるように、ホームヘルプサービスなど、障害者のニーズに的確に対応したサービス内容の充実を図るとともに、在宅で障害者を介護する家族への支援も充実します。

#### ○ 自立と社会活動への参画の支援

障害者が自らの意志に基づき、その能力を最大限に発揮し、地域における自立した生活の実現と社会参加の機会に恵まれるように、小規模作業所整備への支援や移動（外出）に対する支援、障害の種別・特性に応じた情報収集手段やコミュニケーションの確保に努めます。また、体育大会の開催など社会活動への参画を支援します。

### 〔施策の体系〕



### 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
在宅福祉サービスの充実	障害者が地域で安心して生活できるよう、補装具等の給付、ホームヘルパーの派遣、ショートステイ事業、デイサービス事業のほか、各種手当の支給など、在宅福祉サービスの充実を図ります。	新市事業者
自立と社会活動への参画の支援	重度心身障害者に対するタクシー料金の助成、ガイドヘルパーや手話通訳の派遣などを行うとともに、小規模作業所の充実に努め、地域における自立と社会活動への参画を支援します。	新市事業者

### 3. 地域福祉の充実

#### 〔現況と課題〕

新市では、市民の多様な福祉ニーズに対応したきめ細かなサービスを展開するため、地域の社会福祉協議会、各種ボランティア団体、民間の福祉施設と連携しながら、地域福祉活動の推進を行っています。

今後、地域の福祉に関わる多様な主体のネットワーク化を図り、市民ニーズに的確に対応できる体制づくりを強化していく必要があります。

#### 〔基本方針〕

##### ○ 地域ネットワークの構築

高齢者、障害者をはじめとして、すべての市民が自らの意志で自由に社会参加でき、住み慣れた地域で安心して暮らしてつづけることができるように、保健・福祉・医療などのサービス提供機関や地域の福祉団体など関係団体とのネットワーク化を図り、地域における総合的な支援体制を整備します。

また、小地域ネットワーク活動によって市民一人ひとりのニーズに対応し、地域で互いに支え合うまちづくりを進めます。

さらに、高齢者・障害者・子どもたちが集まり、交流する場の整備にあたっては、既存の施設などの活用を促進します。

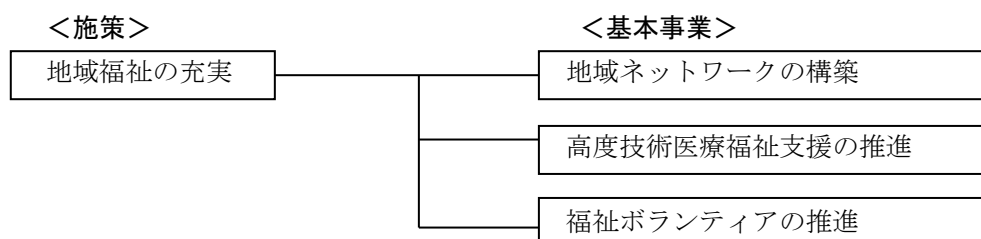
##### ○ 高度技術医療福祉支援の推進

すべての市民が安心して快適に生活できる社会の実現をめざし、住居や家具、設備、生活用具などの相談や個別注文、メンテナンス（維持補修）など福祉ニーズに応えられる産業形成を図るための支援施設を創設します。

##### ○ 福祉ボランティアの推進

市民の相互扶助の精神に基づく福祉ボランティアが活動しやすいように支援し、地域におけるきめ細かい福祉活動を進めます。

#### 〔施策の体系〕



## 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
地域ネットワークの構築	地域福祉の拠点として、保健福祉会館（ほほえみ館）の活用を進めるとともに、校区社会福祉協議会の全校区設置を目指します。また、高齢者・障害者の関係機関・団体と連携しながら福祉用具の展示と普及、相談、改造などができる仕組みづくりについて検討します。さらに、高齢者や障害者の権利擁護を推進します。	新市 関係団体
高度技術医療福祉支援の推進	すべての市民が安全で快適な安心して暮らせる社会の実現を行うために、市民を対象として、住民、家具、設備、生活用具などの相談や個別注文、メンテナンス（維持補修）など福祉ニーズに応えられる産業形成を図るための支援施設を創設します。	新市 県 大学
福祉ボランティアの推進	各種の研修を実施するなど福祉ボランティアが活動しやすいように支援し、地域におけるきめ細かい福祉活動を進めます。	新市 市民 関係団体

## 4. 高齢者・障害者等に配慮した住環境の整備

### 〔現況と課題〕

2003年の住宅需要実態調査によると、住宅への不満としては、「高齢者等への配慮」が66.3%と最も多くなっており、高齢者・障害者等への配慮が課題となっています。

地域で高齢者や障害者が安心して暮らしていくためには、住宅のバリアフリー化をさらに進めていく必要があります。

また、市営住宅についても、バリアフリー、シルバーハウジングの導入など、高齢者に配慮した居住水準の高い住宅が求められます。

今後は、民間活力の利用を基本とした行政と民間との役割分担のもとに、住宅に困窮している高齢者・障害者等に重点を置いて住宅を供給していく必要があります。

### 〔基本方針〕

#### ○ 民間住宅の適切な誘導

行政と民間の役割分担を踏まえ、良質な住宅の供給や居住環境の向上など住宅市場の適切な誘導を行います。

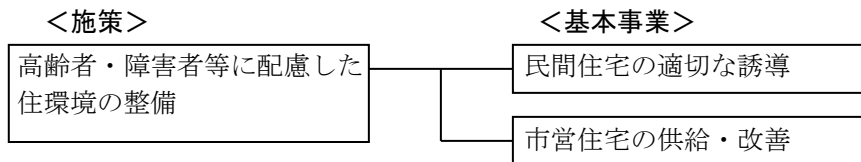
また、高齢者・障害者が可能な限り在宅生活を維持するために必要な住宅改良への支援を行います。

#### ○ 市営住宅の供給・改善

民間活力の利用を基本とした行政と民間との役割分担のもとに、高齢者・障害者及び低所得者等の住宅困窮者については、高齢者・障害者等に対応した住宅の供給を進めるとともに住環境の向上を図ります。

また、市営住宅の中でも老朽化した住宅については、統廃合を含め早急に対策を講じます。

## 〔施策の体系〕



## 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
民間住宅の適切な誘導	高齢者向け優良賃貸住宅、ファミリー向け特定優良賃貸住宅等を推進するなど民間住宅の適切な誘導を図るとともに、市場の環境整備、補完を行います。また、高齢者・障害者住宅の改良に要する費用の助成を行います。	新市
市営住宅の供給・改善	高齢者・障害者等に対応した住宅の供給を図り、老朽化した市営住宅の統廃合を含む建替、中層耐火構造の市営住宅ストック活用方法を検討します。また、中心市街地及び農村部の活性化など均衡ある定住施策などを進めます。	新市

## 5. 低所得者福祉の推進

### 〔現況と課題〕

新市の生活保護受給世帯は、1999年度に1,176世帯、保護率5.5%（パーセント）でしたが、2005年度には1,241世帯、保護率6.8%まで上昇しています。

今後も高齢化の進展などの社会情勢の変化により、被保護世帯は増加傾向をたどることが見込まれ、社会保障の一層の充実が求められる中で、ケースワーカー等の訪問活動や相談、生活支援業務の強化が課題となっています。

### 〔基本方針〕

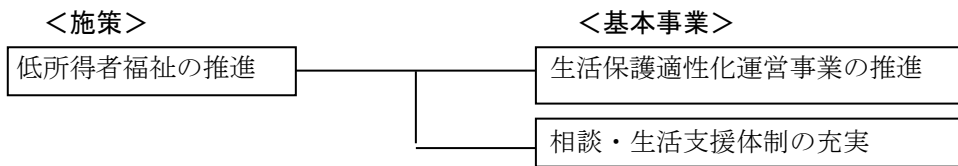
#### ○ 生活保護適正化運営事業の推進

保護世帯の実態を的確に把握し、生活保護の適正な実施、きめ細かな処遇を確保するために、訪問活動の充実や各種生活扶助を推進します。

#### ○ 相談・生活支援体制の充実

低所得者の生活の安定と自立を支援するため、生活相談や生活支援体制の充実を図ります。

## 〔施策の体系〕



## 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
生活保護適正化運営事業の推進	ケースワーカーによる訪問指導の充実を図るとともに、関係機関の調査を徹底させます。医療扶助の審査、扶養義務調査に取り組むほか、生活扶助支給事業を展開します。	新市
相談・生活支援体制の充実	内容が複雑化・多様化している相談業務に対応するため、研修、視察等の実施によりケースワーカーや相談員の専門性の向上に努め、生活支援体制の整備を図ります。	新市

## 第2節 子どもを健全に育てられる環境の整備

### 1. 家庭・地域における子育て環境の整備

#### 〔現況と課題〕

近年、育児放棄や虐待などをはじめとして子どもを取り巻く様々な問題が表面化しています。

このような状況の中、子どもが真に健やかに成長していくため、「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、一人ひとりの子どもの個性と人格を尊重し、常に子どもの視点に立ちながら、子どもを取り巻く環境の改善と向上に努めていく必要があります。

一方で核家族化の進展や地域社会の連帯感の希薄化は、家庭における育児力や昔ながらの地域の子育て支援機能を低下させています。

そのことが親の孤立感や不安感を増幅させる一因となっており、家庭での子育てを地域全体で支援する体制の整備が求められています。

そのため、保育ボランティアなど、地域における子育ての担い手を確保することや親同士が集える場の充実が必要となっています。

また、新市では家庭児童相談や母子相談業務を行っていますが、市民の認知度が低く、相談内容も複雑多様化する傾向であることから、体制の充実が一層求められています。

さらに、子育て家庭の経済的負担を軽減するための各種助成については、関連部署との横断的連携による総合的施策として取り組むことが重要です。

#### 〔基本方針〕

##### ○ 次世代育成支援対策行動計画の策定

国では、急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るために、次世代育成支援対策の基本理念を定めた「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。新市でも、国が定める行動計画策定指針に即して行動計画を策定し、次世代育成支援対策への取り組みを推進します。

##### ○ 子どもの権利擁護・虐待防止の推進

子ども一人ひとりが社会の一員として、個性豊かに健やかに成長していけるように、子どもの人権を尊重するための啓発活動を推進します。また、「児童虐待」を未然に防止するため、虐待が子どもに及ぼす影響や通報義務等についての広報、その他の啓発活動に努めるとともに、地域・行政・関係機関からなるネットワークづくりを推進し、虐待をはじめ、子どもを取り巻く諸問題に対応することにより、子どもの福祉の向上を図ります。

さらに、相談業務に関しては、市民が気軽に相談でき、親しみやすい総合相談窓口を整備します。

##### ○ 子育て支援ネットワークの推進

家庭での子育てを地域全体で支援するため、子育てに関する情報提供や保育ボランティアなど人材の確保・育成に取り組むとともに、指導的役割を要求される保育士等の資質向上に努めます。

また、育児に関する悩みや不安を持つ親どうしが気軽に悩みを打ち明け、相談できるよう、親同士の仲間づくりを推進します。

#### ○ 児童厚生施設の整備

児童の健康を増進し、情操を豊かにするために「集団での遊び」は重要な要素であり、その遊び場を確保するため、児童館、児童遊園等の児童厚生施設の整備及び機能拡充を推進します。

#### ○ 子育て家庭の生活安定への支援

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、各種手当の支給などの支援を行います。

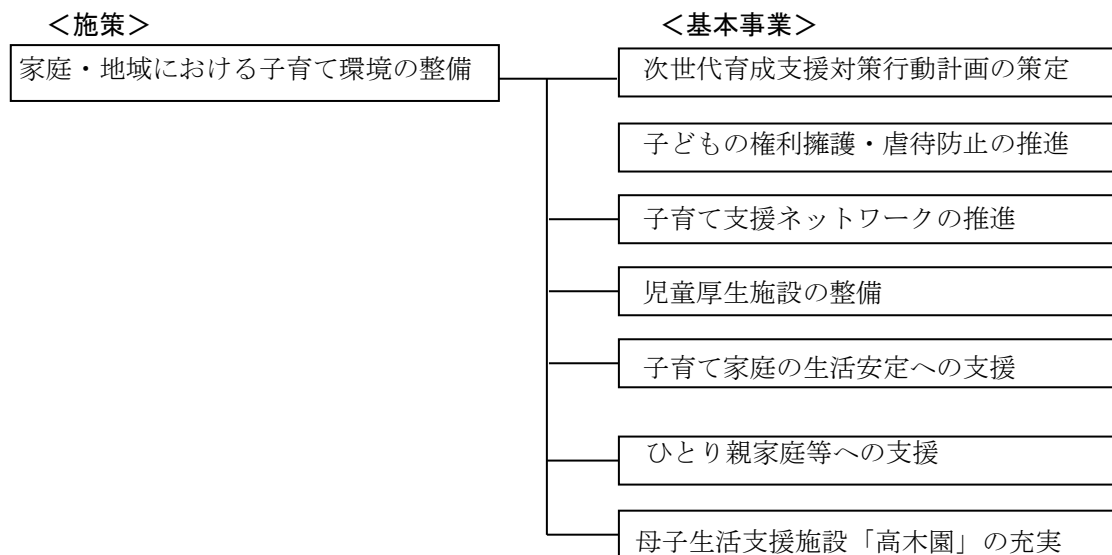
#### ○ ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等への経済的な支援として、手当や医療費の助成、就業のため技能・資格を取得するための費用助成を実施するほか母子寡婦福祉資金貸付などの制度の活用、及び公共職業安定所などの関係機関との連携により就労の促進を行います。また、母子自立支援員の相談業務の充実を図ります。

#### ○ 母子生活支援施設「高木園」の充実

母子生活支援施設「高木園」では、18歳未満の児童・生徒を養育している配偶者のいない女子、またはこれに準ずる事情にある女子を入所させ保護するとともに、母子家庭が社会生活に適応し、自立の促進のためにその生活の支援を行っています。母子生活支援施設の充実を図り、母子家庭の自立の促進に努めます。

### 〔施策の体系〕



### 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
次世代育成支援対策行動計画の策定	新市では、国が策定する行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標や目標達成のために講ずる措置等を盛り込んだ行動計画を策定します。	新市
子どもの権利擁護・虐待防止の推進	「子育てのあり方」や「子どもの人権」に関する啓発活動を推進します。また、児童相談所、教育機関及び警察等関係機関との連携をさらに強化し、虐待をはじめとする子どもを取り巻く諸問題の防止と早期発見に向け、関連情報の提供や啓発に努めるとともに、地域住民も一体となった総合的なネットワークづくりを推進します。さらに総合相談窓口を整備し、相談しやすい体制を充実させます。	新市 市民 関係団体
子育て支援ネットワークの推進	親同士が集える子育てサロンや保育所・幼稚園で地域子育て支援事業を実施するなど、子育てに関する情報提供や地域における相談体制の充実に努めます。また、保育ボランティアなど担い手の育成のほかサポート・ママ事業を展開します。	新市 市民 事業者
児童厚生施設の整備	児童館（児童センター）の機能を充実するとともに、中規模の児童センター及び児童遊園・広場の整備を推進します。	新市
子育て家庭の生活安定への支援	子育て家庭への経済的な支援として、各種手当や医療費の助成、保育所と幼稚園の保育料負担の平準化についても検討していきます。	新市 関係団体
ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭等への経済的な支援として、手当や医療費助成、自立支援教育訓練給付事業や技能訓練促進給付の助成を実施するほか、母子寡婦福祉資金貸付などの制度の活用、及び公共職業安定所などの関係機関との連携により就労の促進を行います。また、母子自立支援員の相談業務の充実により、これらの支援策の総合的、効果的な実施に努めるとともに母子家庭等の精神的な負担軽減を図っていきます。	新市 関係団体 事業者
母子生活支援施設「高木園」の充実	母子生活支援施設「高木園」における指導・援助や相談体制の充実を図り、母子家庭の自立の促進に努めます。	新市 関係団体

## 2. 子育てと仕事の両立のための環境整備

### 〔現況と課題〕

核家族化の進展とともに、共働き家庭が増加し、就労形態も様々に変化しているなか、市民の保育サービスに対するニーズは多様化しており、保育所（園）や幼稚園、認可外保育施設等の保育サービスのさらなる充実が求められています。

特に現在、認可保育所の児童数は定員を上回り、待機児童も発生しているなど、認可保育所の計画的な整備が課題となっています。

病後児の保育についても医療機関との連携を図りながら対応していく必要があります。また、小学校低学年児を対象とした児童クラブは、時間延長や夏休み期間中の実施について市民から求められています。

さらに、子育てと仕事の両立のためには、職場における育児時間、育児休業の取得促進や労働時間の弾力化など、民間企業の主体的な取り組みが欠かせないものとなっています。

### 〔基本方針〕

#### ○ 保育所（園）・幼稚園の施設等の整備

児童が適切な保育を受けられるように、新市と民間との連携を図りながら、保育需要の動向に応じた保育所（園）の施設・設備の整備を進めます。

また、幼稚園についても、必要に応じて施設、設備の整備を行います。

#### ○ 保育機能の充実

多様化、複雑化する保育ニーズに対応するため、低年齢児保育や延長保育などの特別保育事業や幼稚園の保育時間終了後の預かり保育を実施し、保育機能の充実を図るとともに、高齢者や地域住民とのふれあいの場等として、保育所（園）・幼稚園の機能強化に努めます。

また、地域における相互援助組織としてのファミリー・サポート・センター事業の実施により、市民のニーズにきめ細かく対応できるサービスを提供します。

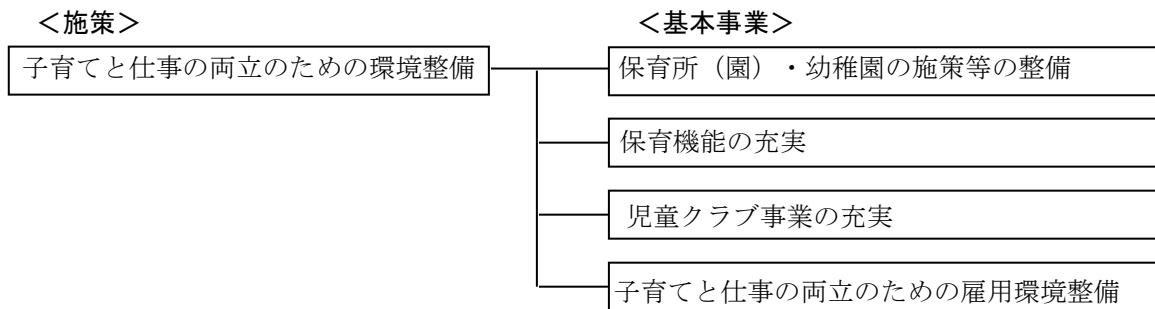
#### ○ 児童クラブ事業の充実

留守家庭児童の健全育成を目指すとともに、安心して放課後を過ごすため、児童クラブの充実に努めます。

#### ○ 子育てと仕事の両立のための雇用環境の整備

広報活動や事業主に対する啓発活動を行うことにより、職場における育児時間や育児休業の取得を促進するとともに、職場復帰しやすい環境の整備、弾力的な労働時間制の導入など雇用環境の整備を促進します。

## 〔施策の体系〕



## 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
保育所（園）・幼稚園の施設等の整備	地域の保育需要の動向に応じて、保育所（園）の配置、適正規模化を図ります。また、多様な保育ニーズに対応した施設・設備の整備を推進するとともに、認可外保育施設への支援を行い、児童の保健衛生、安全対策等の向上を推進します。幼稚園についても必要な施設・設備の整備を行います。	新市事業者
保育機能の充実	低年齢児保育、延長保育、預かり保育、一時保育、障害児保育、病後児の保育などニーズに対応した保育サービスの拡充を図ります。また、保育所（園）・幼稚園において地域活動事業や園庭開放を推進します。さらにファミリー・サポート・センター事業の充実に努めます。	新市事業者
児童クラブ事業の充実	障害児対象を含め、児童クラブの増設、時間延長、夏休みなど長期休業中の実施に向けて、学校施設の開放など、場所の確保や指導体制、内容の充実に努めます。	新市
子育てと仕事の両立のための雇用環境の整備	家庭生活との均衡がとれた働き方などについて広報等により市民や事業主の意識を啓発します。また、事業主に対して両立支援事業の周知を図るなど、子育てと仕事の両立支援に取り組む企業の普及を促進します。	新市事業者 市民

※なお、公立認定こども園整備事業については、令和4年度に実施設計に着手しており、令和6年度の完了を予定しています。

### 3. 母子保健の推進

#### 〔現況と課題〕

健やかに子どもを産み育てるためのサポートとして、妊娠・出産から育児までの期間を対象とした母子保健事業は、1997年から市町村に一元化され、各種の健康診査、健康相談、教室の実施、訪問指導などを積極的に展開しています。

ボランティアによる母子保健推進員は、家庭訪問を中心に活動を行っており、地域と密着した形で子育てを支援しています。今後は不安を抱える母親たちに対応するためのきめ細かなサービス体制づくりが課題となっています。

#### 〔基本方針〕

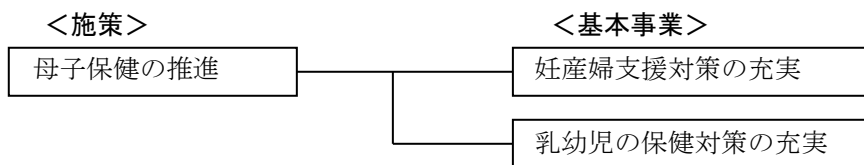
##### ○ 妊産婦支援対策の充実

子育て環境が変化するなか、妊産婦の産前産後の不安を和らげ、母子の精神的孤立を防止するため各種健康相談、指導等の充実に努めるとともに、各種支援対策との連携を図ります。

##### ○ 乳幼児の保健対策の充実

子どもの健やかな成長をサポートするために、乳幼児期における疾病の早期発見を図るとともに、育児指導や正しい食習慣を身につけるための栄養指導の充実に努めます。

#### 〔施策の体系〕



#### 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
妊産婦支援対策の充実	妊産婦の健康相談や健康診査、妊婦教室の開催、保健師や助産師による妊産婦の訪問指導などの多様な支援対策を推進します。また、不妊に悩む方への情報提供を実施します。	新市
乳幼児の保健対策の充実	乳幼児の訪問指導、健康診査、健康相談等の事業の充実に努めるとともに、母子保健推進員の育成と訪問指導、乳児期の育児や栄養についての学習の機会となる子育てサークルなどを実施し、保健対策の充実に努めます。	新市 市民

## 第3節 健康づくりの推進

### 1. 健康づくり運動の推進

#### 〔現況と課題〕

戦後の生活水準の向上、医学の進歩により、平均寿命が急速に伸びた一方で、食生活、運動習慣等に起因する生活習慣病や高齢化に伴う認知症、寝たきりが増加しており、身体の機能や生活の質の低下をもたらしています。

このような状況の中、国においては、国民全体での健康増進や疾病予防を推進するため、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」が策定されました。新市においても、市民が健やかで明るい生活を送れるように、健康に関する正しい知識の普及に努めるとともに、市民一人ひとりの健康づくりに対する意欲を喚起し、市民と行政が一体となった健康づくりを進めていく必要があります。

#### 〔基本方針〕

##### ○ 健康プランの見直しと実践

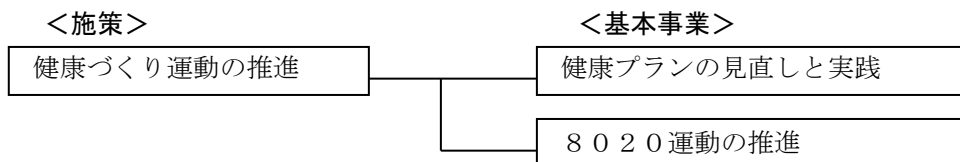
健康を増進し、発病を予防する「一次予防」に重点を置いた健康づくりを市民と行政が一体となって総合的に推進するため、新市の実状に応じた「新市健康プラン」を見直します。

プランを効果的に実践するため、健康に対する市民の意識啓発を図り、関係機関との連携を強化していきます。

##### ○ 8020運動の推進

人生80年時代を迎え、いつまでも健康な歯を維持し、いきいきとした生活を送ることができるよう、8020運動を推進します。

#### 〔施策の体系〕



## 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
健康プランの見直しと実践	健康に関する現状を的確に把握し、市民及び関係機関が一体となって「新市健康プラン」を見直し、その実践に向け、情報メディアを活用した各種情報の提供を行います。また、ヘルスマイト、環境保健推進協議会（健康づくり部会）等の組織と連携して市民の健康づくりに対する意識向上を図り、目標達成に努めます。	新市 市民
8020運動の推進	歯科健診の充実を図るとともに、歯の健康教育を実施し、8020運動を推進します。	新市 関係団体

## 2. 生活習慣病等の疾病予防対策の充実

### 〔現況と課題〕

新市における死亡原因は、「がん」によるものが一番多くなっています。

また、医療件数では、長い間の生活習慣によって引き起こされる高血圧性疾患や糖尿病などが際立っており、年々増加する傾向にあります。

日常生活における食習慣の乱れ、運動不足、喫煙などが招くこれらの生活習慣病は、自覚症状がないまま静かに進行する特徴があるとともに、合併症を引き起こし、生命を脅かすおそれがあることから、健康診査の受診による疾病の早期発見、早期治療を心がける必要があります。

しかし、健やかで明るい生活を送るためには、まず発病を予防することが何より重要であり、食生活の改善、適度な運動、禁煙などを推進し、誤った生活習慣を早期に改善するとともに、若い時からの健康づくりに対する意識を高めることによって、一人ひとりが普段から疾病の予防に取り組んでいく必要があります。

そのため、今後は個人の特性に応じた健康教育の充実など、健康を増進し、発病を予防する「一次予防」の施策に一層重点を置いて取り組んでいくことが求められています。

### 〔基本方針〕

#### ○ 自己健康管理体制の確立

日常生活の中で、一人ひとりが疾病の予防に取り組むことを重視する観点から、健康教室や個人の問題に応じた保健指導、健康相談を実施するとともに、若い時から自己の健康づくりに対する意識を向上させ、誤った生活習慣を改善することによって、健康を増進し、発病を未然に防ぐ「一次予防」を推進します。

その中でも特に、食生活の改善・適度な運動・禁煙の推進に重点を置いて取り組みます。

○ **健康診査事業の充実**

生活習慣病は、早期発見により早期治療に結びつけられることから、健診の定期的な受診を呼びかけるとともに、その必要性を積極的に啓発します。

また、市民にとって魅力ある健診となるよう、内容の充実を図ります。さらに、受診後の事後管理体制を強化します。

○ **感染症予防対策の推進**

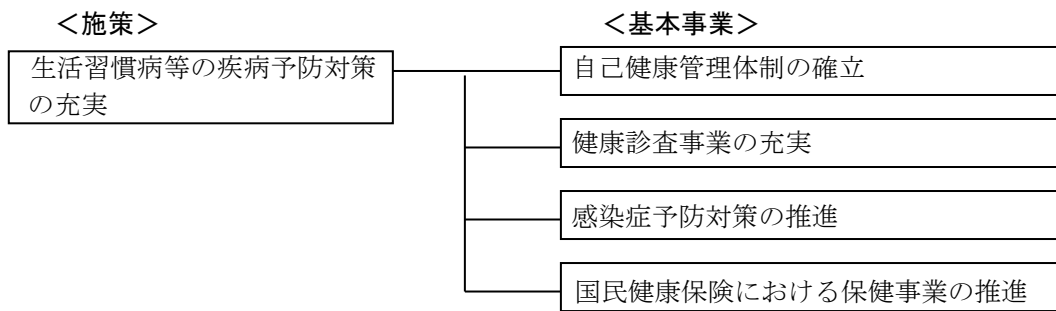
感染症に関する正しい知識の普及と適切な情報の提供に努め、予防接種の接種率の向上と感染症の予防を図ります。

○ **国民健康保険における保健事業の推進**

国民健康保険の被保険者に対して、各種の保健事業を行い、健康増進を図ります。

また、事業の実施にあたっては、市全体の健康づくり事業との調整や連携を図るとともに、ニーズの的確な把握を行い、効果的な事業の推進に努めます。

〔**施策の体系**〕



〔**施策の概要**〕

基本事業名	事業概要	推進主体
自己健康管理体制の確立	多くの生活習慣病との関係が深い、食生活・運動・喫煙などについて、健康教室や健康情報誌による正しい知識の普及に努め、生活習慣の改善に努めます。また、健康診査等をきっかけとして、個々の問題に応じた個別指導の充実をはかります。	新市 市民
健康診査事業の充実	集団健診においては、多様な健診日を設定し、受診しやすい環境づくりに努めるとともに、積極的なPRによる個別健診の普及を図ります。また、様々な機会をとらえ、受診勧奨を行い、受診率の向上に努めます。さらに、健診における要精密者、要治療者に対しては、保健師などによるフォローを行い、事後管理体制を強化します。	新市
感染症予防対策の推進	感染症に関する健康教育や各種メディアによる適切な情報伝達に取り組み、予防接種についての周知を図り、接種率の向上に努めます。	新市
国民健康保険における保健事業の推進	国民健康保険の事業として、被保険者に対する人間ドック・脳ドック等の助成を行うことにより、健康の保持増進を図ります。	新市

## 第4節 バリアフリー社会の実現

### 1. バリアフリー事業の推進

#### 〔現況と課題〕

わが国では近年急速に少子・高齢化が進み、新市においても2015年には高齢化率が26.2%に達すると見込まれることから、今後、高齢者・障害者・妊婦等に十分配慮したまちづくりが求められています。

しかし、市内は道路をはじめ、公共施設、公共交通機関などには、高齢者・障害者・妊婦等に対する障壁が多く残っており、これらの障壁を取り除いていく必要があります。また、バリアフリー社会実現のためには、ハード整備だけでなく、「心のバリアフリー」を推進し、ソフト面からのバリアフリー化を進めていくことも重要です。

さらに、今後は、「ユニバーサルデザイン」の考え方を一層推進し、高齢者・障害者・妊婦・子どもだけでなく、すべての人にやさしいまちづくりを目指していく必要があります。

#### 〔基本方針〕

##### ○ 道路のバリアフリー化の推進

市内の道路に点在する段差は高齢者・障害者・妊婦等の大きな負担になっています。

新市では、だれもが安全で快適に生活ができるよう、道路のバリアフリー化を推進します。

##### ○ 施設のバリアフリー化の推進

新規の公共施設については、ユニバーサルデザインの導入を考慮し、高齢者・障害者・妊婦・子どもをはじめとするすべての人にやさしい施設整備を行います。

また、バリアフリー化されていない既存の公共施設については、改修を中心にバリアフリー化を推進します。

民間の施設についても、バリアフリー化を誘導していきます。

##### ○ 公共交通機関のバリアフリー化の推進

公共交通機関が高齢者・障害者・妊婦を含め、すべての人にとって安全で快適なものとなるよう、ノンステップバスの導入やバス停の環境整備など、公共交通事業者によるバリアフリー化を推進します。

##### ○ 産直バリアフリー住宅取得促進制度（仮称）の導入

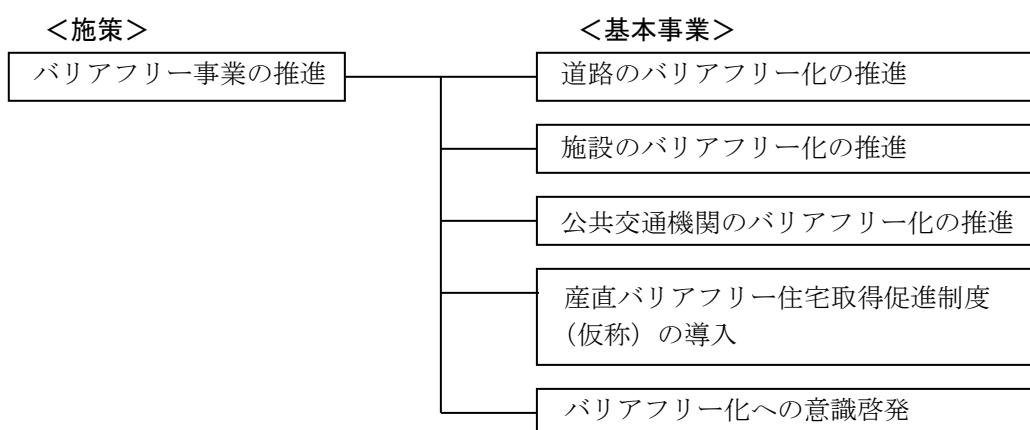
山麓の林業地域では、伐期を迎えたスギ・ヒノキが豊富に植林されています。市民が地元産の温もりのある木材を使用したバリアフリー住宅を取得する際に「産直バリアフリー住宅取得促進制度（仮称）」の導入により支援を行い、医療福祉ネットワークを活用することで安全で快適な安心して暮らせる住宅づくりを支援します。

## ○ バリアフリー化への意識啓発

すべての市民が高齢者、障害者等を正しく理解し、自分自身の問題として捉えられるように、高齢者・妊婦の擬似体験等の実施により意識啓発を行い、ソフト面からのバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発を進めます。

また、市内部においても、常にバリアフリーやユニバーサルデザインの視点を持って事業に取り組めるよう、全庁的に意識啓発を図ります。

## 〔施策の体系〕



## 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
道路のバリアフリー化の推進	市内の段差のある歩道を改善し、バリアフリー化を推進します。また、だれもが快適に道路を通行できるよう、道路上の駐輪車や看板など障害物の解消に努めます。	国 県 新市
施設のバリアフリー化の推進	公共施設について、新規のものはユニバーサルデザインの導入を考慮して整備し、既存のものはバリアフリー点検を行い、順次改修を進めます。また、乳幼児を連れての外出がしやすいよう、授乳室やファミリートイレの設置など施設整備に努めます。民間の施設についても、「福祉のまちづくり条例」による特定施設への指導・助言を通してバリアフリー化を誘導します。	新市 事業者
公共交通機関のバリアフリー化の推進	「交通バリアフリー法」に基づき、新市におけるバリアフリー化の基本構想を策定し、公共交通事業者によるバリアフリー化を推進します。特に、高齢者や障害者の移動手段として欠かせないバスにおいてノンステップバスの導入及び停留所の上屋やベンチの整備を推進します。	新市 事業者
産直バリアフリー住宅取得促進制度（仮称）の導入	新市山麓地域の環境保全と林業の活性化、地域への定住促進を目的として「産直バリアフリー住宅取得促進制度（仮称）」を導入。山麓地域で産出する木材を使用し、高齢社会に対応した先進的な住まいを取得する市民を支援します。	新市
バリアフリー化への意識啓発	高齢者・妊婦の擬似体験や小・中学校における福祉ボランティア体験の実施、高齢者や障害者を交えての研修会、講演会の開催等により、市民の意識啓発を行い、「心のバリアフリー」を推進するとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発を図ります。	新市

## 第5節 安全で安心して暮らせる環境づくり

### 1. 医療の充実

#### 〔現況と課題〕

県立病院好生館の移転や、国における一部を除く国立病院・療養所の独立行政法人化など、公立病院と民間の病院・診療所それぞれの役割やあり方が改めて問われています。

このため、新市としては、市民が健康で安心して暮らせるよう、民間機関を含めた医療・保健・福祉の連携を強化して、地域医療体制を整備していく必要があります。

また、市内の救急医療体制は、休日の比較的軽症な救急患者に対応するための第一次救急医療体制として、在宅当番医制の実施、休日夜間こども診療所、休日歯科診療所の運営を行っています。

その後方支援体制となる第二次救急医療体制として病院群輪番制病院を実施し、第三次救急医療体制としては、県立病院好生館、佐賀大学医学部付属病院が県全体を圏域として、その役割を果たしています。

次に、夜間の救急医療については、佐賀市医師会の自主的な活動として、夜間救急在宅当番医制が実施されています。また、救急告示医療機関において、夜間の救急外来患者に対応する夜間救急外来診療体制整備事業を実施しています。救急医療については、今後とも体制を充実させながら、救急医療に関する知識の普及、情報の提供を図る必要があります。

さらに、「臓器の移植に関する法律」が制定されたことや骨髄ドナーの拡大が求められている状況などを背景として、市民自身が医療に関する正しい知識を持ち、理解を深めることも重要になってきています。

#### 〔基本方針〕

##### ○ 救急医療体制の充実

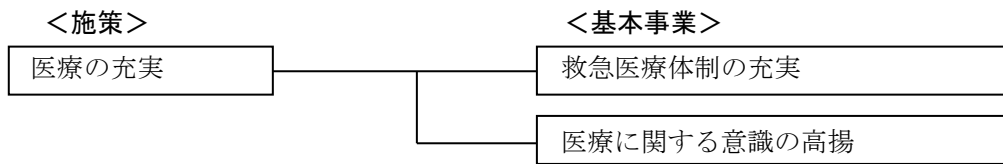
救急医療に関する情報の発信並びにその役割等知識の普及を図るとともに、市民にとってよりよい救急医療のあり方を模索し、24時間救急医療体制の確保についても検討を行いながら、救急医療体制のさらなる充実に努めます。

##### ○ 医療に関する意識の高揚

市民が安心して医療を受けられるよう、ホームドクターづくりを推進します。

また、献血思想の普及や臓器移植・骨髄移植などについての情報提供と正しい知識の普及を図り、市民の理解を深めます。

## 〔施策の体系〕



## 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
救急医療体制の充実	既存の救急医療体制・休日夜間こども診療所の運営を継続するとともに、救急医療に関するPRを実施します。また、県立病院好生館、独立行政法人国立病院機構佐賀病院、佐賀大学医学部付属病院など、公立病院の役割やあり方の検討も行いながら、地元医師会や関係機関と連携して救急医療体制の構築、整備を進めていきます。	新市 関係団体 市民
医療に関する意識の高揚	開業医など身近な医療機関の役割に関する知識の普及を図り、ホームドクターづくりを推進します。また、献血・臓器移植・骨髄移植等に関する情報提供や意識啓発を図るとともに、関係機関・団体との連携のもと、献血推進、臓器提供意思表示カードの普及、集団登録など骨髄バンク登録の場の確保に努めます。	新市 関係団体 市民

## 2. 防災対策の充実

### 〔現況と課題〕

防災対策は、安全で快適な市民生活のためにはなくてはならないものです。

新市には、一級河川筑後川、嘉瀬川等の河川が流れ、下流の平野部では低平地であるため排水が悪く、有明海への排水対策、河川の治水対策等が重要となっています。さらに、下流部は有明海に面しており、台風時における高潮への対策も重要となっています。

また、山間部では急傾斜地など土砂災害危険箇所が多く、崖崩れや土砂災害の防止対策も重要となっています。

次に、地震災害や火災に備えた予防対策や消防対策、さらには救急救助体制の充実を図るとともに、市民の防災意識の高揚を図っていく必要があります。

### 〔基本方針〕

#### ○ 防災の強化推進

新市の「地域防災計画」を早急に見直し、突発的な災害の防災・安全性確保対策をいかに迅速かつ効果的に実施するか、防災初動体制の確立を図ります。

また、「佐賀県震災等被害シミュレーション調査」を踏まえ、年次計画により災害時の応急対策用として防災用品・機材等を備蓄しており、今後もこれを継続すると同時に地区防災本部用として情報伝達手段等の整備を推進します。

さらに、防災関係機関はもとより、郵便局など生活関連機関も含めた災害時における連携と体制づくりを推進します。

#### ○ 災害危険箇所の安全対策の推進

山間部における急傾斜地等の土砂災害危険箇所及び河川の氾濫や高潮などの水害危険箇所について、国、県等と連携して安全対策の徹底を図ります。

#### ○ 地域の防災力の向上

地域社会、市民生活の安全確保のため、自主防災組織の育成や消防団等の充実を図り、消防防災機関と市民が一体となった災害のないまちづくりを進めます。

#### ○ 消防力の強化

大規模災害への対応の強化、複雑多様化する各種災害に対する市民生活の安全を図るための消防力の強化を推進します。

#### ○ 救急救助体制の確立

高齢化の進展による災害時要援護者の急増や、車両の増加による事故の多発等に適切に対応できる救急救助体制を確保し、救命率を向上していくための対策を講じます。

#### ○ 防災意識の高揚

災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民の日頃からの備えや災害時の適切な行動が基本となることから市民の防災意識の高揚を図っていきます。

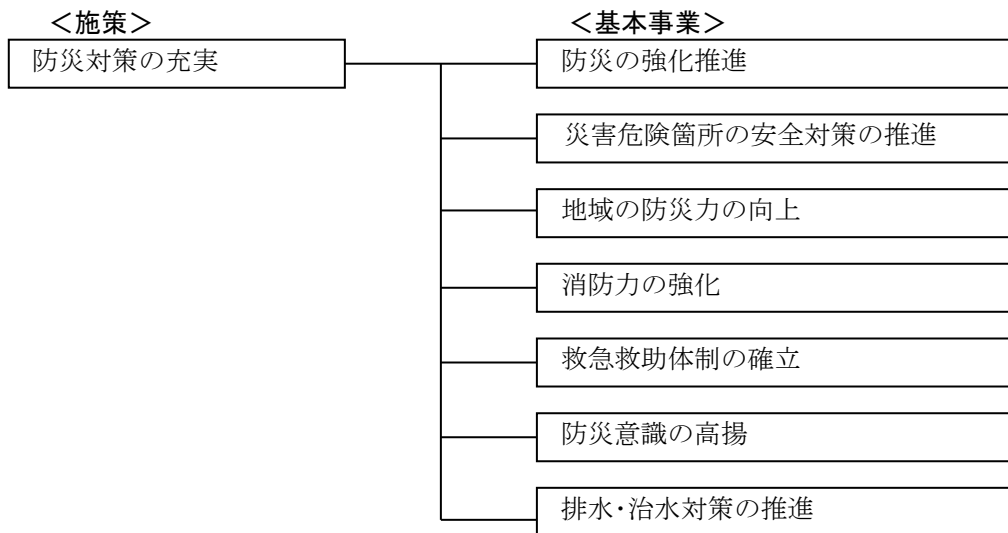
さらに、市民の協力を得るための活動も積極的に行うとともに、災害ボランティア組織の育成に努めます。

### ○ 排水・治水対策の推進

浸水地域の解消を目指して重要河川から事業を進めるとともに、河川の排水機能をより向上させるために、排水体系の見直しや国・県の関連事業の促進を要請します。

また、治水対策として、嘉瀬川ダム及び嘉瀬川河川堤防、早津江川河川堤防の早期完成について、関係機関に積極的に働きかけていきます。

### 〔施策の体系〕



〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
防災の強化推進	新市の「地域防災計画」を早急に見直し、災害時の防災初動体制の確立に努めます。また、防災行政無線の整備や防災倉庫の設置及び防災備蓄品等整備を行うとともに高齢者や子ども、障害者などの災害時における高齢者等要援護者対策を徹底し、状況の把握、連絡体制の整備など防災対策の充実・強化に努めます。	国 県 新市
災害危険箇所の安全対策の推進	山間部における急傾斜地等の土砂災害危険箇所、河川の氾濫や高潮などの水害危険箇所等について、国、県等と連携して安全対策の徹底を図ります。	国 県 新市
地域の防災力の向上	地域社会、市民生活の安全を確保するため、自主防災組織の育成や消防団等の充実を図り、消防防災機関と市民が連携した災害のないまちづくりを推進します。	新市 関係団体 市民
消防力の強化	消防資機材の整備、消防水利の整備・確保、各種訓練の充実強化などを引き続き行います。	新市
救急救助体制の確立	高規格救急車両の導入、救急救命士の養成、応急手当講習会などを行います。	新市
防災意識の高揚	市民の防災意識の向上のために、防災広報の充実、地震災害を想定した防災訓練、防災講演会を実施するなど市民への啓発活動を推進します。さらに、災害時に市民の協力を得るための活動を行うとともに、災害ボランティア組織の育成に努めます。	新市
排水・治水対策の推進	準用河川、公共下水道雨水幹線等の改修を行うとともに、排水機能の向上を図るため、排水体系の見直しや、一級河川の改修など関連事業の促進を要請します。また、一級河川等の治水対策、有明海の高潮対策等の促進を、関係機関に積極的に働きかけます。	新市

### 3. 地域安全の確保

#### 〔現況と課題〕

これまでは、地域の安全を確保するため警察や防犯協会など関係機関・団体と連携しながら地域の防犯活動を展開してきました。

今後も地域における犯罪は増加すると予想され、市民の防犯に対する意識を高める必要があることから、より一層の地域との連携が必要となってきます。

また、地域住民自らの手で地域社会を守っていく地域安全活動を推進していくことも重要です。

#### 〔基本方針〕

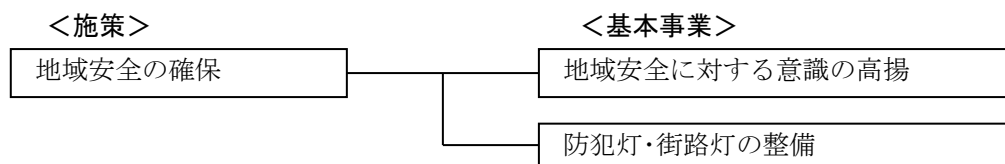
##### ○ 地域安全に対する意識の高揚

警察や教育機関など関係機関と連携しながら、様々な活動を行い、市民への情報発信を行いながら意識の高揚を図ります。

##### ○ 防犯灯・街路灯の整備

夜間の犯罪防止、安全確保のため、防犯灯などの設置費用の一部補助を行い、セーフティライトアップ運動を展開します。また、小中学校の通学路に街路灯を整備します。

#### 〔施策の体系〕



#### 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
地域安全に対する意識の高揚	警察、教育機関、防犯協会、青少年健全育成会などの関係機関と連携し、広報活動等市民への情報発信を行い防犯意識の高揚を図ります。また、「子ども110番の家」事業への支援を行います。	新市 関係団体
防犯灯・街路灯の整備	夜間の犯罪防止や児童・生徒の通学の安全確保のため、防犯灯などの設置費用等の補助を行い、セーフティライトアップ運動を展開します。	新市 関係団体

## 4. 交通安全の確保

### 〔現況と課題〕

全国の交通事故死亡者は1万人を下回り減少傾向にあるなか、県下では1995年以降5年連続して100人を超えていましたが、2000年以降は100人を下回る状況にあります。

一方、新市では、1996年から5年連続して死者が16人以上となり、その後、一旦は減少したものの2003年には22人に達し、県下交通死亡事故の約5分の1が新市で発生するという憂慮すべき事態にあります。関係機関・団体では、交通事故を防止するため日夜努力されていますが、行政と市民が一体となって安全で住みよいまちづくりに協力していく必要があります。

### 〔基本方針〕

#### ○ 安全意識の高揚

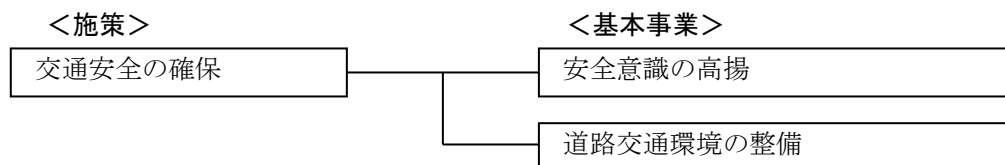
交通事故防止のため、市民と行政が協力し、安全意識を高揚するようにします。

さらに、通過車両に対して交通安全思想、交通道徳の向上・普及を徹底します。

#### ○ 道路交通環境の整備

地域の安全と事故防止のため、関係機関・団体や地域住民と連携を密にし、事業手法を工夫しながら、交通安全対策を推進します。

### 〔施策の体系〕



### 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
安全意識の高揚	交通安全宣言塔設置、交通安全対策会議及び交通安全対策協議会の設置、交通安全教室の開催及び交通指導員の充実などを行い、市民の交通安全意識を啓発していきます。	新市
道路交通環境の整備	交通安全要望検討会の開催など安全対策に関する工夫・検討を行い、道路交通環境の整備に努めます。	国 県 公安委員会 新市

## 5. 消費生活の向上

### 〔現況と課題〕

市民の消費生活は、所得水準の向上及び経済社会の進展にともない、質的な向上やうるおいを求め個性化・多様化しています。

さらに地球環境の問題が深刻化し、従来の消費生活を再考していく必要があります。また、高度情報化の進展は、消費生活に様々な変化を与えています。

こうした社会の潮流に対し、安全で安心できる消費生活を実現するため、消費者自らが確かな知識や判断力を身につけ、情報を正しく理解し、自己責任に基づいて行動することが求められています。

### 〔基本方針〕

#### ○ 消費者意識の啓発

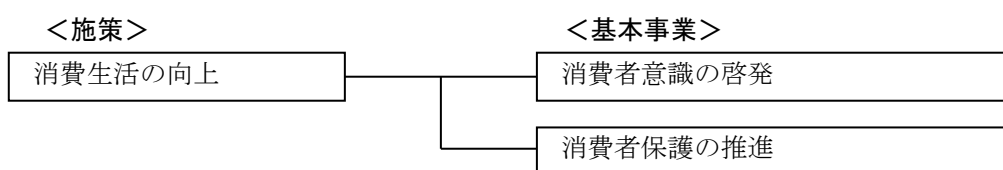
消費者の利益を確保するために消費生活に関する情報の提供等を行い、幅広く消費者意識の啓発や普及に努め、特に若者や高齢者の意識を啓発していきます。

また、消費生活の問題に自主的に対応できるように消費者団体の組織の強化・リーダーの養成を図り、消費者活動の支援と活性化に努めます。

#### ○ 消費者保護の推進

消費者被害に速やかに対応するため、消費者生活相談窓口や苦情処理体制を充実強化し、特に販売体系の多様化による被害に関する情報やサービス・金融商品等に関する情報を提供するなどによって被害防止を図ります。

### 〔施策の体系〕



### 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
消費者意識の啓発	講座開催(大人・子どもを対象)、消費者だよりの発行、生活展の開催など、消費者の意識向上につながる事業を展開します。また、消費者団体について、組織の強化、リーダーの育成によって消費者活動の活性化を図ります。	新市
消費者保護の推進	消費者被害の未然防止のため、悪徳商法等についての若者・高齢者への啓発やサービス・金融等に関する情報提供を強化します。また、消費者被害に対応するため、消費生活相談、消費生活特定製品立入検査、家庭用品品質表示立入検査、特定計量器定期検査、量目立入検査などを実施します。	新市

## 第6節 社会保障の充実

### 1. 国民健康保険の充実

#### 〔現況と課題〕

国民健康保険制度は、医療・保健の普及・向上、生活の安定に資するため、相互扶助の精神に基づく社会保障の中核を構成するものであり、市民の医療と健康の保健増進に重要な役割を果たしてきています。

現在、所得が伸び悩むなかで、高齢化の進展、医療技術の高度化により医療費は増加傾向にあります。

このような状況のなか、市民の理解を得ながら、保険税の収納率向上に努めることによって、その負担を適正なものとするとともに、医療費の適正化を図り、健全な国民健康保険制度の運営に努めることが重要になっています。

#### 〔基本方針〕

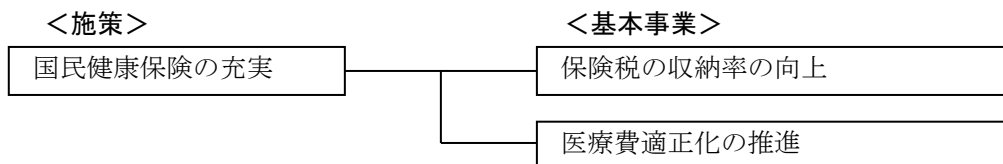
##### ○ 保険税の収納率の向上

被保険者の相互扶助により成り立っている国民健康保険制度に対する理解を深め、自主納付の意識を高めることによって、保険税の収納率の向上に努めます。

##### ○ 医療費適正化の推進

国民健康保険制度の健全な運営に向けて、レセプト点検の強化等を行い、医療費の適正化を図ります。また、市民の生活習慣改善を促進するとともに、基本健診等各種検診の受診を市民に促すことにより、生活習慣病予防に取り組みます。

#### 〔施策の体系〕



〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
保険税の収納率の向上	国民健康保険制度に対する理解と意識の啓発に努め、自主納付意識の高揚を図るとともに口座振替の促進と徴収嘱託員制度の活用により、収納率の向上に努めます。	新市
医療費適正化の推進	レセプト点検の充実、第三者行為の求償等を行うことによって、医療費の適正化を図ります。また、「国保ヘルスアップ事業」の成果を生かし、市民の生活習慣改善を促進するとともに、基本健診や各種がん検診等の受診を市民に促すことにより、生活習慣病予防に取り組みます。	新市

## 2. 老人医療の充実

### 〔現況と課題〕

高齢化の進展、医療技術の高度化などによって、近年、特に老人医療費の伸びは大きく、今後もこの傾向は続くものと予想されます。

このままでは若年者の負担はますます過重となり、国民皆保険制度の崩壊を招くことにもなりかねない状況となっています。

こうした状況のもと、国においては、本年4月の診療報酬改定や本年6月に成立した医療制度改革関連法に基づく医療制度改革（後期高齢者制度の創設を含む。）が推進されていますが、新市においても医療費を適正なものとするための取り組みが重要となっています。

### 〔基本方針〕

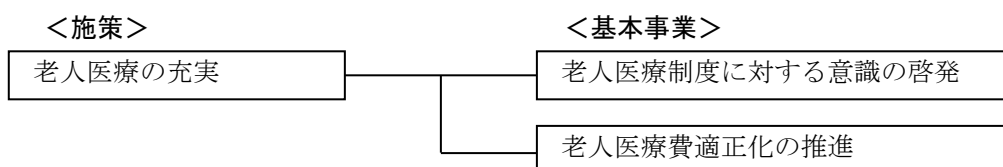
#### ○ 老人医療制度に対する意識の啓発

老人医療制度や医療費の動向についての認識を深めてもらうとともに、自らの健康管理への意識を啓発することによって、適切な医療の確保に努めます。

#### ○ 老人医療費適正化の推進

医療費の適正な支給を確保するため、レセプト点検を行うとともに、第三者行為事故の早期発見と迅速な求償処理に努めます。また、生活習慣病予防に取り組みます。

### 〔施策の体系〕



### 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
老人医療制度に対する意識の啓発	市報等による広報活動及び医療費通知、健康手帳の交付によって、意識啓発を図ります。また、重複受診、多受診、頻回受診者に対して保健師の訪問指導を行います。	新市
老人医療費適正化の推進	レセプトの内容点検、過去のレセプト、受給者台帳との突合により医療費の適正化を図ります。第三者行為求償については、救急車出動日誌ほか資料収集により、迅速な処理に努めます。また、生活習慣病予防に取り組みます。	新市

### 3. 国民年金の充実

#### 〔現況と課題〕

国民年金は、経済的に安定した老後生活を送るための所得保障を行う仕組みとして「世代間扶養」を基本としています。

また、老後のみではなく、事故や病気で障害者になった場合や世帯の働き手を亡くした時の遺族の生活保障をするという制度でもあります。

今日、少子・高齢化の進展から将来の世代の負担が大きくなることを見込まれる一方で、所得の減少や失業者の増加により保険料納付が困難になるケースや、制度への理解が不足していることから未加入者・未納者が増えるなど、公的年金を取り巻く状況は厳しさを増しています。

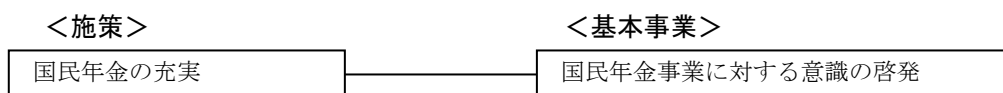
国民年金の安定的運営と制度の充実のためには、公的年金制度の周知徹底を図る必要があります。

#### 〔基本方針〕

##### ○ 国民年金事業に対する意識の啓発

国民年金事業の推進にあたっては、広報・PR活動を強化するなど市民に対して国民年金制度の周知徹底を図ります。

#### 〔施策の体系〕



#### 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
国民年金事業に対する意識の啓発	国民年金制度の広報・PR活動を推進します。	新市

## 第3章 自然と調和した個性的な美しいまちの実現

### 第1節 美しい水辺・田園空間の創造

#### 1. 下水道の整備

##### 〔現況と課題〕

新市の公共下水道の全体計画面積は、2006年3月末時点で4,782haを計画しています。このうち、事業認可区域は3,930haであり、2,811haが完了しています。

しかし、人口普及率は約58%と他の県庁所在地や同規模の市と比べて低い水準です。新市では地形上、公共下水道区域を拡張していくことが困難な地域も見られます。

こうした特性を踏まえ、公共下水道の整備のほかに、合併処理浄化槽の設置促進や農業集落排水事業をあわせて効率的に整備を進める必要があります。

##### 〔基本方針〕

###### ○ 公共下水道事業の推進

生活環境の改善・公共用水域の水質改善に不可欠な公共下水道の早急な整備を推進します。

このため、計画的に事業認可区域の拡大を行い、その整備の促進と供用区域の水洗化の普及、適正管理に努めます。

###### ○ 合併処理浄化槽設置促進

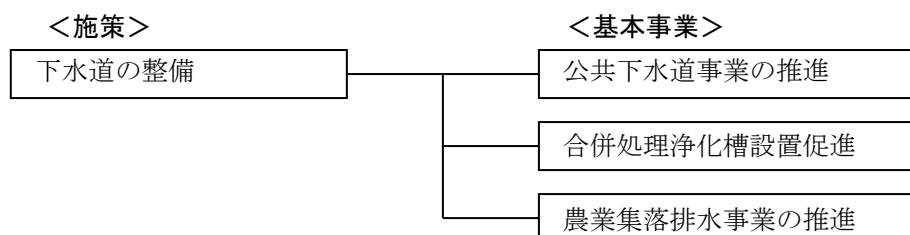
家庭排水による河川の汚濁が大きな問題となっていますが、生活雑排水を発生源から減らすために、合併処理浄化槽の設置を促進します。

###### ○ 農業集落排水事業の推進

生活様式の急速な都市化による水質汚濁が進んでいる農村部においては、営農面及び生活環境面の向上のため水質保全が必要です。

農業集落排水事業は、集落地域において計画的に実施します。その際、合併処理浄化槽との組み合わせ等による効率的な手法についても検討します。

##### 〔施策の体系〕



## 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
公共下水道事業の推進	新市の公共下水道の早急な普及を目指して、公共下水道の推進を進めるとともに下水道エリアマップの見直しもあわせて行います。	新市
合併処理浄化槽設置促進	合併処理浄化槽設置者に対してその経費の一部を補助することにより設置促進を図ります。また、浄化槽の維持管理を徹底するために、保守点検、清掃及び法定検査を地域住民、関係業者、行政が一体となって進める仕組みを構築します。	新市
農業集落排水事業の推進	営農面や生活環境面の改善に向けた農業集落排水事業は、集落地域において計画的に実施します。	新市

## 2. 水環境の保全

### 〔現況と課題〕

新市は、全国でも有数の水網都市で、地域内には河川、水路、クリークが張り巡らされています。近年、市民による河川浄化運動が行われているにもかかわらず、これらの水路では水が滞留し水質が悪化したり、水草が繁茂して流水機能が低下しているところも見受けられます。

かつては、生活と一体化していたこれらの水路も、現在では生活と切り離され、公共下水道等の普及により、改善はみられるものの、いまだに昔日の水質を取り戻すまでには至らない状況です。

こうした現状を変えるために、河川の水質監視体制を充実し、市民と協力しながら生活排水等による水質の汚濁防止対策を行うとともに、流水機能の向上や浄化水の確保を目指す必要があります。

また、水路の不法占用・不法埋立等についても取締りを強化するなど適正な管理を進める必要があります。

### 〔基本方針〕

#### ○ 河川浄化運動の推進

河川、水路、クリークにおいて、水質汚濁の改善、流水機能の向上を図るため、市民と力を合わせて、水質汚濁予防活動及び河川の浄化運動を推進します。

#### ○ 河川機能管理の推進

水路体系の見直しを含め、主要な河川及び水路の整備や不法占用・不法埋立等に対する指導強化に努めるなど機能管理を推進していきます。

また、地域の特性を生かし、親水性や都市景観等に配慮した河川整備を行います。

#### ○ 地域環境水の確保

新市の河川・水路などは生活排水等の流入により、水質の汚濁が進んでいます。これを解消するために地域環境水を必要としています。

現在、地域環境水は、嘉瀬川からの用水に依存していますが、特に、非かんがい期の水量が不足しています。

新市の水路体系の見直しや、地域環境用水の適正配分について検討を行い、国・県・関係団体との連携を図りながら、地域環境用水の確保に努めます。

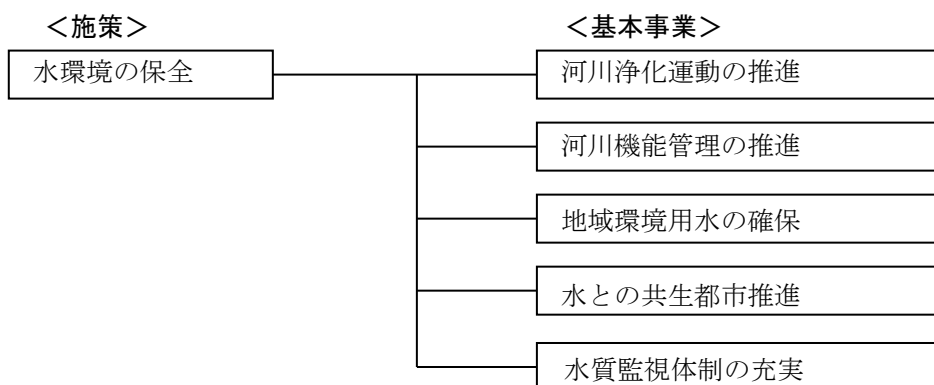
○ 水との共生都市推進

市街化が進み、降雨が地下に浸透することなく道路や側溝を通して速やかに河川やクリークに放流され、自然の水循環サイクルが人為的に分断されている状況を改善します。透水性舗装、透水護岸、宅地内の雨水地下浸透柵などの採用により、水循環サイクルを正常化し、雨水流出量抑制、地下水かん養、水辺動植物環境の保全など、市民ぐるみで水との共生都市の実現を推進します。

○ 水質監視体制の充実

地域内の河川の水質は、下水道の整備、河川の清掃、ごみの除去などにより浄化され年々良くなっていますが、今後も河川の浄化活動の成果及び目標としての水質の定点観測を実施します。

〔施策の体系〕



〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
河川浄化運動の推進	「水対策市民会議」を中心とした市民による年2回の河川浄化運動を継続していくとともに、河川清掃の意義の周知を図るため、広報等による普及啓蒙活動などの取り組みを行います。	新市 市民
河川機能管理の推進	排水体系の見直しを含め、河川の浚渫、水草伐採、河床・護岸の維持補修を行うとともに、不法占用・埋立等に対して河川パトロール等による監視を強化することにより、河川の流水機能を高めます。	新市 市民
地域環境用水の確保	佐賀導水事業、嘉瀬川ダム等の建設促進のため、国・県・関係団体との連携を強化し、水の有効利用について関係機関との協議を進めます。	国 県 新市
水との共生都市推進	都市防災のための治水優先の事業展開から利水、環境保全まで視野を広げ、水と都市の良好な関係を維持するため、透水性舗装、透水護岸、雨水地下浸透柵などを積極的に採用するとともに、産・学・官連携した総合的な水への取り組みを展開します。	新市
水質監視体制の充実	市内の河川の水質測定・生物調査及び分析を継続して実施し、河川の浄化を推進します。	新市

### 3. 水と緑のネットワークづくり

#### 〔現況と課題〕

新市は、豊かな水系と恵まれた自然環境を生かして水・緑のネットワークづくりを進めています。河川の水辺空間（嘉瀬川、多布施川、松原川、筑後川、佐賀江川など）を景観整備しており、現在、市民の憩いの場として親しまれています。

また、水を媒介として地域を結びつける河川は、従来、上流と下流の交流の場であり、地域の一体性の確保に大きく貢献するものでした。このことから、貴重な水面や水・緑環境の保全と活用を図るとともに、河川の有する連続性を生かし、河川を中心としたネットワークを整備することにより、地域の人々が河川を中心としてふれあいの交流ができる環境を創出していくことが重要となっています。

さらに、河川やクリークが網の目状に発達している新市には全国の他都市に比べ、まだまだ様々な動植物が生息しています。この恵まれた環境を保全し、次の世代に継承していくことが大切です。

#### 〔基本方針〕

##### ○ 水・緑空間の整備

新市内の水系を排水機能として捉えるだけでなく、周辺地域のまち並みをはじめ景観との調和を図りながら、良好な親水空間の創出・整備に努めます。

##### ○ 水・緑の広域ネットワークの形成

かつて生活と密着していたという水辺の特性や河川の有する連続性を生かしながら、交流拠点としての水辺空間を整備するとともに、広域的な地域連携・連帯の推進、水・緑空間を活用した地域振興を図るなど河川を中心とした広域ネットワークを形成します。

##### ○ 水辺生態系の保全

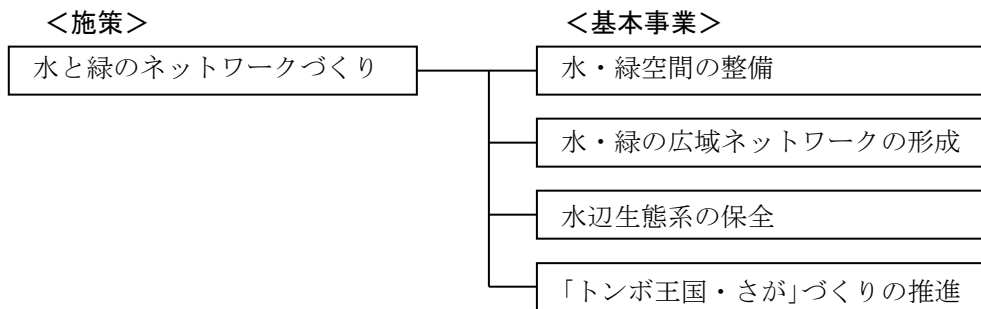
全国に誇り得る恵まれた生態系を保全し、さらに豊かなものにするため、公共事業を行う際には生物の生息環境に配慮し、生物にやさしい工法（多自然型工法）による整備を行います。

##### ○ 「トンボ王国・さが」づくりの推進

暮らしの中に水と深い関わりをもち、水を大切にしてきた新市の歴史が、トンボをはじめとする多種多様な生き物を今日まで育ててきたことを踏まえ、公共事業を行う際にはこうした豊かな自然に配慮するとともに、自然環境保全意識を高めるための普及活動に努めます。

また、新市に残された貴重な生きものを観察する場やふれあえる場の整備に努め、「トンボ王国・さが」づくりを一層推進します。

## 〔施策の体系〕



## 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
水・緑空間の整備	各種構想（公共下水道アクアトピア構想・水と緑のネットワーク構想など）を踏まえて、水・緑の親水空間を創出するため、河川の整備を進めます。	新市
水と緑の広域ネットワークの形成	水を媒介として地域を結びつける北山湖、嘉瀬川ダム湖（仮称）、佐賀導水事業などをより効果的な事業とするためにも、河川上下流の連携・交流を推進するとともに、交流拠点として位置付けられている巨勢川調整池の活用策を検討します。また、広域的な視点にたった長期的水需要に基づき、水資源の確保の必要性についても、関連団体と協議しながら進めます。	国 県 新市 市民
水辺生態系の保全	自然環境調査等により、稀少種を含む動植物の分布状況を的確に把握し、データベース化して、新市で行う公共事業が自然生態系にできるだけ配慮したものとなるよう活用します。	新市
「トンボ王国・さが」づくりの推進	身近に動植物が生息している地域（神野公園トンボ池、クリーク公園、多布施川河畔公園、ホタル川など）を観察の場、交流の場としてそれぞれの特性を生かした活用に努めるとともに、湿原（白石原湿原など）の整備を行い、希少生物の生息環境の保全・創造や生態系ネットワークの形成に努めます。また、環境セミナー、環境講座等の学習機会の充実や広報誌、ホームページ等の広報啓発活動を通して、自然環境保全意識の高揚に努めるとともに、自然生態系を保全するための住民活動を支援します。	新市 市民

## 第2節 緑あふれるまちづくり

### 1. 森林整備の推進

#### 〔現状と課題〕

新市の森林面積は、約 18,000 h a で全面積の約 42% を占めており、木材生産の場だけでなく、水資源のかん養、大気の浄化などの公益的機能を有し、安全で快適な市民生活を維持するうえで貴重な「水とみどりの資源」となっています。

しかし、森林面積の約 8 割を占める人工林の大部分は、木材価格の低迷や経営コストの上昇などによる管理不足などから森林の持つ公益的機能の低下が懸念されています。

また、地球温暖化等国際的に環境問題に対する関心が高まる中、循環型社会を構築するうえでも再生利用が可能で、かつ、環境にやさしい木材の利用拡大を図る必要があります。

さらに、森林の管理を担ってきた山麓地域では、過疎化や高齢化の進行等により担い手が減少するなどしており、森林と集落機能の維持が憂慮されています。

#### 〔基本方針〕

##### ○ 森林の健全性の維持

伐期の長期化や複層林の造成、広葉樹の育成などにより多様な森林の整備を進めます。

特に、人工林については、林道の整備を行ない、間伐や枝打ち等を適正に実施して水資源のかん養など公益的な機能を高めるとともに、収益性も考慮した森林づくりを推進します。

##### ○ 森林の管理と後継者の育成

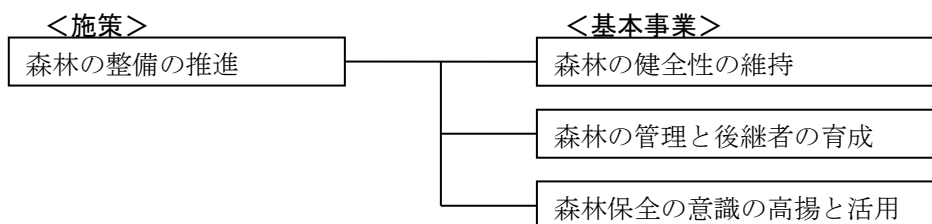
意欲ある林家、林業事業者、森林組合など担い手への経営・施業の集約化を進め、林業研究グループ等の後継者の育成を図ります。

##### ○ 森林保全の意識の高揚と活用

良質な水を下流域へ供給し、豊かな川や海を創造するなど森林が持っている様々な機能について広く市民への周知を図り、ボランティア等の活用による新市の市民が一体となった森林整備を進めます。

また、森林を市民の憩いの場として文化・教育的な活用を推進します。

#### 〔施策の体系〕



## 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
森林の健全性の維持	伐期の長期化や複層林の造成、広葉樹の育成などにより多様な森林の整備を推進します。 人工林については、林道の整備を行ない、間伐や枝打ち等を適正に実施し、水かん養など公益的な機能を高め、収益性の高い森林づくりを推進します。	国 県 新市
森林の管理と後継者の育成	意欲ある林家、林業事業者、森林組合など担い手への経営・施業の集約化を進め、林業グループ等の後継者の育成を図ります。	県 新市 関係団体 事業者
森林保全の意識の高揚と活用	良質な水を下流域へ供給し、豊かな川や海を創造するなど森林の機能について広く市民へ周知を図り、ボランティア等の活用による新市の市民が一体となった森林整備を進めます。また、森林を市民の憩いの場として文化・教育的な活用を推進します。	県 新市 関係団体 市民

## 2. 市民による緑化活動の推進

### 〔現況と課題〕

市街地の進展等にもなう緑地の急速な減少によって、まちの自然的な生活環境の衰退は著しいものがあります。

生活環境の保全における緑の持つ効果という観点から、公共施設の緑化だけでなく、市民が主体となったまちの緑化活動を展開する必要があります。

### 〔基本方針〕

#### ○ 緑化活動の推進

生活環境の保全を図るため、市民が主体となったまちの緑化活動を推進します。

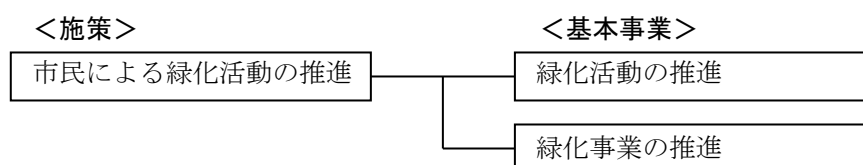
また、緑化推進を図るため、市民の花や緑に対する意識啓発に努めるとともに、樹木医など専門家の協力を得ながら植樹等に関する技術指導も行います。

#### ○ 緑化事業の推進

公共空地・緑地の整備、維持管理などは、市民の合意や協力が不可欠であり、緑地整備の指針となる「緑の基本計画」を見直し、市民とともにまちの緑化に取り組みます。

また、各種緑化支援事業によりまちの緑化を進めます。

### 〔施策の体系〕





## 4. 特色ある公園の整備

### 〔現況と課題〕

新市では、豊かな自然と田園環境、由緒ある歴史と伝統を生かしたまちづくりを展開しています。

新市内には、拠点的公園（佐賀城公園、21世紀県民の森）や、個性あふれる公園（神野公園、金立公園、森林公園、昇開橋展望公園、肥前大和巨石パーク、石井樋公園、雄淵雌淵公園など）を整備しています。

また、都市公園については、45箇所の公園が開設されており、1人あたり7㎡の整備率となっています。

新市は、「緑の基本計画」を見直し、計画的な公園整備を推進する必要があります。

### 〔基本方針〕

#### ○ 山麓ゾーン一帯の整備および活用

「アウトドア」と「グリーンツーリズム」の両面の視点から、山麓ゾーン一帯において、自然・歴史などとふれあえる憩いの空間づくりを推進し、若者、家族、中高年など多様な層が利用可能な地域づくりを行います。

#### ○ 都市公園の整備

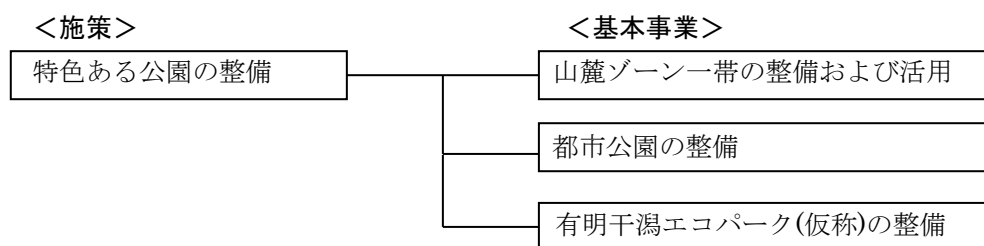
高齢社会に適応した心やすらぐ語らいの場としての公園づくり、子どもたちも安心して遊べる身近な公園、地区毎に快適環境やゆとりのあるオープンスペースなどを基本とした公園を整備します。

また、生活の中での公共空地・緑地の必要性の理解、維持管理なども地域住民の総意に基づいて行うことを目指します。

#### ○ 有明干潟エコパーク（仮称）の整備

有明海沿岸エリアにすでに整備されている森林公園、有明佐賀空港公園、昇開橋展望公園、佐野記念公園や干潟よか公園などを、エコツーリズムという視点で見直し、これら個性豊かな公園をネットワーク型の公園として一体的に整備します。

### 〔施策の体系〕



### 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
山麓ゾーン一帯の整備および活用	金立公園、脊振北山県立自然公園、天山県立自然公園、川上金立県立自然公園、肥前大和巨石パーク、多布施川河畔公園、などの活用を推進し、新市の自然・歴史などとふれあえる憩いの空間づくりを推進するとともに、活用策についてもあわせて検討します。	新市
都市公園の推進	公園の設置バランス等を考慮するとともに、新市の「緑の基本計画」を見直し、市民の合意を得ながら魅力ある公園整備を推進します。	新市
有明干潟エコパーク（仮称）の整備	有明海沿岸エリアにすでに整備されている森林公園、有明佐賀空港公園、昇開橋展望公園、佐野記念公園や干潟よか公園などを、エコツーリズムという視点で見直しを行い、展示施設や活動拠点など活性化策を検討します。	新市

## 第3節 快適な生活環境の充実

### 1. 都市景観の形成

#### 〔現況と課題〕

新市の都市景観を考える際には、城下町として発展してきた歴史性、低平地に発展してきた水網都市としての風景、田園地帯として発展してきた風物、文明開化から近代に活躍した佐賀の人物を生み出した風土などを欠くことのできない要素として景観形成事業を進めていく必要があります。

都市景観の形成には市民の理解・地域への愛着が必要です。また、都市の施設の中で、個別のデザインとしては個性的であっても、周りとの調和が取れているとは言い難いものも見受けられるため、都市景観形成地区の指定等を通して、まち全体の美観や風格、落ち着いた雰囲気形成などに配慮しながら進めていく必要があります。

#### 〔基本方針〕

##### ○ 都市景観形成事業の推進

新市の都市景観条例に基づき、都市景観形成事業を推進し、自然環境・歴史的環境・都市施設などの調和のとれた都市景観の形成に努めます。

特に新市の歴史的景観（長崎街道や佐賀のシンボルゾーンである佐賀城周辺など）や特色ある集落景観については、市民の理解と協力のもと景観の形成・保全に努めます。

##### ○ 都市景観形成のための誘導

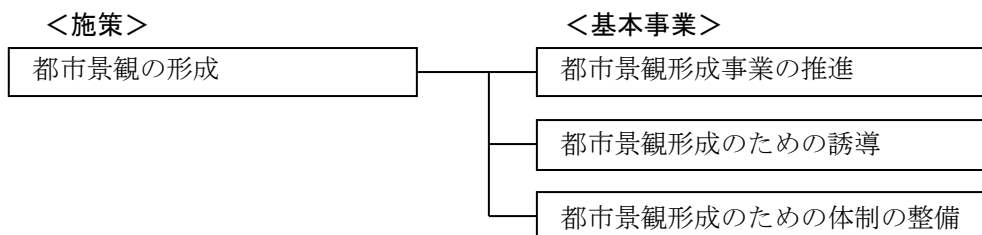
新市の都市景観基本計画に基づき、まち全体とのバランスのとれた景観の形成を図るため、影響が大きい一定規模を超える建築物等の新築等の際に助言・指導を行うとともに、市民への啓発活動を行います。

さらに、優れた都市景観の形成に寄与しているものに対して、表彰・助成を行います。

##### ○ 都市景観形成のための体制の整備

市民・行政・事業者が各々の役割に基づき、都市景観の形成に努めるために景観に関する情報の提供、まちづくり団体との連携、関連事業への参画を行います。

#### 〔施策の体系〕



## 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
都市景観形成事業の推進	都市景観形成地区、都市景観重要建築物等の指定、都市景観形成に対する市民の意識啓発、景観形成のための表彰・助成などを行います。長崎街道については、景観形成地区指定や重要建築物等の指定物件などを中心に、拠点的・個別的に景観の保全に努めます。また、佐賀城周辺については、佐賀のシンボルゾーンとして景観の形成・保全に努めます。	新市
都市景観形成のための誘導	大規模建築物等の新築等の届出の際、助言・指導を行うなど良好な都市景観の誘導を推進します。	新市
景観形成のための体制の整備	景観形成の役割を担う組織・団体との連携や情報の提供、都市景観審議会の開催、景観アドバイザー等による指導などを推進します。	新市

## 2. 安全・快適な道路空間の整備

### 〔現況と課題〕

新市の市街地は、歴史的に佐賀城の城下町として発展を遂げたことから、佐賀城防護のための屈曲道路、さらにはT字、かぎ型に曲がった狭い路地が多く残されています。

長崎街道や歴史的な小路を保全するとともに地域内の幹線道路や補助幹線道路の整備を行うことにより、通勤、通学、買い物など市民の日常生活に密着した都市空間を形成する必要があります。

また、集落内道路や集落間連絡道路については、自動車交通支障区間や通学路等の緊急性の高い路線から整備を進め、地域交通の円滑化を図る必要もあります。

さらに、市町村合併に伴う各地域の地形的な特性を生かすためには、バスや自転車が優先的に通行できるような市街地及び拠点地区の総合的な交通体系を見直す必要があります。

少子・高齢化の進展にともない、歩行者や自転車をはじめとして高齢者・障害者などすべての人が安心して通行できる都市施設、集落施設を作り上げなければなりません。

さらに、主要幹線道路においては、朝夕時に自動車交通の渋滞を引き起こしており、交通の平準化・円滑化のソフト施策等による渋滞対策が必要となっています。

### 〔基本方針〕

#### ○ 街路の整備

市街地の都市環境に配慮した総合的な都市交通体系を確立し、幹線・補助幹線と生活道路との有機的なネットワーク化を図ることで利便性の高い街路の整備を推進します。

#### ○ 生活道路の整備

市民に身近な生活道路を健康な市民はもちろんのこと高齢者や障害者、妊婦、新市への来街者に至るまで、安全・安心・快適な交通環境を実現するため、狭い道路の拡幅、歩行者・自転車走行空間の確保や段差の解消、小中学校の通学道路等の安全対策、街路灯の設置、透水性舗装の導

入など、人にやさしく環境に配慮した道路整備を進めます。

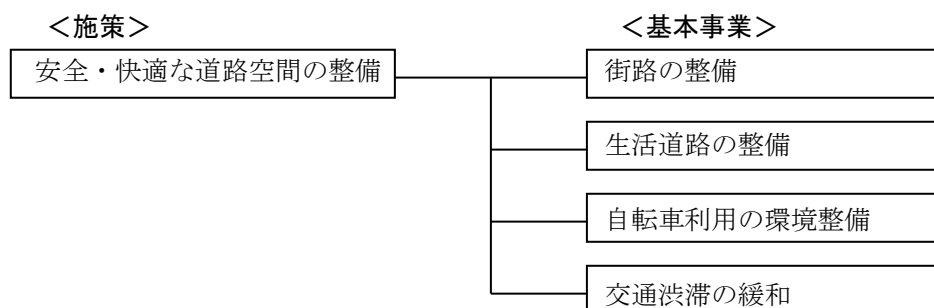
### ○ 自転車利用の環境整備

安全・便利・快適な自転車の利用環境を向上させるため、自転車道路のネットワーク整備、走行空間整備、駐輪場整備を行うとともに、自転車利用のマナーアップを図り市街地での歩行者、自転車の快適交通環境づくりを進めます。

### ○ 交通渋滞の緩和

主要幹線道路の交通渋滞の緩和に向け、主要渋滞箇所の整備を進めます。また、自動車交通需要の抑制を図るため、公共交通機関の利用促進や自転車利用環境整備などと連携した取組みを進めます。

## 〔施策の体系〕



## 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
街路の整備	幹線道路と生活道路の有機的なネットワークを形成するとともに、面的整備とあわせて利便性の高い街路の整備を図ります。また、都市防災対策、都市景観の向上等に効果がある電線類の地中化事業については、他の手法との比較検討を行うとともに、都市景観形成事業などとの整合性を図りながら進めていきます。	新市 市民
生活道路の整備	安全・安心・快適な交通環境を実現するため、道路の拡幅改良、交通安全事業、コミュニティゾーン形成事業などを推進し、市民生活の利便性と質の向上を図ります。	新市 市民
自転車利用の環境整備	自転車利用空間のネットワーク化を図るため、自転車走行空間、自転車駐車空間を整備し、自転車のより快適で安全な走行空間を確保します。	県 新市 市民 事業者
交通渋滞の緩和	主要幹線道路の交通渋滞の緩和に向け、主要渋滞箇所の整備を図るとともに、交通手段の転換など交通需要マネジメントについても取り組みます。	国 県 新市 市民 関係団体

※なお、植木橋木角線整備事業については、令和3年度に実施設計に着手しており、令和7年度の

完了を予定、上高木東淵線外1路線整備事業については、令和3年度に実施設計に着手しており、令和8年度の完了を予定、上戸田川上線整備事業については、令和3年度に実施設計に着手しており、令和6年度の完了を予定、通学路安全対策整備事業については、令和3年度に実施設計に着手しており、令和6年度の完了を予定、三溝線整備事業については、令和2年度に実施設計に着手しており、令和8年度の完了を予定、東高木木角線整備事業については、令和3年度に実施設計に着手しており、令和7年度の完了を予定しています。

### 3. 農山漁村集落地域の環境向上

#### 〔現況と課題〕

農山漁村は就労の場と生活の場が同一空間に存在する区域です。

新市においては、就労の場としてのほ場については、生産基盤整備により水路・道路等が整備されていますが、生活の場である集落では、道路が狭く、渇水期には防火用水としての水路内の水が不足するなどの弊害も生じています。

また、農山漁村においては高齢化、人口の減少、特に若者の減少が顕著であり、魅力ある農山漁村集落にするため、集落の住環境を市街地の住環境に近づけるとともに、良好な自然環境を保全しながら農山漁村の個性を生かすことが必要です。

#### 〔基本方針〕

##### ○ 農山村環境整備事業の推進

農山村環境整備事業がまだ実施されていない地区において、生産基盤整備事業の進捗と合わせて事業計画の策定を行います。

また、農山村環境整備事業を実施することにより、若者の定着のみならず、子どもから高齢者まですべての市民が安心して生活できるように、集落内と市街地の住環境の格差を解消します。

さらに、農山村集落に残された自然環境についても、多自然型水路整備等により、保全・復元を図っていきます。

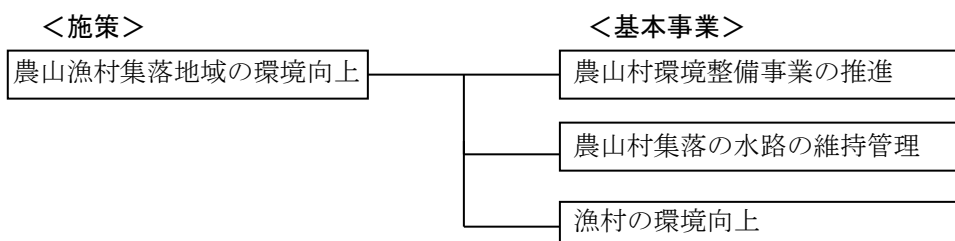
##### ○ 農山村集落の水路の維持管理

農山村集落の水路は、生活雑排水による水質汚濁・汚泥の堆積により、河床が浅く、水が集落内に入ってこないこともあります。このような弊害を無くし、防火用水としての水の確保を徹底するために地域住民と協力して水路の維持管理に努めます。

##### ○ 漁村の環境向上

漁村の生活環境を整備し、生産基盤と一体となった快適な漁村環境づくりを進めるとともに、都市住民との交流を促進します。

## 〔施策の体系〕



## 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
農山村環境整備事業の推進	農山村環境整備事業に引き続き取り組めるように、現地調査や県との調整を引き続き行っていきます。	新市
農山村集落の水路の維持管理	共同作業による水路清掃を中心に、農家・非農家によるコミュニティの形成を推進します。また、農山村環境整備事業により、防火用水としての水の確保を徹底します。	新市
漁村の環境向上	漁村の生活環境を整備し、生産基盤と一体となった快適な漁村環境づくりを進めます。	新市

## 4. 身近な生活環境対策の充実

### 〔現況と課題〕

新市では、快適な生活環境を保全するために食中毒の予防と感染症の防疫、清潔な生活環境の保持、地域環境美化、生活環境の監視測定などを柱としてその推進を図ってきました。

これまで、行政のみならず、地域住民、各事業所、各種団体が一体となった活動が推進されることにより、一定の成果をあげました。

しかし、いまだに市民の満足度が低いものや、近年新しく生じた環境ホルモン等の環境汚染問題については事業の見直し・強化と新たな対応を図っていく必要があります。

また、近年、シックハウスについても問題化していますが、すでに新市の公共施設の整備にあたっては、シックハウス対策を講じており、今後民間施設への導入拡大も図る必要があります。

し尿処理については、汚水処理施設の普及が進むにつれ、搬入されるし尿・汚泥の性状は変化しているため、収集・処理に対して柔軟な対応をしていくことが必要です。

### 〔基本方針〕

- 地域活動による生活環境の向上

市民が安心して快適に生活できる環境づくりには、行政と市民の一体的な取り組みが必要であり、その推進母体としての活動団体を育成する視点に立った積極的な施策を展開していきます。

○ **生活環境の改善**

生活環境の改善としての種々の対策は一定の成果を納めていますが、市民の苦情はいまだに跡を絶たない状況であり、生活環境の改善として引き続き事業を推進します。

また、公共施設の整備にあたっては、シックハウス対策を講じながら、民間施設への導入拡大も推進します。

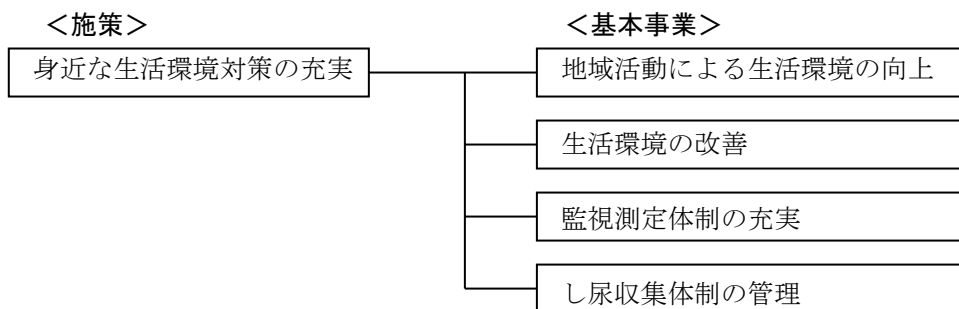
○ **監視測定体制の充実**

近年、ダイオキシン類及び環境ホルモン等の新たな環境汚染問題の発生により、市民の環境問題に対する関心が高まっているため、現在行っている水質・大気・騒音・振動・悪臭等の定点観測を充実し、これに対応するシステムの構築を検討します。

○ **し尿収集体制の管理**

公共下水道の普及に応じた、し尿処理区域の見直しと安定的・効率的な収集体制の整備を行います。

**〔施策の体系〕**



**〔施策の概要〕**

基本事業名	事業概要	推進主体
地域活動による生活環境の向上	市民活動団体の育成と、地域美化に関する活動の援助のために、積極的な施策の展開をしていきます。また、市民・事業所に対する啓発もあわせて行っていきます。	新市 市民 事業者
生活環境の改善	食中毒の予防や感染症の防疫、蚊の駆除を継続的に実施し、地域環境美化活動、騒音・悪臭対策及び快適生活環境づくり等を推進し、市民の生活環境の向上を図ります。また、公共施設のシックハウス対策を引き続き行っていくとともに、広報等による意識啓発に努め、民間施設への導入を誘導します。	新市

監視測定体制の充実	水質・大気・騒音・振動・悪臭等の定点観測を引き続き実施するとともに、ダイオキシン類・環境ホルモン等の新たな環境汚染物質についての情報収集に努め、市民に対して的確な情報提供を行います。	新市
し尿収集体制の管理	「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（「合特法」）」の趣旨に基づき、し尿収集業務が円滑・適正に遂行されるよう施策を講じます。	新市

## 5. 上水道の整備

### 〔現況と課題〕

今日、上水道に求められているものは、「安全な水」を「安定」して「低廉」に供給することです。新市の給水人口は順調に増加し、2004年3月末現在、普及率が95.4%となっています。

これからも安全な水の確保と安定供給を図るための施設整備とあわせて、より一層の経営の効率化に努めなければなりません。

### 〔基本方針〕

#### ○ 水源の活用

新市では、上水道の水源として当分の間、表流水だけでなく地下水も利用します。

#### ○ 水質検査体制の強化

市民の環境に対する関心の高まりに応えるために、より一層の水質管理に努め、新たな有害物質にも対応できるよう検査体制の充実を図り、安全でおいしい水の供給に努めます。

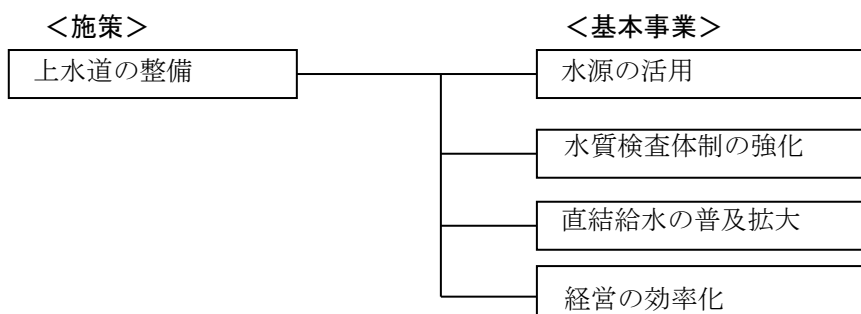
#### ○ 直結給水の普及拡大

中・高層の建物などに設置されている受水槽の水質問題に対応するため、水道水を直接給水できる給水方法の普及・拡大に努めます。

#### ○ 経営の効率化

コスト意識を高め、効率的かつ安定的な事業経営を図ります。

### 〔施策の体系〕



**【施策の概要】**

基本事業名	事業概要	推進主体
水源の活用	安全で安定した水道水源の確保のために当分の間、表流水だけでなく地域の特性を生かした水源の活用に努めます。	新市
水質検査体制の強化	水道の水質基準を遵守することはもちろん、クリプトスポリジウムや、有害化学物質などに、的確な対応ができる水質管理体制の整備を推進します。また、小規模受水槽についても衛生管理の指導を強化していきます。	新市
直結給水の普及拡大	直結給水の普及・拡大に努めます。	新市
経営の効率化	事務の改善によりコストを削減し、経営の効率化を図ります。	新市

## 第4節 環境にやさしい社会の構築

### 1. 環境負荷の低減

#### 〔現況と課題〕

新市では、1999年4月より施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」を受け、地球温暖化対策に関する自主的な取り組みを行っています。

この地球温暖化問題をはじめ、オゾン層の破壊や酸性雨、熱帯多雨林の減少など、地球環境問題が深刻になっており、市民への啓発をはじめ具体的な対策が求められています。

#### 〔基本方針〕

##### ○ 地球温暖化防止実行計画の推進

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく実行計画を策定し、資源消費の抑制や再資源化の推進、新エネルギーの活用、低公害車の導入等により、温室効果ガスの排出抑制に取り組みます。

##### ○ ISO14001の導入と推進

環境を考慮しながら経営を行うための国際ルールである「ISO14001」の認証を各分庁舎で取得し、職員一人ひとりが環境問題への認識を深め、省資源への取り組みを徹底するため、職員一丸となって効果的、効率的な行政運営に努めます。

あわせて市内企業への啓発を進め、認証取得の広がりによる環境にやさしい社会の構築を図ります。

##### ○ グリーン購入の推進

地球環境にやさしい社会を構築するためには、社会全体でリサイクル商品や省エネ商品など環境に配慮した製品の購入（グリーン購入）を進めていく必要があります。

新市では、こうした社会の早期実現を目指して、グリーン購入に積極的に取り組むとともに、市民への啓発に努めます。

##### ○ エネルギーの有効活用

ごみの焼却処理によって発生するエネルギーの有効利用、庁舎等公共施設への新エネルギーの活用等、エネルギーの有効活用について研究し、適宜導入を進めていきます。

また、ESCO事業の導入の促進に取り組むとともに省エネルギーや新エネルギーに関し、市民への普及啓発に努めます。

##### ○ 環境保全意識の高揚

地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯多雨林の減少、資源の枯渇といった地球規模の問題に対処するためには、持続可能な社会の実現に向け、現在の社会経済活動やライフスタイルを根本的に見直さなければなりません。

新市自らがこうした行動に率先して取り組むとともに、セミナー等の開催をはじめとする様々

な広報活動や環境教育を通して、環境が人類に与える計り知れない恵みへの理解と環境を大切に思う気持ちの醸成に努めます。

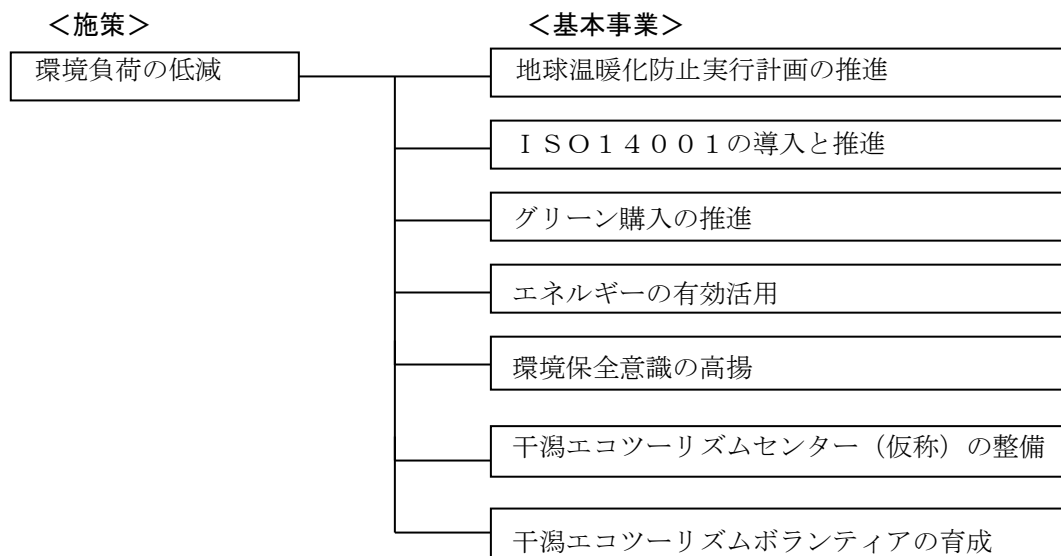
○ 干潟エコツーリズムセンター（仮称）の整備

有明海沿岸の豊かな干潟を通して、面白く、楽しく、遊びながらエコロジー（生態学）を学ぶ中核施設として、干潟の環境保全と利活用推進を担う「干潟エコツーリズムセンター（仮称）」を整備します。

○ 干潟エコツーリズムボランティアの育成

干潟エコツーリズムボランティアを育成し、エコツーリズムへの一般市民の参加と協働を促し、エコツーリズムを担う人材や組織の育成と活動の推進を図ります。

〔施策の体系〕



〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
地球温暖化防止実行計画の推進	実行計画を策定し、その達成に向けた取組みを行います。また、ノーマイカーデーの実施により自家用車利用抑制を地域住民に啓発しながら代替交通機関としてバス利用の促進を図ります。	新市 市民
ISO14001の導入と推進	ISO14001の認証を各分庁舎で取得し、新市の全職員の環境意識を高め、環境の持続的改善とともにシステムの効率化によるコスト削減に努めます。また、地域の事業者に対しても普及啓発活動を行い、認証取得の広がりを図ります。	新市 事業者
グリーン購入の推進	環境物品等の調達方針を策定し、再生紙やエコマーク、グリーンマーク認定製品、低電力型機器など環境物品の調達や建設副産物の再利用など、環境にやさしい行動を率先して行います。	新市 市民

エネルギーの有効活用	太陽光発電など環境にやさしいクリーンな新エネルギーの公共施設への活用について研究し、可能なところから導入を進めるとともに、様々な広報手段や環境教育を通して省エネルギーや新エネルギーについての市民や企業の理解を深め、その普及・啓発に努めます。また、焼却炉における焼却の余熱を利用して発電等を行い、エネルギーの有効利用を図ります。	新市
環境保全意識の高揚	環境保健推進大会、環境展、環境セミナー等を開催するとともに、広報手段を用いて地球環境問題をはじめとする身の回りの様々な環境問題について啓発を深めます。また、子どもの頃から環境教育を行い、環境を大切に思い行動する市民を育成します。	新市
干潟エコツアーリズムセンター（仮称）の整備	東与賀町に整備された干潟よか公園隣接地に、干潟の環境保全や利活用をテーマとした調査・研究開発・普及活動を行う干潟エコツアーリズムセンター（仮称）を設置します。（WWF や佐賀大学等との連携を図る。）センターには、面白く、楽しく、遊びながら干潟の環境保全や利活用について学べる展示・学習施設を整備します。	新市
干潟エコツアーリズムボランティアの育成	干潟エコツアーリズムセンターを拠点として、干潟に棲む生物や海浜植物、渡り鳥などについて、その保護やエコツアーリズムへの活用などについて講習会を実施します。同時に「干潟エコツアーリズムボランティア制度」を立ち上げ、講習会の修了者を中心に希望者を登録、干潟よか公園をはじめとする有明海沿岸エリアを訪れる観光客の案内や、観察会・保護活動など環境学習型イベントの企画・実施など、一般市民の自発的なエコツアーリズム活動の誘発に努めます。	新市

## 2. 廃棄物の排出抑制とリサイクル

### 〔現況と課題〕

一般家庭のごみについてはここ 10 年ほぼ横ばいで推移しています。

これは、「循環型社会形成促進基本法」、「家電リサイクル法」、「容器包装リサイクル法」などの法律が整備されたことや、市民の協力により、ごみ減量化対策（分別収集や有料指定袋制度など）が推進されていることの効果です。

また、環境への負荷を減らすために有効な環境マネジメントシステム取得の事業者数も増加傾向にあります。

しかし、将来、ごみ質の多様化や膨大な量に対する適正処理が困難になることが予測され、今後、処理施設への負荷を減らし延命化を図る必要があるため、一層のごみの減量化・再資源化が大きな課題となってきます。

## 〔基本方針〕

### ○ 家庭系ごみの排出抑制とリサイクル

ごみについては常に情報の収集と提供に努めながら、排出抑制を第一として取り組みます。

家庭系ごみに関しては、協議会等と連携を取りながら普及・啓発を図り、ごみの排出抑制・リサイクルの新事業を推進します。

### ○ 事業系ごみの排出抑制とリサイクル

近年増え続ける事業系ごみについては、事業者全般のごみに対する分別やリサイクルの周知徹底と、大量消費・大量廃棄を見直したごみ減量を目指します。

### ○ ごみの適正処理

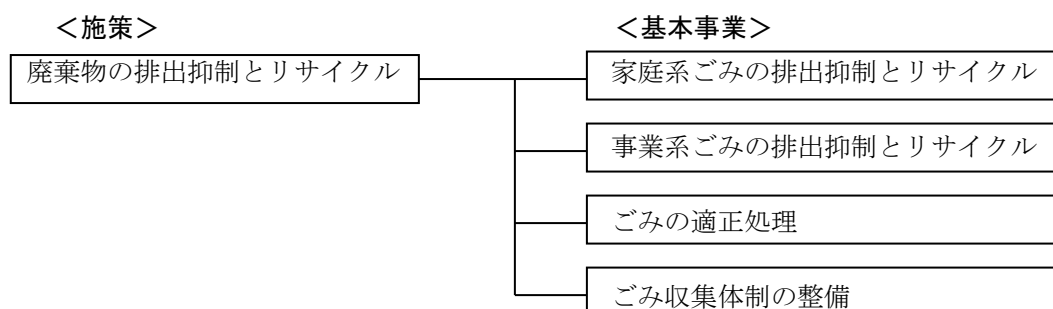
環境に配慮した清掃工場の安全な施設の維持管理を図ります。

また、既存の最終処分場の延命化を図りつつ、新たな埋立地の確保について検討します。

### ○ ごみ収集体制の整備

ごみ収集体制の整備に関しては、市民の要望に応えながら、効率的なごみ収集に向けて整備を行います。

## 〔施策の体系〕



## 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
家庭系ごみの排出抑制とリサイクル	ごみ分別の徹底を図るとともに積極的にリサイクルに取り組んでいきます。	新市 市民
事業系ごみの排出抑制とリサイクル	行政自ら事業者として、市内におけるごみ減量対策とリサイクルの推進を図り、他事業所への指導・啓発に努め、ごみ減量化を進めます。	新市 事業者
ごみの適正処理	ごみを清掃工場で処理することにより、野焼きをなくし、ダイオキシン類等の排出削減に努めます。また、リサイクルを推進し、最終処分場の延命化を図りつつ、新たな埋立地の確保を検討していきます。	新市
ごみ収集体制の整備	効率的なごみ収集に向けて、収集ルート・収集時間の見直しを図り、ステーション設置の適正化もあわせて行います。	新市

## 第5節 土地利用の推進

### 1. 計画的な土地利用の推進

#### 〔現況と課題〕

新市は、脊振・天山山系の山なみや平坦で肥沃な佐賀平野、有明海に面した干拓地など変化に富んだ地形で形成されています。

新市の総面積は約43,100haで、民有地面積は約26,400haです。民有地の土地利用は、都市的利用が15.5%で、田畑が46.4%、山林原野が38.1%を占め、豊富な自然を抱える田園都市です。

新市では、無秩序な開発行為を規制することで、自然環境が豊かな田園都市を守るため、線引き制度を導入し、秩序あるまちづくりを進めます。

既成市街地の地価の高騰と道路整備の遅延によって、中心市街地が衰退する中で、主要幹線道路の沿線には大型商業施設等の立地などにより土地利用の混乱も生じています。

このように、新市の土地利用は、社会経済活動の拡大、都市化の進展、農業構造の転換などにより複雑化してきており、自然的土地利用から都市的土地利用への転換が、今後も進展するものと予測されます。

#### 〔基本方針〕

##### ○ 土地の有効利用

土地は限りある資源であり、公共の福祉を優先するという認識のもとに有効に活用することが必要です。

既成市街地では高度利用の促進を図りながら未利用地の解消など面的な土地活用に努め、進行市街地や集落地域では農業環境と居住環境の共生を図るなど地域の特性に応じた土地利用を推進します。

また、水や緑といった自然環境や歴史的遺産等の保全、新市域の均衡ある発展を念頭に置き、道路や水路などの都市施設、地域の面的再整備など社会基盤整備を中長期的視点から計画的に進めます。

このため、新市都市計画マスタープランを見直し、都市計画区域や都市計画区域マスタープランの見直しについて県へ要望します。

##### ○ 開発指導の充実

開発の誘導については、開発許可制度的な運用を図り、地域の実状に応じた開発を誘導することで、市街化調整区域における無秩序な市街化を抑制し、周辺の自然環境と調和を図りながら適正な住宅地の確保につなげます。

##### ○ 建築行政の推進

市街地は、個々の建築物が集合して、その地域の街並みを形成しており、将来にわたる良好な地域環境を形成するため、市民主体によるまちづくりや社会情勢の変化に対応したまちづくりに向けて適切な誘導を行います。

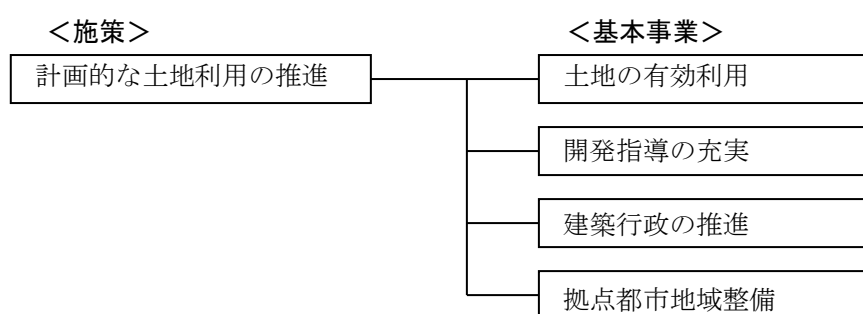
## ○ 拠点都市地域整備

新市は、県全体の発展をリードする活力ある中核都市圏の中心地としての役割が期待されています。

そのために、高度な都市機能の集積や優れた自然環境を活かした豊かな生活空間の形成を促進します。

また、産業の振興や、学術・文化・レクリエーション機能の強化を図り、魅力にあふれた拠点都市として、域外からの求心力を高めていきます。

## 〔施策の体系〕



## 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
土地の有効利用	自然環境・歴史的遺産の保全や新市域の均衡ある発展を念頭に置きながら、都市基盤整備を行うなど中長期的な視点に立った計画的な土地利用の推進を図ります。	国 県 新市
開発指導の充実	地域の実状に応じた適正かつ合理的な土地利用の実現のため、開発許可制度の的確な運用を図ります。	新市
建築行政の推進	建築確認検査業務、建築協定の普及、建築紛争の対策等を通して、建築行政の推進を図るとともに建築行政事務の官民の役割分担を進め、市民サービスの向上に努めます。	新市
拠点都市地域整備	県都にふさわしい高度な都市機能を集積し、産業・経済・交通・情報などの社会基盤、さらに学術・文化・スポーツなどの機能を備えた拠点都市を形成します。	国 県 新市

## 2. 区域区分・地域地区の変更

### 〔現況と課題〕

計画的な市街地の形成を図り、優良な農用地を保全するためには市街化区域及び市街化調整区域を定め、市街化区域の適切で効果的な拡大が重要です。

また、安全で快適な都市空間の形成を図るためには低密度（60人/ha以下）の人口計画も検討課題です。今後とも、社会・経済情勢の変革に的確に対応した市街地の総合的な土地利用計画を定め、段階的かつ計画的な市街地整備方針を確立することが必要です。

次に、中心市街地の土地利用の増進を図ったり、住居地域、幹線道路沿線や水・緑・歴史的空間を備えた地域で土地利用に一定の制限を加えて環境を保全したり、市街地全体の合理的な土地利用を図ることは市街地整備のために重要です。

このため、市街化区域全体に用途地域を指定し、用途地域指定を補完する目的から一部に特別用途地区を指定しています。

また、新市では、市街地を囲む環状道路が整備されており、今後は市民の財産を保全する観点から市街地の火災延焼を防止するため、環状道路の内側において木造住宅が密集している地域を中心として防火地域や準防火地域の指定を拡大することも重要な課題です。

まちの「うるおい」や「美しさ」は、その都市の魅力の大きな要素であり、建築物や公園、公共空地、道路、橋梁など都市を構成する施設が美しい街並みを形成するように努めることが大切であり、この実現のためには地域地区の変更が大きな役割を果たします。

### 〔基本方針〕

#### ○ 区域区分の変更

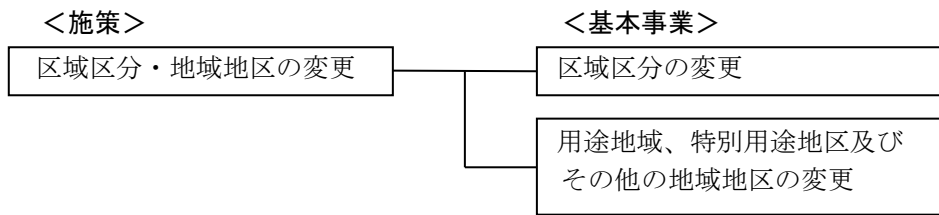
新市では、産業構造の変化によって低未利用地の増加やこうりつてきな農業生産を多く望めない農地の転用が顕著になっており、市街化区域内の残存農地の計画的な開発や農・工・住共存の集落地区の整備も念頭に置き、ゆとりある都市空間の形成と自然環境に配慮した快適な居住環境を誘導するために市街化区域及び市街化調整区域の変更を図ります。

#### ○ 用途地域、特別用途地区及びその他の地域地区の変更

市街地における都市計画については、土地の有効利用や都市基盤整備など実効性のある計画とするため、市民と行政の合意形成により実践します。

また、都市機能が複合的、合理的に連携した都市空間を再構築するため、住居地域や商業地域、工業地域の適正な再配置を考慮しながら、用途地域、特別用途地区及びその他の地域地区の変更を図ります。

〔施策の体系〕



〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
区域区分の変更	健全な発展と秩序ある整備を図るため、市街化区域と市街化調整区域の変更を図ります。	県 新市
用途地域、特別用途地区及びその他の地域地区の変更	市街化区域内の非住居系用途地域の変更とこれを補完する特別用途地区の指定替を検討します。また、都市火災の延焼予防のため防火・準防火地域の拡大を図ります。	新市

## 第4章 個性が尊重され楽しく学習できる社会の実現

### 第1節 個性を尊重し創造性を養う教育の推進

#### 1. 個性を尊重する教育の充実

##### 〔現況と課題〕

社会の都市化、核家族化、少子化等の進展にともない、子どもたちの社会性や協調性、倫理観、正義感の醸成といった社会生活を送る上での基本的な生活態度が失われつつあります。

また、不登校やいじめ、その他の問題行動も目立ってきています。これらの課題解決に向けて、学校・家庭・地域が連携して取り組んでいます。しかし、複雑・多様化する諸問題に充分に対応できているとはいえません。

豊かな心を持ち、これからの社会をたくましく生きぬく子どもを育むには、学校・家庭・地域がさらに連携を強め、地域に受け継がれている文化などを学習材とし、豊かな体験活動を重視した教育が必要です。

幼児期においては、地域で一緒に遊ぶ子どもの数の減少、親の過保護や過干渉の問題が指摘されているとともに、教育の連続性の観点から保育所（園）・幼稚園と小学校との連携が求められています。

近年の子どもたちの食生活を取り巻く環境は、朝食欠食や孤食の増加等による食生活の乱れ、カルシウム不足や脂肪の過剰摂取等の偏った栄養摂取の問題が指摘され、将来における生活習慣病が心配される状況となっています。

食に関する教育は、自らの健康を考えた食の自己管理能力や、食文化を通じて豊かな人間性を身につけるために、教育活動のさまざまな機会を通して繰り返し進めていく必要があります。

これからも生徒指導の在り方を見直すとともに障害を持つ児童・生徒の受け入れや食育など時代に即した教育環境の整備が必要です。

##### 〔基本方針〕

###### ○ 心の教育の充実

他者との共生や他人への思いやり、正義感を重んじる豊かな人間性を育む教育に努めるとともに、学校における相談体制の充実ならびに家庭・学校・地域が連携を取り合い円滑な対応ができる体制づくりに努めます。

また、楽しく学習できる環境づくりのために、教師と児童・生徒との信頼関係の構築に努めます。

###### ○ 幼児教育の充実

幼児教育では、豊かな体験を通して、幼児期に正しい道徳心を育むことや基本的な生活習慣を身につけさせることに重点を置き、保育所（園）・幼稚園と小学校の連携に努めます。

また、教職員の資質向上を目指し研修内容の充実に努めるとともに、教育環境の整備を図ります。

#### ○ 食に関する教育の充実

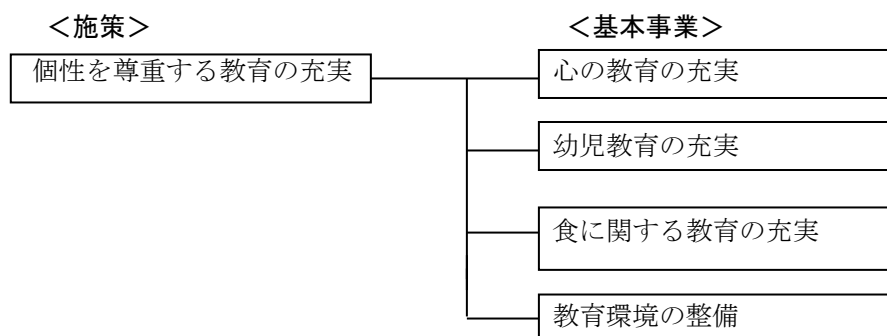
生涯にわたり健康でいきいきとした生活を送るために、幼少期から正しい食のあり方や望ましい食習慣を身につけ、食を通して自らの健康管理ができる子どもの育成に努めます。

また、学校給食の安全性の確保に努め、楽しい食事や給食活動を通して、豊かな心を育成し社会性のかん養に努めます。

#### ○ 教育環境の整備

児童・生徒数に適合した学校規模の実現や老朽化した施設の改修等を実施するとともに、情報化や障害児の受け入れなど時代の潮流に対応した教育環境を整えます。

### 〔施策の体系〕



## 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
心の教育の充実	地域人材や郷土資料の有効活用、道徳教育の充実により心豊かな子どもの育成といじめや不登校の予防を目指します。また、不登校対策としていじめの早期発見に努めるとともに、学業不振等に対する教育相談や生徒指導体制を充実し、フォロー体制を整えます。さらに、子どもの人権に関する教育を充実させ、いじめ等に対し、子どもが拒絶の意思表示ができるように努めます。	新市 関係団体 市民
幼児教育の充実	幼児教育相談の実施、保育所（園）・幼稚園・小学校合同の研修会の実施、家庭・地域と連携した幼児教育の充実に努めます。	新市
食に関する教育の充実	各教科、道徳、特別活動、総合学習の時間などそれぞれの場で行われる食に関する教育においては、年間指導計画等に基づき学校職員全体が共通理解の上立った幼少年期からの計画的、継続的な指導を進めます。また、子どもたちの食事の実態調査を行い、それを分析した食生活診断に基づいた指導を行います。さらに、食に関する教育の「生きた教材」といえる学校給食の充実を図り、その食材については、安全な食材と地場産品の導入に努めます。	新市
教育環境の整備	障害児の受入れ等をはじめ、多様化する教育形態に対応するため順次改修に努めるとともに、老朽化した学校施設の大規模改造等を図ります。また、通学区域の見直しなど、学校規模の適性化に努めます。加えて、情報化社会への対応や総合的な学習の推進に向けて、パソコンや校内LANの整備、図書館のネットワーク化に努めます。さらに、学校施設の地域への開放や就学援助の推進を図ります。	新市

※なお、学校施設改修事業については、令和4年度に実施設計に着手しており、令和6年度の完了を予定、嘉瀬小学校長寿命化改良事業については、令和4年度に実施設計に着手しており、令和7年度の完了を予定、諸富中学校屋内運動場改築事業については、令和2年度に実施設計に着手しており、令和5年度の完了を予定しています。

## 2. 創造性を養う教育の推進

### 〔現況と課題〕

これまで、規格大量生産の工業化社会においては、画一的な指導、知識重視の指導による基礎学力の全体的なレベルアップが求められていました。

もちろん、基礎学力の向上は必要ですが、今後のさらなる国際化社会、情報化社会に対応していくためには、自ら新しいものを生み出していく力となる想像力や創造力が必要とされます。また、現在の社会構造の複雑さは、子どもたちを取り巻く環境に影響を及ぼし、子どもたちの関心事を複雑・多様なものにしていきます。

したがって、21世紀の教育は、過去の慣例や常識にとらわれず自分の力で考える創造性を養うものでなくてはなりません。

また、これからの高度情報化時代を生き抜くためには、多様な目的に応じた情報機器の活用が身につく情報教育の充実も必要とされています。

## 〔基本方針〕

### ○ 総合的な学習の推進

まず、児童・生徒の特性に合った基礎学力の向上に努めます。

また、児童・生徒が、自ら課題を見つけ、自ら判断し、行動することで、解決していく力や、人や自然とのふれあいの中で思いやりや感動する心を育成するために、いろいろな人との関わりや豊かな自然体験、ボランティア活動、優れた芸術とふれ合う機会などを取り入れた総合的な学習の推進に努めます。

### ○ 情報教育の充実

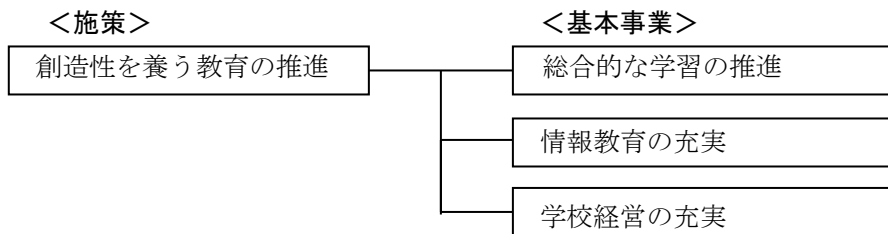
これからの高度情報化時代を生き抜くには、目的や必要に応じて情報機器を活用し、さまざまな情報を取捨選択して活用する力が必要であるため、教職員のための研修の充実を図り、教職員のコンピュータ技能の向上を図るとともに、コンピュータを活用した授業の推進に努めます。

### ○ 学校経営の充実

児童・生徒が楽しく登校できる学校の創造に向けて、保護者や地域の方々の意見を積極的に取り入れ、柔軟性のある開かれた学校づくりを目指します。

また、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を目指して、指導方法の改善・充実に努めます。

## 〔施策の体系〕



## 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
総合的な学習の推進	新市教育研究所員会で実践的先行研究を進めるとともに、副読本の活用を図り、「ふるさと学習」を推進します。また、地域や学校の特色を生かした体験活動の推進に努めます。	新市
情報教育の充実	県や市の研修会や講座への参加奨励、校内研修会の充実を図り、教職員のパソコン技能の向上に努め、パソコンを活用した授業を質量ともに充実させます。	新市
学校経営の充実	教育基本計画に基づき、地域に根ざした特色ある学校づくりを実現し、小中学校の自主的・自律的な学校運営を進めていきます。このため、学校運営組織の機能充実を図るとともに学校評価システムを充実させます。また、子どもの権利条約の趣旨に基づき、校則の見直しの検討や体罰絶対禁止の徹底を図ります。	新市

## 3. 家庭・学校・地域の連携

### 〔現況と課題〕

子どもにとって家庭は、人間形成の行われる最初の場であり、子どもが心身ともに健やかに成長するために、家庭の果たす役割はますます大きくなっています。

しかし、核家族化、少子化、産業社会の変化等社会情勢の変化に伴い、家庭の教育機能の低下が指摘されています。そのような中、新市では家庭教育をサポートするために、関係機関と連携し、家庭教育学級を展開しています。個々の家庭の教育力を高めていくとともに、子育て教育を地域社会全体の問題として捉え、家庭、学校、地域等の関係団体がより一層密接な連携を図り、地域全体の教育力を向上させることが求められています。

特に、少年犯罪の凶悪化が社会問題化してきており、その解決を家庭、学校、地域の共通課題として認識し、対応策を探ることが必要です。

### 〔基本方針〕

#### ○ 家庭・地域の教育力の充実

家庭が教育の出発点であり、学校教育をはじめすべての教育は家庭教育を基礎として成り立っています。本来家庭が担うべき役割とその重要性を各家庭が認識し、かつ責任を持った家庭教育が行えるよう啓発に努めます。

また、子どもは「地域社会共通の子ども」という認識に立ち、子どもたちの健やかな成長のために、地域において子どもたちが大人とふれあい、子ども同士が活動のなかで互いに切磋琢磨し、社会性を身に付けるための交流の機会（場）を提供します。

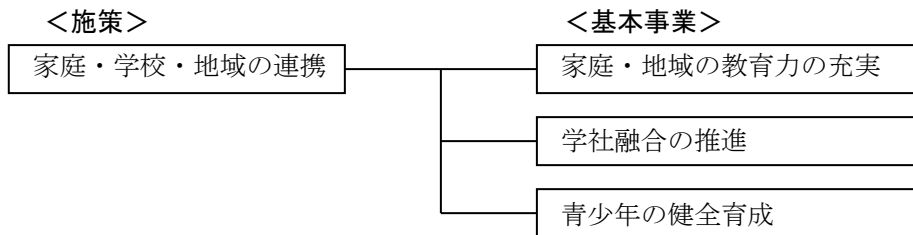
#### ○ 学社融合の推進

子どもたちへの生活体験や農業体験等様々な体験や交流機会を、学校教育と社会教育の双方で充実させるためには、お互いの連携が必要であるため、学校と地域社会の融合を図ります。

#### ○ 青少年の健全育成

家庭・学校・地域が一体となり小・中学生や高校生などの青少年を健全に育む良好な環境づくりに努めます。

### 〔施策の体系〕



### 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
家庭・地域の教育力の充実	全ての教育の出発点が家庭にあることを、各家庭が認識できるよう啓発を図ります。また、子どもに関わる社会教育関係団体等のさらなる充実を図り、地域全体での協働による子育て気風の醸成に努めます。	新市 関係団体 市民
学社融合の推進	田植えや稲刈り等の農業体験や、公民館での宿泊体験等を学校と地域社会の連携を図りながら実施します。	新市 関係団体 市民
青少年の健全育成	青少年の健全育成を図るために、青少年を取り巻く環境の浄化に努めます。青少年健全育成会など社会教育団体が目的に沿った活動をより一層展開できるように、家庭・学校・地域の連携を強めます。	新市 市民

## 第2節 生涯学習の推進

### 1. 生涯学習の内容充実

#### 〔現況と課題〕

所得水準の向上や週休2日制の普及、労働時間の短縮等にもなう余暇時間の増大等により、市民生活にゆとりが生まれたことで、個人の資質や能力を高め、人生をより豊かなものにする生涯学習に対する市民の関心は高まっています。

さらに、それに相まって、大学、社会教育機関、民間企業、行政等がバラエティに富んだ幅広い内容の生涯学習の機会を提供することを可能にしました。

新市においては、図書館や公民館等の施設を利用し、魅力ある各種学級を開催し、地域の生涯学習の推進に努めています。

また、学習機会の提供が多種多様化するなか、市民のニーズに沿って各々が役割分担し、生涯学習の効率性を高める必要があります。そのなかで、地域に密着している公民館主催による各種学級は、社会情勢や地域の特性等を反映した展開が求められています。

このため、新市においては、生涯学習基本計画を見直します。

#### 〔基本方針〕

##### ○ 生涯学習基本計画の整備・推進

市民への生涯学習の浸透を効果的に行うために、新市としての生涯学習基本計画及び実施計画を見直します。

##### ○ 多様な学習機会の提供

多種多様化する市民の学習ニーズへの対応は、大学、社会教育機関、民間企業と行政が役割分担と相互連携を図りながら進めていきます。また、地域に密着した公民館運営を図り、地域課題を地域で解決する意識の醸成と更なる利用者増を目指します。

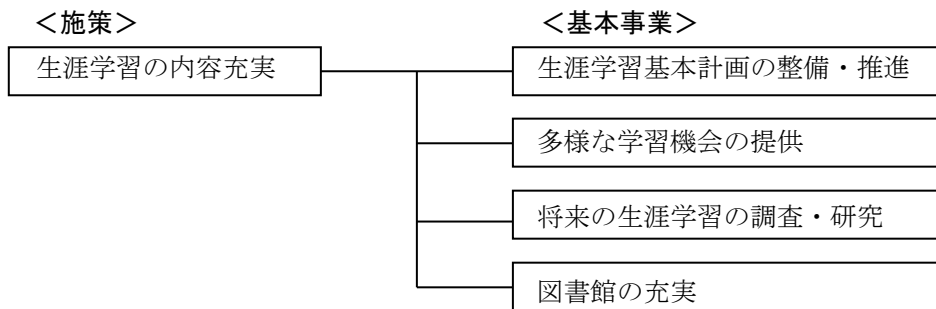
##### ○ 将来の生涯学習の調査・研究

ハード面、ソフト面での情報の共有化に向けた生涯学習施設のネットワーク化やインターネットを活用した生涯学習のあり方を調査・研究します。

##### ○ 図書館の充実

情報収集・発信の拠点、レファレンスの場、情報の拠点、交流の場として、図書館の利用価値を高めるためにサービスの向上を図ります。

## 〔施策の体系〕



## 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
生涯学習基本計画の整備・推進	中期プランとしての基本計画の見直しと、アクションプランとしての実施計画を策定します。また、計画に基づいた総合的な事業の推進を図ります。	新市
多様な学習機会の提供	大学や民間企業等との役割分担と相互連携を基本として、新市主催の各種学級の充実を図ります。また、地域に密着した公民館運営を図り、地域課題を地域で解決する意識の醸成と更なる利用者増を目指すとともに、生涯学習センター、コミュニティセンターにおいて生涯学習及びコミュニティ活動の推進を図ります。	新市 市民
将来の生涯学習の調査・研究	生涯学習施設のネットワーク化やインターネットを活用して市民と行政が双方向で学習できる生涯学習システムの調査・研究を行います。	新市
図書館の充実	廃棄処分資料の有効活用、学校図書館等との情報ネットワーク化並びに情報所有者との連携を図ります。また、地域の実状に合わせて分館・分室を設置します。	新市

## 2. 生涯学習環境の整備

### 〔現況と課題〕

現在利用されている図書館や公民館等の交流施設は、生涯学習の場、地域住民がふれあうコミュニティ活動の場、さらには社会教育団体の活動拠点としての役割を担っています。しかし、生涯学習熱の高まりや車社会の進展で手狭感がでたり、老朽化した施設では利用頻度が落ちる等、地域の実状に合った整備がなされているとはいえません。

今後は、施設の整備に加えて、生涯学習に関する情報提供やサービス体制を整備し、さらなる市民の学習意欲の向上につなげていく取り組みが欠かせません。

### 〔基本方針〕

#### ○ 生涯学習施設の整備

生涯学習の拠点である公民館等の施設は、誰でも利用しやすい場としての整備が必要であり、利便性の悪い施設は改修を検討します。

また、標準的な施設整備目標を掲げ、今後の施設整備の方針とします。

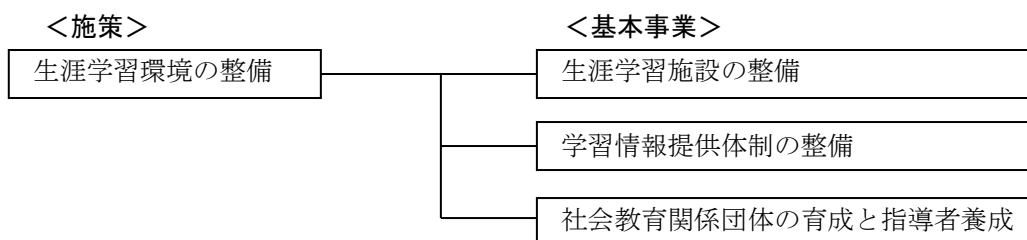
#### ○ 学習情報提供体制の整備

行政、民間を問わない情報のネットワークづくりを進め、市民への生涯学習情報の提供できる体制を整備します。

#### ○ 社会教育関係団体の育成と指導者養成

自主的な活動を推進するため、社会教育団体やボランティア団体等の育成及び指導者を養成するため指導・助言を行い、活動の場と社会教育関係等の情報を提供します。

### 〔施策の体系〕



### 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
生涯学習施設の整備	地域の実状にあった公民館の施設整備ならびにコミュニティセンターの利用促進PRを行います。	新市
学習情報提供体制の整備	大学や民間企業等を含めた様々な生涯学習施設間における学習情報共有化のためのネットワーク化などの体制の整備を図ります。	新市
社会教育関係団体の育成と指導者養成	指導者の発掘や養成に努め、人材バンクの充実を図ります。また、団体間の交流を図り、団体活動の活性化に努めます。	新市

※なお、諸富町公民館建設事業については、令和3年度に実施設計に着手しており、令和7年度の完了を予定、西川副公民館建設事業については、令和4年度に実施設計に着手しており、令和6年度の完了を予定しています。

### 3. 市民スポーツの充実

#### 〔現況と課題〕

生活水準の向上や余暇時間の増大等により心身ともに健康で文化的な生活を営むことへの関心が高まる中、スポーツは欠くことのできないものという認識が深まっています。

また、今後はますます、生活の利便性が向上し日常生活の身体活動が減少することから、自ら意識的に体を動かし体力低下や健康不安を自ら解消していくことが必要です。

近年の健康志向の高まりにより、定期的にスポーツを実践する人の数は横ばい傾向を保っていますが、さらに新市のスポーツ人口を増やすには、スポーツを日常生活の一部に組み入れ、いつでも、どこでも、誰もがスポーツに接することができる環境づくりが必要です。

#### 〔基本方針〕

##### ○ 生涯スポーツの推進

市民一人ひとりが日常生活の中に生涯スポーツを取り入れることができるようなスポーツ環境を整えます。

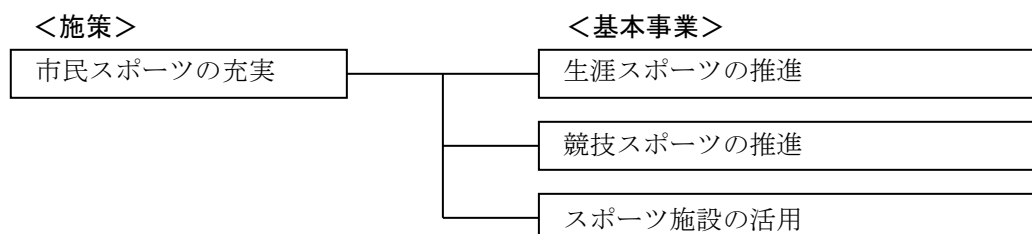
##### ○ 競技スポーツの推進

各種スポーツ団体の競技活動は、(財)新市体育協会を通して支援し、新市の競技力の向上に努めます。

##### ○ スポーツ施設の活用

スポーツ活動の多様化等に対応するため、スポーツに関する情報の提供体制を整えるとともに、誰もが快適にスポーツに接することができるような環境整備に努めます。

#### 〔施策の体系〕



**〔施策の概要〕**

基本事業名	事業概要	推進主体
生涯スポーツの推進	ライフステージに応じた健康・体力づくりのための運動プログラムを提供するとともに、ニュースポーツの普及にも努めます。また、スポーツ指導者の発掘、育成を行い、その活用を図ります。	新市
競技スポーツの推進	スポーツ競技会の充実や技術指導者の育成・強化、各種大会への派遣援助など、競技力の向上に努めます。	新市 関係団体
スポーツ施設の活用	スポーツ施設のネットワーク化を進め、施設利用状況についての情報提供に努めます。	新市

## 第3節 後期中等教育並びに高等教育の充実

### 1. 後期中等教育並びに高等教育機関等への要請と支援

#### 〔現況と課題〕

後期中等教育機関並びに高等教育機関の果たす人材育成などの役割は、今後ますます大きな期待が寄せられてきています。

生徒一人ひとりの能力や適性に応じた教育を進めるには、「ゆとり」のある学習環境の中で継続的に生徒の個性を見いだして行くことが必要になります。特に、心身の発達が著しく、自己を確立する時期にある中学校、高等学校の期間においては、その必要性は高く、教育の連続性・一貫性を保つことが重要になります。

大学や短期大学等においては、市民の学習ニーズの多様化・高度化に伴い、高度な専門知識や技術を習得する機会の提供など生涯学習の視点に立った取り組みが必要となっています。また、地域経済の低迷により、新技術の創出などの産業界に役立つ研究成果の提供も必要となるなど、地域への貢献が求められてきています。

一方、大学等の存在が地域経済へ及ぼす影響も見逃せません。特に佐賀大学は、学生と教職員の数を含めれば約10,000人にも及ぶ人々が所属しており、新市への経済波及効果は大変高いものと考えられます。しかし、少子化による学生数の減少や国立大学の独立行政法人化によって大学も大きな転換期を迎えています。地元にとって大学の存在意義は、地域への活性化や経済効果の面から考慮しても非常に大きく、地元の大学が魅力あるものを目指し改革を推進する場合、新市としては、経済波及効果等を考慮し、支援することも検討する必要があります。

#### 〔基本方針〕

##### ○ 高等学校への要請

ゆとりの中で生徒一人ひとりの個性をより重視した教育の実現を目指し、中高一貫教育の推進を要請します。

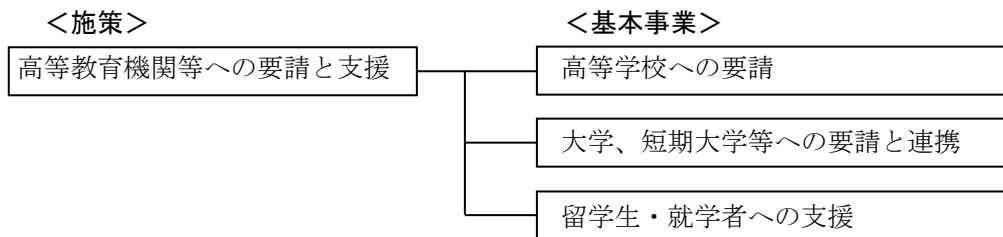
##### ○ 大学、短期大学、専修学校等への要請と連携

人材育成では、産業界など社会が求める人材の育成と、公開講座を含めたりカレント教育の充実など社会人も再び学生として学ぶことのできる体制づくりを要請します。また、研究機関としては、将来的に役立つ基礎研究の充実だけでなく、産業界が求める経済的価値の高い研究や新市の行政課題解決のための研究の推進についても要請するとともに、産・学・官の連携を図るよう努め、特に地元へ貢献する事業については支援も検討します。

##### ○ 留学生への支援

大学等が留学生を広く受け入れ、海外の大学との学術交流を展開することは、諸外国との相互理解を深め、友好親善を促進するうえで重要な役割を果たしており、市民の国際交流の促進にも寄与するため、これを支援します。

## 〔施策の体系〕



## 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
高等学校への要請	受験競争の低年齢化を緩和するため、中学校教育と高等学校教育を接続し、ゆとりの中で、生徒一人ひとりの個性をより重視した教育の推進を要請します。	新市
大学、短期大学、専修学校等への要請と連携	産業界からの意見を聞いて授業カリキュラムを編成するなど社会が求める人材育成を要請します。また、ベンチャービジネスや起業に役立つ研究の推進を要請し、その研究成果については、産・学・官が連携して活用するよう努め、必要に応じて支援策を検討します。	新市
留学生への支援	留学生に対する奨学金を給付するとともに、留学生の家族も就学援助の対象とします。また、新入・卒業留学生との懇談会等を行います。	新市

## 第4節 人権が尊重される社会の形成

### 1. 人権意識の高揚

#### 〔現況と課題〕

新市では、すべての市民の人権が尊重され、ともに支え合い、ともに生きる「共生社会の実現」を目指すことを基本理念とする「人権教育・啓発基本方針(仮称)」を推進します。

今後、全庁体制で同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、HIV感染者などに関する様々な人権問題に取り組むとともに、市民一人ひとりが日常生活のあらゆる場面で「人権」への意識を高め、人権尊重の精神にあふれたまちづくりを進めることが課題となっています。

#### 〔基本方針〕

##### ○ 人権・同和行政推進の体制づくり

市政全般に及ぶ人権・同和行政を総合的に推進するためには、まず体制づくりを進めます。人権施策の積極的な推進を行うため、職場や地域における人権啓発推進員を養成するとともに、地域における人権・同和教育推進協議会の設立を進めます。

##### ○ 施策の企画・運営システムの構築

より効果的な施策の展開を図るため、人権尊重の視点から評価・検証を行い、新たな施策の企画・運営へとフィードバックしていくシステムの構築を図ります。

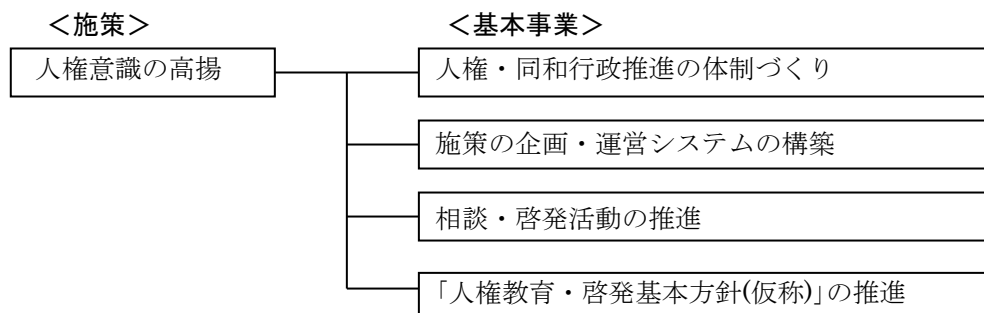
##### ○ 相談・啓発活動の推進

人権問題に対する認識と理解を一層深めるために、人権に関する情報提供、啓発や教育の在り方に関する調査・研究を進めるとともに、相談活動や啓発活動を展開していきます。

##### ○ 「人権教育・啓発基本方針(仮称)」の推進

新市の「人権教育・啓発基本方針(仮称)」の趣旨を踏まえて、人権の視点にたった施策を総合的かつ効果的に実施していきます。

#### 〔施策の体系〕



## 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
人権・同和行政推進の体制づくり	人権施策の積極的な推進を行う体制として、人権啓発推進員の養成、人権・同和教育推進協議会の設立など、職場や地域における人権啓発を推進します。	新市
施策の企画・運営システムの構築	人権に関する施策の企画・検討を行うとともに、実施した施策の事業効果についての評価・検証を行い、新たな施策の展開へとフィードバックしていくシステムの構築を図ります。	新市
相談・啓発活動の推進	人権問題に関する相談体制を確立するとともに、人権情報を提供し、啓発活動を推進します。また、合せて、人権問題を自分自身の問題として共感できる啓発、教育のあり方に関する調査・研究を推進します。	新市
「人権教育・啓発基本方針(仮称)」の推進	新市の「人権教育・啓発基本方針(仮称)」の趣旨を踏まえ、全庁的に総合的かつ効果的に施策を実施します。	新市

## 2. 同和对策の推進

### 〔現況と課題〕

合併前の4市町では、同和行政を重要な政策の柱と位置付け、生活環境の改善、福祉の充実、安定した就業、教育文化の向上、人権擁護活動の強化などに取り組んできました。その結果、対象地域内での住宅、道路、公園などのハードを中心とした生活環境面の改善では一定の成果をあげています。今後、同和問題を人権の重要課題として位置付け、家庭・学校・地域において啓発を進めることによって広く市民に理解と認識を深めてもらうとともに、だれもが等しい雇用機会や雇用環境を享受できるよう、企業等における啓発を進めることも重要となっています。

### 〔基本方針〕

#### ○ 学校同和教育の推進

学校現場で発生している差別事象の解決に向け、学校における人権・同和教育を推進します。

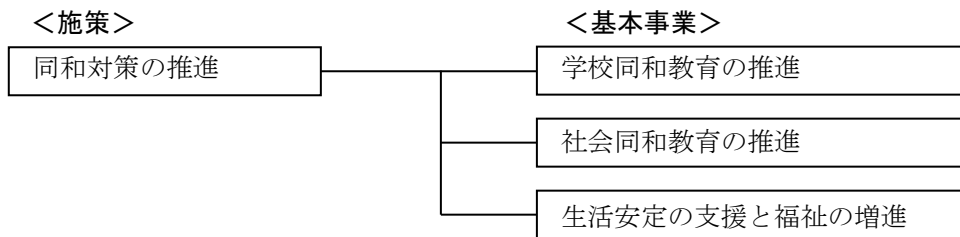
#### ○ 社会同和教育の推進

同和問題について、広く市民の理解と認識を深めてもらうため、社会人を対象とした人権・同和教育を進めるとともに、企業等が人権・同和問題の啓発・研修に積極的に取り組めるよう適切な指導・助言を行うことによって、人権を尊重する明るい民主的な社会の実現を目指します。

#### ○ 生活安定の支援と福祉の増進

対象地域における生活の改善、安定と福祉の向上を図るため、相談事業の充実、強化など必要な施策を展開するとともに、地域のコミュニティセンターとして教育集会所や隣保館等の機能を充実させていきます。

## 〔施策の体系〕



## 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
学校同和教育の推進	学校における人権・同和教育を推進するとともに、校内研修への指導員の派遣を行います。	新市
社会同和教育の推進	人権・同和教育の指導者及び推進者を育成するとともに、人権・同和教育諸機関との協力体制を強固なものとし、社会同和教育の推進及び組織体制の充実を図ります。また、企業等に対する講師の紹介、研修機材の提供等を行い、社内研修に対する支援を行います。	新市
生活安定の支援と福祉の増進	関係機関との連携を密にし、就労の安定を図るとともに各種相談事業を展開します。また、啓発、学習、情報発信、地域交流、地域福祉の拠点として教育集会所や隣保館等の機能強化を図ります。	新市

### 3. 男女共同参画社会の実現

#### 〔現状と課題〕

我が国においては、1999年に男女共同参画社会基本法が制定され、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題として位置付けられています。

その背景には、少子・高齢化の急速な進展、経済活動の成熟化、家族形態の多様化、地域社会の変化など社会経済状況に様々な変化が生じており、新たな社会システムの構築が求められています。

#### 〔基本方針〕

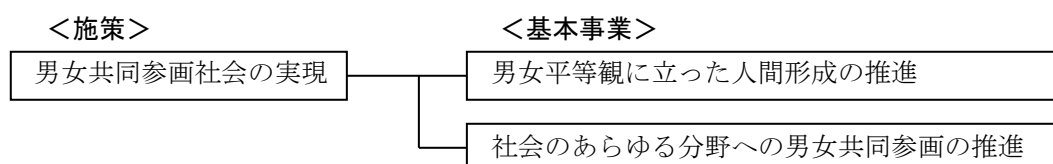
##### ○ 男女平等観に立った人間形成の推進

固定的な性別役割分担意識を解消し、あらゆる視点から男女平等観に立った人間形成を推進するために、市民の意識改革を推進します。

##### ○ 社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進

政策・方針決定過程をはじめとし、行政や民間企業、地域活動やまちづくり活動など社会のあらゆる分野への男女共同参画を促進し、男女がともに個性と能力を生かせる社会づくりを目指します。

#### 〔施策の体系〕



#### 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
男女平等観に立った人間形成の推進	各種フォーラムやセミナーの開催など市民の意識改革のための啓発事業を実施します。様々な場面での教育を推進し、相談事業についても充実を図ります。	新市 市民 事業者
社会のあらゆる分野への男女の共同参画の推進	審議会や委員会、行政や民間企業、地域活動やまちづくりなど社会のあらゆる分野への女性の参画を推進します。また、女性団体等の活動と連携し行動します。	新市 市民 事業者

## 第5節 だれもが参加でき多様な主体が活動する社会の実現

### 1. 自主的な市民活動の促進

#### 〔現状と課題〕

行財政改革や地方分権が進められるなか、まちづくりの新しい主体として、ボランティアやNPOに対する期待が高まっています。

また、週休2日制が広まり、自由時間が増したことによって、様々な分野で市民やボランティア団体による主体的な活動が展開されており、新市においても、その傾向は同様ですが、これまで市民の自主的な活動を促進するための環境整備は十分であったとはいえません。

今後、市民主体の活動をより活発化させるため、支援体制の整備が必要となっています。

#### 〔基本方針〕

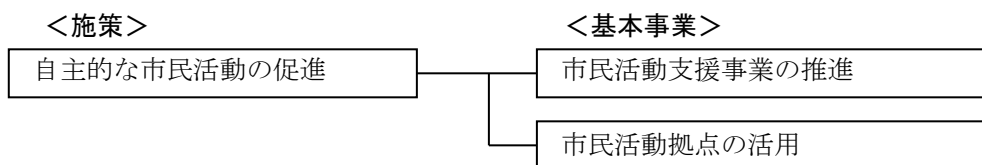
##### ○ ボランティア活動等支援事業の推進

市民の主体的な参加によるまちづくりを推進するため、ボランティアやNPOを含む市民の自主的な活動に対して側面からの支援を充実させます。

##### ○ 市民活動拠点の活用

市民活動プラザなどを拠点としてあらゆる分野のボランティアやNPOを含む市民の自主的な活動や交流を推進します。

#### 〔施策の体系〕



#### 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
市民活動支援事業の推進	団体登録制度等の導入によってボランティア団体やNPOの把握に努め、お互いの情報交換・交流を促進します。また、だれもが気軽に市民活動に参加できるよう情報提供を充実し、総合窓口を設置することで、活動の活性化と情報の共有化を図ります。さらに、市民活動に対する理解を深めるための研修事業にも取り組みます。そのほか、市民活動に関する基本方針に沿った支援の充実を図ります。	新市 市民
市民活動拠点の活用	あらゆる分野の市民活動をサポートする拠点施設を団体間のネットワークづくりや市民活動の相談の場として活用します。	新市 市民

## 2. コミュニティづくりの推進

### 〔現状と課題〕

コミュニティとは、市民が生活者の視点で生活の場を見直し、共同の力で防災、交通安全などの地域問題を解決していくための活動の場であるといわれています。

しかし、このような活動は、その担い手である働き盛り世代の職住分離による弱体化、地域問題への無関心層の拡大によって、地域で、特に市街地においては、十分に進められているとはいえません。

また、従来の地縁的コミュニティに対し、最近ではボランティアやNPOなどの同じ志や目的を持った、いわゆる志縁的コミュニティが成長してきています。加えて現在、国から県、あるいは県から市町村への地方分権が進んでいますが、将来においては、市町村から地域コミュニティへの分権の動きも想定されます。

このような中、コミュニティ意識の高揚やコミュニティ活動等への支援が求められています。

### 〔基本方針〕

#### ○ コミュニティ意識の高揚

21世紀においては、それぞれの地域で実行・参加するという自己決定型民主主義への移行が予想されます。このような流れに備えるには、個人の生活はもちろんのこと、地域の中で共通した問題は、みんなで力を合わせて解決していくことが必要であり、相互扶助や地域連帯の気運の醸成を図ります。

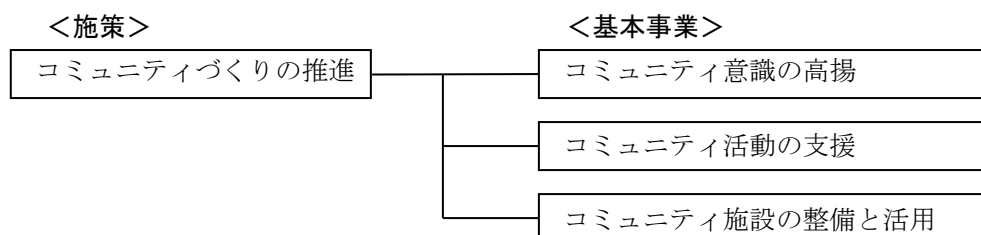
#### ○ コミュニティ活動の支援

自分達の地域社会を快適で住み良いものにしていこうとする、自主的かつ自発的に行う共同活動の充実を図るため、市民が創り上げていくコミュニティ活動を促進し、助長し、協力していきます。

#### ○ コミュニティ施設の整備と活用

コミュニティづくりは、まず、地域の人たちがお互いに話し合い、交流していくことから始まることもあり、そのような活動の拠点である公民分館等の整備とその積極的な活用を図ります。

### 〔施策の体系〕



### 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
コミュニティ意識の高揚	新市と市民が連携し、防災や交通安全などの地域問題の解決に役立たせるための広報・公聴に努めます。	新市
コミュニティ活動の支援	自治会活動等への助成を行うとともに、イベント、まつり等への補助を行います。	新市
コミュニティ施設の整備と活用	公民館やふれあい館、改善センター等をコミュニティ活動の拠点として活用します。また、公民分館等の施設の整備・建設を助成します。	新市

### 3. 国際交流の推進

#### 〔現状と課題〕

新市に住む外国人は、2005年12月末現在で、1,532人と年々増加しており、新市では、在住外国人に対応するため、各種情報の提供や留学生への奨学金の支給など、生活環境整備を推進しています。

現在、このような在住外国人と多様な交流を図っていくことが最も重要な課題であり、そのためにもお互いの文化や習慣の違いを理解し合う場を数多く提供し、更なる国際理解を深めていくことが必要となります。

新市では、海外の姉妹・友好都市（アメリカのグレンズフォールズ市及びウォーリン郡、韓国釜山広域市蓮堤区、中国江蘇省連雲港市、ブラジルサンパウロ州リメイラ市、フランス共和国ジロンド州メドック・クサク村）との間の訪問団による相互交流や、バルーン交流、教育交流、民間団体や民間企業による人的交流など、多種多様な国際交流を推進しています。

しかし、これまでは行政主導型の交流が中心となっており、民間団体さらには市民一人ひとりが取り組む語学研修やスポーツ交流、青少年の教育研修といった実利的な交流活動を深めていく必要があります。そのためには、日常生活において、もっと自由に市民と外国人がふれあうことができるような環境づくりが望まれます。

#### 〔基本方針〕

##### ○ 国際化のための基盤整備

新市では、姉妹・友好都市交流、バルーンフェスタ等を通じ、国際交流の素地が蓄積されていますが、市民レベルでの交流をさらに活発化させるために、国際交流拠点やネットワークづくりに努めます。

##### ○ 国際理解の推進

市民と外国人との交流を進め、お互いを深く認識し合えるようにするために、イベント支援や外国の文化、習慣、語学等の学習機会を充実させます。

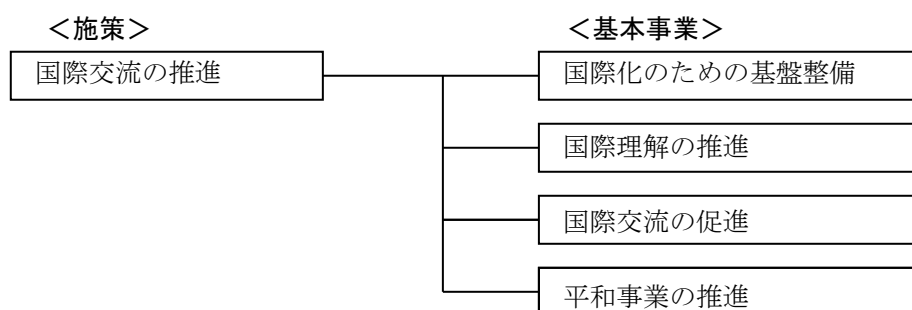
○ 国際交流の促進

姉妹・友好都市交流にあたっては、従来の友好親善的な交流から一歩踏み出した民間主導による自発的な、地域性を重視した交流を深めていきます。

○ 平和事業の推進

過去における戦争・原爆被害などの悲惨な体験を風化させないために、若い世代の人々、特に子どもたちに、その事実を語り継ぎ、平和の尊さの認識を図る事業を推進します。

〔施策の体系〕



〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
国際化のための基盤整備	市民ネットワークの核となるよう国際交流協会への支援を行います。また、外国人受け入れ体制を強化し、市民との交流を活性化させるための支援を行ないます。	新市
国際理解の推進	イベントを通じて国際交流の気運を高めます。また、国際交流の情報収集と発信に努め、各種国際講座等を開催します。また、小中学生の海外派遣等の充実により、国際的な視野を持つ人材の育成に努めます。	新市
国際交流の促進	学術、文化、スポーツ、経済、技術等専門分野における民間の自発的な交流を深めます。	新市 市民 事業者
平和事業の推進	子どもたちをはじめ、市民全体が平和の尊さを認識できるような、市民参加型の「平和展」などを開催します。	新市 市民

## 第6節 文化活動の促進

### 1. 伝統文化の継承

#### 〔現状と課題〕

新市には祭り、民話、伝統芸能、伝統技能等様々な伝統文化が伝えられています。無形文化財保存のための行動は行っておりますが、伝統文化についての学術的な本格的・体系的調査は十分になされていません。

また、大切な文化遺産である伝統文化の存在やその重要さは市民に十分認識されているとはいえません。

伝統芸能は継承者不足や、施設・用具類が老朽化しているなど存続が難しいものもあります。

#### 〔基本方針〕

##### ○ 伝統文化の調査

指定された文化財については、学術的な調査・記録を行います。

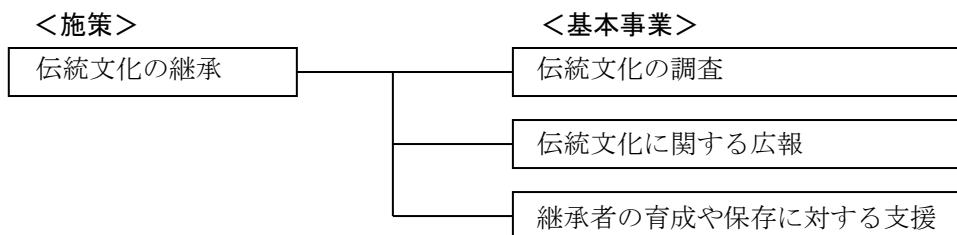
##### ○ 伝統文化に関する広報

市民に、伝統文化の重要性とその意義を理解していただくための啓発を図ります。

##### ○ 継承者の育成や保存に対する支援

市民に、伝統文化の重要性を次世代に伝えていくことの意義を理解してもらうとともに、伝統文化の継承者育成や保存に対する支援を行います。

#### 〔施策の体系〕



#### 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
伝統文化の調査	祭り、民話、伝統芸能、伝統技能等様々な伝統文化を学術的に調査・記録します。	新市
伝統文化に関する広報	伝統芸能についての情報提供と伝統芸能にふれあう機会の提供を行います。	新市
継承者の育成や保存に対する支援	浮立、獅子舞、田楽及び雅楽等の伝統行事（海童神社、松枝神社の浮立、天衝舞浮立、三重の獅子舞）や無形文化財（名尾の和紙）への支援を行います。	新市

## 2. 市民文化の振興

### 〔現状と課題〕

優れた文化にふれたり、文化の創造活動を行うことは、心豊かに暮らすことができる潤いと活力ある社会を形成していくことにつながります。新市では、市民自らが文化を創造し、参加する機会となる市民文化祭・市民文化展を開催することで文化活動を奨励するとともに、文化団体・グループ等の育成強化を図っています。

今後は、地域の特性と関連した生活文化や子どもの文化活動の推進にも努めます。

### 〔基本方針〕

#### ○ 市民文化活動の創造と支援

文化団体の育成と連携を強化し、市民の文化芸術活動、文化継承活動に参加する機会を提供します。

#### ○ 文化交流機会の拡大

文化を通して、他地域との交流を図り広域的な視野を広め、浸透するような機会を提供します。

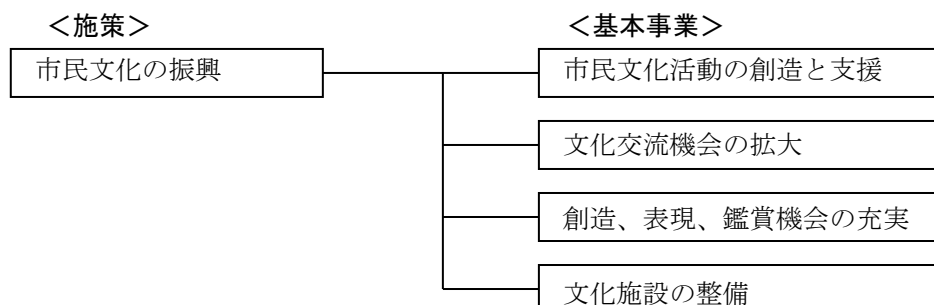
#### ○ 創造、表現、鑑賞機会の充実

市民の要望を幅広く取り入れた文化事業を実施して、創造・表現の欲求を高めるとともに、地域文化の向上を図ります。

#### ○ 文化施設の整備

市民が利用しやすい受付システムの確立と、市の施設全体の連携を図ります。また、施設の機能を維持し、安全で快適な利用に供するために、年次計画に沿った改修を実施します。

### 〔施策の体系〕



## 〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
市民文化活動の創造と支援	市民文化祭、市民文化展等を開催し、市民の文化活動への参加を促します。また、文化を担う人づくりやリーダー発掘に努めます。	新市 市民
文化交流機会の拡大	他地域との共催や交流事業を計画し、広域的なネットワークづくりを図ります。	新市 市民
創造、表現、鑑賞機会の充実	文化事業への参加や文化会館等の利用拡大を図ります。	新市 市民
文化施設の整備	文化会館、市民会館等の整備促進、設備の改修等を行います。また、文化会館の運営内容のチェック機関を設け、使用基準等の検討を行います。	新市

## 3. 文化財等の保存活用

### 〔現状と課題〕

新市には、弥生、古墳時代の数々の遺跡（石塚1号古墳、惣座遺跡、船塚古墳、久留間遺跡）や肥前国庁跡、多布施川河畔公園などがあり、また、市街地には佐賀城、幕藩時代に活躍した七賢人に因んだ歴史遺産が多数存在する歴史と文化のまちです。新市では、埋蔵文化財発掘調査等（旧三省銀行と旧福田家の整備、北部山麓史跡探究ルートの構想、吉村家住宅、三瀬城址、山口家住宅（じょうご造り）、龍造寺隆信像と燈堂、佐賀藩海軍所跡地）を進めてきました。

また、筑後川に架かる旧筑後川橋梁（筑後川昇開橋）は、現存する最古の昇開式可動橋として重要文化財に指定されています。

今後、より一層文化財を活用した魅力的なまちづくりに取り組んでいく必要があります。

### 〔基本方針〕

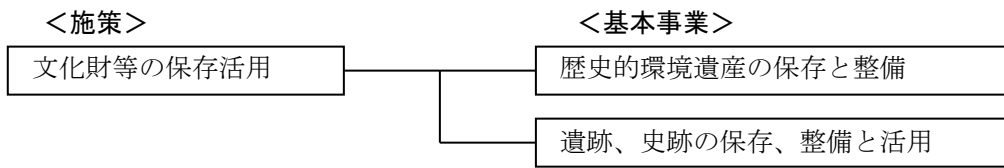
#### ○ 歴史的環境遺産の保存と整備

歴史的環境遺産の保存と整備を進め、歴史と伝統を次世代に継承し、新しい文化を創造するまちづくりを進めます。

#### ○ 遺跡、史跡の保存、整備と活用

発掘調査による膨大な資料を展示し、調査・保存の成果を市民に還元し、また、観光資源とするための拠点になる展示施設の建設について検討します。

〔施策の体系〕



〔施策の概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
歴史的環境遺産の保存と整備	市内の歴史的環境遺産（寺社仏閣、石造物、建造物等）の調査を行い、「まちづくり」を考える上での歴史的素材とします。	新市
遺跡、史跡の保存、整備と活用	一般開発や施策事業における発掘調査を通して、重要な遺跡については市指定文化財説明板の整備等を行い、埋蔵文化財資料センターの建設についても検討します。	新市

## Ⅲ. 新市の重点プロジェクト

### 第1章 森と湖に囲まれた交流と滞在のまちづくり

#### 〔プロジェクトの目的〕

農林業が低迷し、企業誘致や定住人口の増加が見込めない中山間地域が、今後進むべき地域づくりの方向性は、交流人口の創出にあると考えられます。観光レジャー、都市農山村交流といった多様なチャンネルで交流人口を増やすことが、地域を活性化させ、地域に大きな経済効果を生み出すことにつながります。

新市の山麓部に位置する脊振山系山麓一帯は、北部九州でも指折りの豊かな自然環境を有し、本格的スキー場や、古湯温泉と熊の川温泉といった歴史ある温泉地を擁しています。また、人口140万人超の福岡市の中心部から車で1時間以内に到達できる好条件にあります。

そこで、隣接する福岡市および新市中心部の都市住民を主なターゲットとして、豊かな自然や農山村とのふれあいを気軽に体験でき、心身ともに“健康”を回復することのできる地域づくりを行うことによって、交流・定住人口の拡大による地域の活性化を図ります。

#### 〔プロジェクトの方針〕

##### ○ 古湯・熊の川もてなしの温泉郷づくり

山麓ゾーンは、福岡市からの近さが利点である半面、入り込み客のレジャー行動は日帰りが主体となっており、宿泊を伴う滞在エリアとしての認知度は決して高くありません。そこで、宿泊を伴う滞在エリアとしての魅力づくりを目標として、既存温泉地のさらなる充実を支援します。

##### ○ 三瀬温泉いやしの郷づくり

三瀬温泉やまびこの湯周辺には、やまびこ交流館やふれあい農園、炭焼き体験施設などが整備されており、都市に暮らす人々がまちの雑踏から離れ、大自然の中で心身のリフレッシュが図れます。これらの施設を中心とした三瀬温泉いやしの郷のさらなる充実によりいやし空間の整備を進めます。

##### ○ グリーンツーリズムの推進

自然志向・健康志向の高まりとともに、農山村で余暇を過ごすグリーンツーリズムへのニーズは、今後も増大することが予測されます。そこで山麓地域にグリーンツーリズム・スローライフ体験推進地区を指定して組織化・事業化を支援し、農産物・特産品のブランド化を図ります。

また、福岡都市圏や市内の小中学生が、民家に投宿したり、キャンプをして自然の体験学習ができるような環境整備を推進します。

##### ○ アウトドアスポーツ拠点エリアづくり

本地域の豊かな自然を生かし、アウトドアスポーツなどの自然とのふれあいが楽しめるレジャー拠点の整備を進めることによって、若者、ファミリー、中高年など多様な層にとって魅力的な滞在空間を創出します。

## ○ 北山湖周辺道路交通網の整備

豊かな観光資源を持つ山麓ゾーンへ自家用車での来訪が便利になるように、国道 263 号、県道富士三瀬線、県道三瀬栗並線などの道路交通網の整備や誘導標識の充実を図り、誰もが気楽にドライブを楽しめる環境を整えるため山麓ゾーンの観光地、保養地、レジャースポットなどの観光ルートを整備します。

## ○ 宿泊機能の整備と別荘・定住の促進

山麓ゾーンでは、福岡市の定年退職者による住宅の購入や、民間業者による別荘地の開発、空き家購入を伴う Uターン・Iターンなど、福岡市からの季節居住や移住が散見されます。今後、この種のニーズは、増大するものと見込まれることから、地域内各所に短期から中長期まで多様な宿泊ニーズに対応できる宿泊機能の整備を進めるとともに、週末居住や季節居住、定年移住、Uターン・Iターンなど都市住民の別荘や自然志向に対応できる態勢を整えることで定住人口の拡大を図ります。

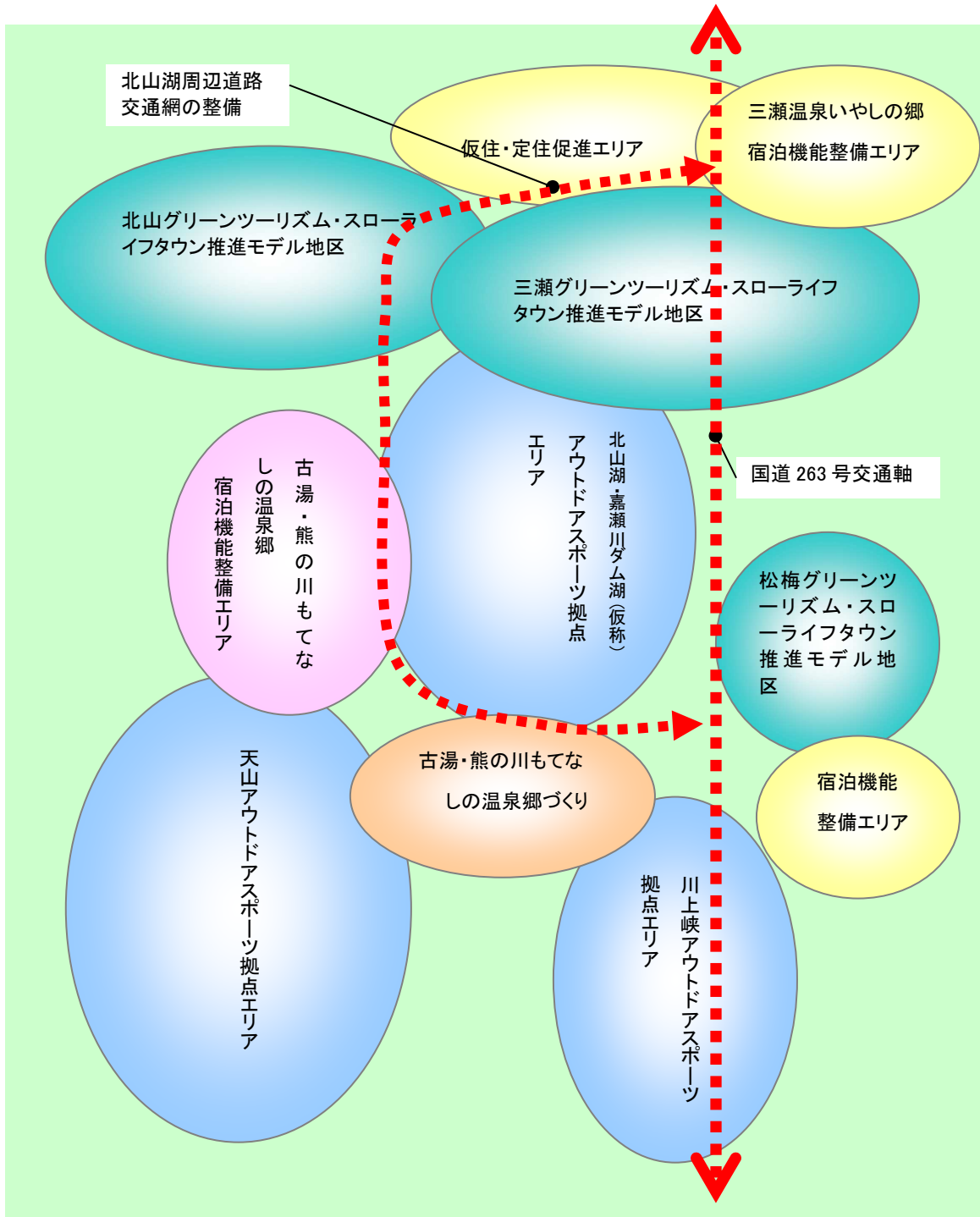
## 【個別プロジェクトの概要】

基本事業名	事業概要	推進主体
古湯・熊の川もてなしの温泉郷づくり	古湯・熊の川温泉郷について、かつて著名な作家たちが滞在した伝統ある温泉保養地のイメージを有効活用するために、山あいの温泉地として磨き上げ、観光客を呼び込み、温泉地の歴史と伝統を体感できる、もてなしの温泉郷づくりを推進します。	新市 関係団体
三瀬温泉いやしの郷づくり	三瀬温泉やまびこの湯周辺には、やまびこ交流館やふれあい農園、炭焼き体験施設などが整備されています。都会の雑踏を逃れ、大自然のなかで思い思いに一日を過ごし、心身をいやすことができる三瀬温泉いやしの郷づくりを推進します。	新市 関係団体
グリーンツーリズムの推進	北山湖周辺、松梅地区や三瀬地区などをモデル地区として指定して地区ごとのグリーンツーリズム・スローライフタウン推進計画を策定し、都市農山村交流の実行組織を育成します。農山村景観の保全・美化を図るとともに、棚田オーナー制度、果樹オーナー制度などの導入、クラインガルテン（貸し農園）、体験農園、観光果樹園、農産物直売所・加工所などを整備します。グリーンツーリズムの推進によって、豊かな農山村のイメージを確立し、農産物、加工品、工芸品等のブランド化と販路開拓を推進します。	新市 関係団体
アウトドアスポーツ拠点エリアづくり	嘉瀬川ダム湖（仮称）、北山湖や川上峡において、フィッシングやカヌーなどの水上スポーツ拠点、水とのふれあいを楽しめる河川公園・親水公園、湖畔・河畔の散策を楽しめる遊歩道や野鳥の森などを整備します。また天山スキー場周辺の夏場の集客策や肥前大和巨石パークの再整備策として、ウォーキング（散策）、トレッキング（山歩き）、サイクリング（自転車の遠乗り）、フリークライミング（岩登り）など、自然を利用した健康づくりを楽しめる地域づくりを行います。	新市 関係団体

北山湖周辺道路交通網の整備	国道 263 号の早期整備、嘉瀬川ダム湖（仮称）周辺に整備される国道 323 号や広域農道と接続する県道三瀬栗並線の整備、県道富士三瀬線の整備を県へ要請します。さらにダム湖畔を巡る道路の沿道については、景観の保全・美化を行い、山麓ゾーンの観光地、保養地、レジャースポットなど観光ルート化と地域イメージの向上を目的としたサインシステム（案内誘導標識群）を充実させます。	国 県 新市
宿泊機能の整備と別荘・定住の促進	アウトドアスポーツエリアやグリーンツーリズム推進地区に、オートキャンプ場や貸別荘村、農家民宿（ファームイン）など、目的や滞在期間、予算に応じて選択できる多様な宿泊機能を整備します。また北山湖周辺エリアに、週末居住や定年移住、Uターン・Iターンに対応できる菜園付住宅を整備、さらに使われなくなった農家・古民家を紹介するシステムづくりを推進させます。	新市

〔イメージ図〕

森と湖に囲まれた交流と滞在のまちづくり



## 第2章 医療福祉産業のまちづくり

### 〔プロジェクトの目的〕

高齢化社会を迎え、すべての市民、取分け、高齢者・身障者・年少者などにとって暮らしやすい居住環境や社会環境の必要性が叫ばれています。新市では、平坦な地形を生かし、すべての市民が社会参加ができるように医療福祉産業の振興によって安全で快適な安心して暮らせるまちをめざし、福祉でまちづくりを行います。

新市には、医療福祉の研究拠点となる佐賀大学が立地しており、諸富地区には多様な家具製作技術を有する家具製造業が集積し、山麓地域の林業地帯には、伐期を迎えたスギ・ヒノキが豊富に植林されています。これらの地域資源を生かし、医療福祉関連の新産業を創出すると同時に、高齢化社会に対応した医療福祉制度や、都市空間・住環境の整備を進めていきます。

### 〔プロジェクトの方針〕

#### ○ 医療福祉産業ネットワークの支援

佐賀大学医学部地域医療科学教育センターと諸富地区の家具製造業、山麓地域の林業・製材業など地域の資源を活用して、医療福祉産業のネットワーク化を図り、すべての市民にとって住みやすい住環境の実現をめざした都市、住宅、家具、設備、生活用具、生活支援のあり方などの共同研究・共同開発に対し支援します。

#### ○ 高度技術医療福祉支援の推進

すべての市民が安心して快適に生活できる社会の実現をめざし、住居や家具、設備、生活用具などの相談や個別注文、メンテナンス（維持補修）など福祉ニーズに応えられる産業形成を図るための支援施設を創出します。

#### ○ 医療福祉関連の新規事業やベンチャービジネスの育成・支援

「福祉でまちづくり」をコンセプトに、地域の産業が新たなビジネスチャンスとして医療福祉関連の新規事業やベンチャービジネスの育成・支援を目的として、医療福祉産業ネットワークおよび県内のインキュベーション機関（起業支援組織）との連携を推進します。

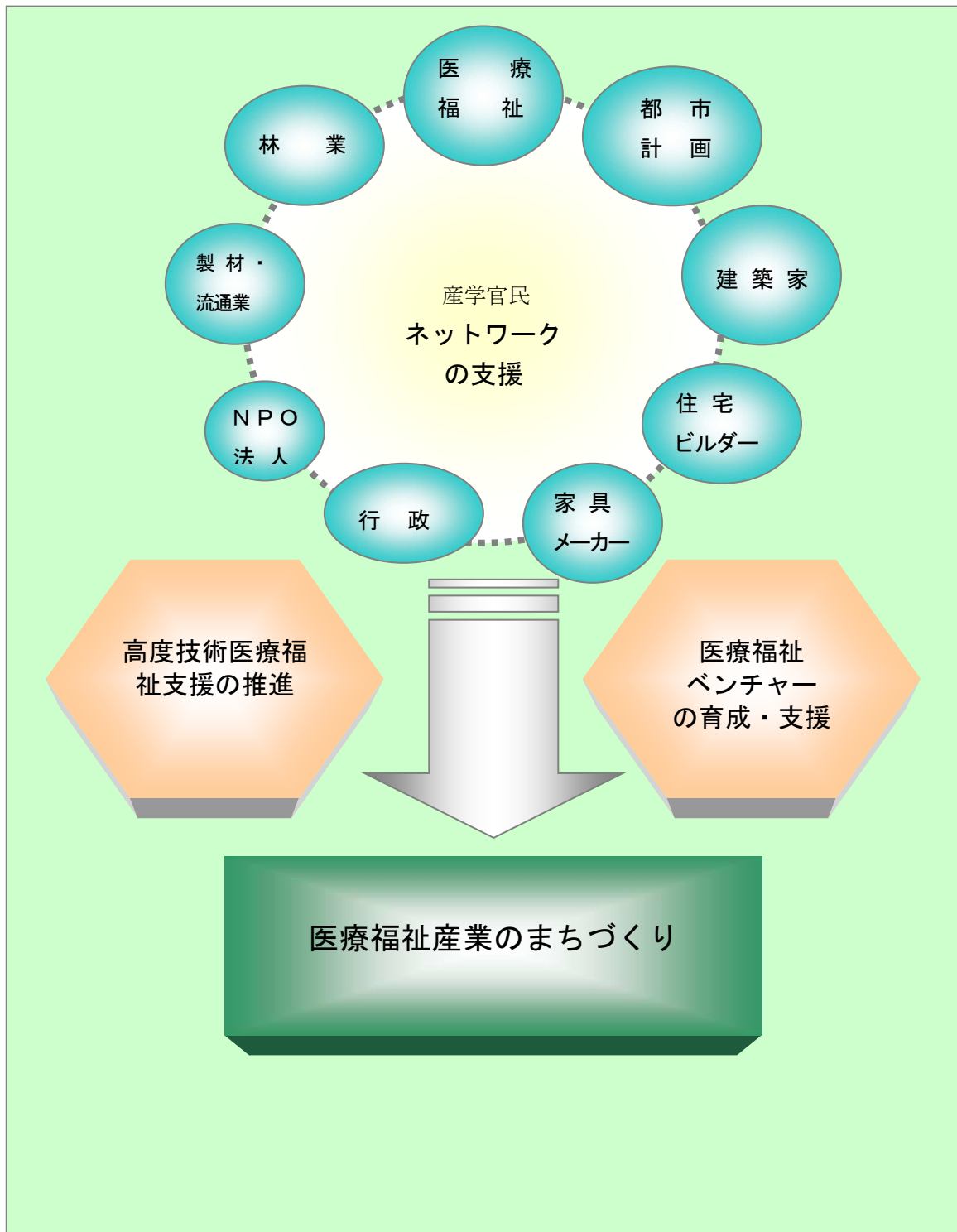
#### ○ 産直バリアフリー住宅取得促進制度（仮称）の導入

山麓の林業地域では、伐期を迎えたスギ・ヒノキが豊富に植林されています。市民が地元産の温もりのある木材を使用したバリアフリー住宅を取得する際の支援を行い、医療福祉産業ネットワークを活用することで安全で快適な安心して暮らせる住宅づくりを支援します。

〔個別プロジェクトの概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
医療福祉産業ネットワークの支援	医療福祉産業ネットワークを創出し、高齢者や障害者になっても住みやすい住環境の実現をめざした、都市、住宅、家具、設備、生活用具、生活支援のあり方などの共同研究・共同開発を支援します。	新市
高度技術医療福祉支援の推進	すべての市民が安全で快適な安心して暮らせる社会の実現を行うために、市民を対象として、住居、家具、設備、生活用具などの相談や個別注文、メンテナンス（維持補修）など福祉ニーズに応えられる産業形成を図るために調査研究等を支援します。	新市 県 大学
医療福祉関連の新規事業やベンチャービジネスの育成・支援	医療福祉関連の新規事業やベンチャービジネス育成・支援を目的として、医療福祉産業ネットワークおよび佐賀県内のインキュベーション機関（起業支援組織）との連携を推進します。	新市 県 大学 関係団体
産直バリアフリー住宅取得促進制度（仮称）の導入	新市山麓地域の環境保全と林業の活性化、地域への定住促進を目的として、「産直バリアフリー住宅取得促進制度（仮称）」を導入します。北部で産出する木材を使用し、すべての市民が安全で快適な安心して暮らせる社会の実現に向けた、先進的な住まいを取得する市民を支援します。	新市

〔イメージ図〕



## 第3章 佐賀城公園を生かしたまちづくり

### 〔プロジェクトの目的〕

佐賀城は、鍋島 36 万石の居城で、古い歴史と伝統文化に彩られた佐賀城跡とその周辺は市民の誇りであり、憩いの場として広く市民に親しまれてきました。新市では、鯨の門がある本丸跡周辺を「歴史の森」と位置付け、佐賀城本丸歴史館の建設をはじめ、佐賀城の風格を再生し“佐賀の顔”となることをめざした公園整備が進められています。

2004 年には、佐賀城本丸歴史館が開館し、佐賀の新たな観光資源としての期待は大きいものがありますが、本地区の観光資源としての潜在力はまだ十分に生かされていません。

そこで、佐賀城本丸歴史館の開館を機に観光資源の魅力にさらに磨きをかけ、佐嘉神社、松原マーケット、徴古館周辺の整備を進めて佐賀城公園と柳町地区を結ぶ地区の一体的な整備により中心市街地の活性化を図ります。

### 〔プロジェクトの方針〕

#### ○ 佐賀城公園の整備・活用

佐賀城公園を新市の観光拠点と位置付け、新市として「歴史の森」や佐賀城本丸歴史館の利活用を検討するとともに、佐賀城下再生百年事業整備構想に基づき佐賀城公園整備事業を県とともに推進します。

#### ○ 柳町地区の整備・活用

長崎街道の歴史的雰囲気の色濃く残り、都市景観形成地区の指定をしている柳町地区との連携により新たな観光ルートの確立を図ります。

#### ○ 都市景観形成事業の推進

自然環境や都市施設などと調和のとれた歴史的な都市景観の形成・保全に努めます。

#### ○ 人材育成・店舗誘致の支援

経営の情報化や効率化が立ち遅れている小売業者に対して顧客・資金管理・販売計画・消費者動向など店舗経営のための研修を実施し、中心商店街への参入を促進するための開業支援を行います。また、集客力を有する魅力ある個店を誘致するための支援を実施します。

#### ○ 施設整備等環境の整備

快適空間の演出のために老朽化した施設の再整備を行い、高齢者や身障者に優しい設備の整備を図ります。また、消費者の利便性を考えた交通アクセスの改善策として駐輪場などの整備を行います。

#### ○ 中心市街地の基盤整備

佐賀城公園と柳町地区を結ぶ快適な動線を整備し、回遊性のある基盤整備を行うことにより来街者の利便性の向上や市街地への市民の定住化、回帰を誘導し、中心市街地の活性化へつなげていきます。

## 〔個別プロジェクトの概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
佐賀城公園の整備・活用	城内・佐嘉神社周辺を対象地域とする「佐賀城下再生百年事業整備構想」のもと、県立佐賀城公園整備事業を県とともに推進します。また、佐賀城公園と雰囲気のある快適な周辺空間の形成を図るため、歴史的遺産と調和した環境整備に努めます。さらに、当該地区における新市としての佐賀城整備活用についての方向性を確立するとともに、新市の観光拠点として位置付け佐嘉神社、松原マーケット、徴古館周辺の整備を推進します。	県 新市 関係団体
柳町地区の整備・活用	新市の歴史民俗館を中心とし、他の観光資源と一体となった拠点整備を進めます。その整備については、展示だけでなく体験型施設を含む整備を検討します。	新市 関係団体
都市景観形成事業の推進	佐賀城周辺については、佐賀のシンボルゾーンとして景観の形成・保全に努めます。また、長崎街道については、景観形成地区指定や重要建築物等の指定物件などを中心に、拠点的・個別的に景観の保全に努めます。	新市
人材育成・店舗誘致の支援	佐賀城から柳町地区を結ぶ動線沿いに集客力を有する魅力ある個店を誘致するための支援を実施します。	新市 関係団体
施設整備等環境の整備	快適空間の演出のために老朽化した施設の再整備を行い、高齢者や身障者に優しい設備を整備します。また、消費者の利便性を考えた交通アクセスの改善策として駐輪場などの整備を行います。	新市 関係団体
中心市街地の基盤整備	中心市街地の健全な発展と秩序ある整備を図り、地域と行政が協力してまちづくりを展開します。	国 県 新市 市民

## 〔イメージ図〕

「歴史の森」整備計画のイメージ図



## 第4章 有明干潟エコツーリズムのまちづくり

### 〔プロジェクトの目的〕

有明海に面する豊かで個性的な自然環境に恵まれた南部地域の振興にあたっては、素晴らしい地域資源を守り育て、新たな観光交流資源として、地域の活性化や産業育成に結びつけていく方策を推進していく必要があります。

南部地域には、森林公園や昇開橋展望公園、有明佐賀空港公園、干潟よか公園、佐野記念公園などが整備されていますが、それらには、統一的なコンセプトがなく、また、干潟の動植物の保護活動や環境教育と、潮干狩り・海釣りなどの観光資源についても有機的な連携は行われていません。

そこで、有明海の干潟に面する南部地域の豊かな資源を活かし、面白く楽しく遊びながらエコロジー（生態系）について学ぶ〈エコツーリズム〉をコンセプトとして、各種施設を連携させ、新しい観光交流エリアの創出をめざします。

### 〔プロジェクトの方針〕

#### ○ 干潟エコツーリズムセンター（仮称）の整備

干潟の環境保全や利活用をテーマとした調査・研究開発、普及活動を行う干潟エコツーリズムセンターを設置します。

#### ○ 干潟エコツーリズムボランティアの育成

干潟エコツーリズムセンターを拠点として、干潟に棲む生物や海浜植物、渡り鳥などについて、その保護やエコツーリズムへの活用などについて講習会を実施します。同時に「干潟エコツーリズムボランティア制度」を立ち上げ、講習会の修了者を中心に希望者を登録、干潟よか公園をはじめとする有明海沿岸エリアを訪れる観光客の案内や観察会、保護活動など環境学習イベントの企画・実施など、一般市民の自発的なエコツーリズム活動の誘発に努めます。

#### ○ 有明海沿岸の観光振興

有明海沿岸の南部地域において観光レジャーとして行われてきた潮干狩りや海釣り、筑後川昇開橋、佐野記念公園や干潟よか公園、さらに大川や柳川の観光資源と連携した広域的な観光の振興を図ります。また、有明海沿岸部の観光振興にとって、有明海沿岸道路の役割が大きいことから、有明海沿岸道路の整備推進を求めていきます。

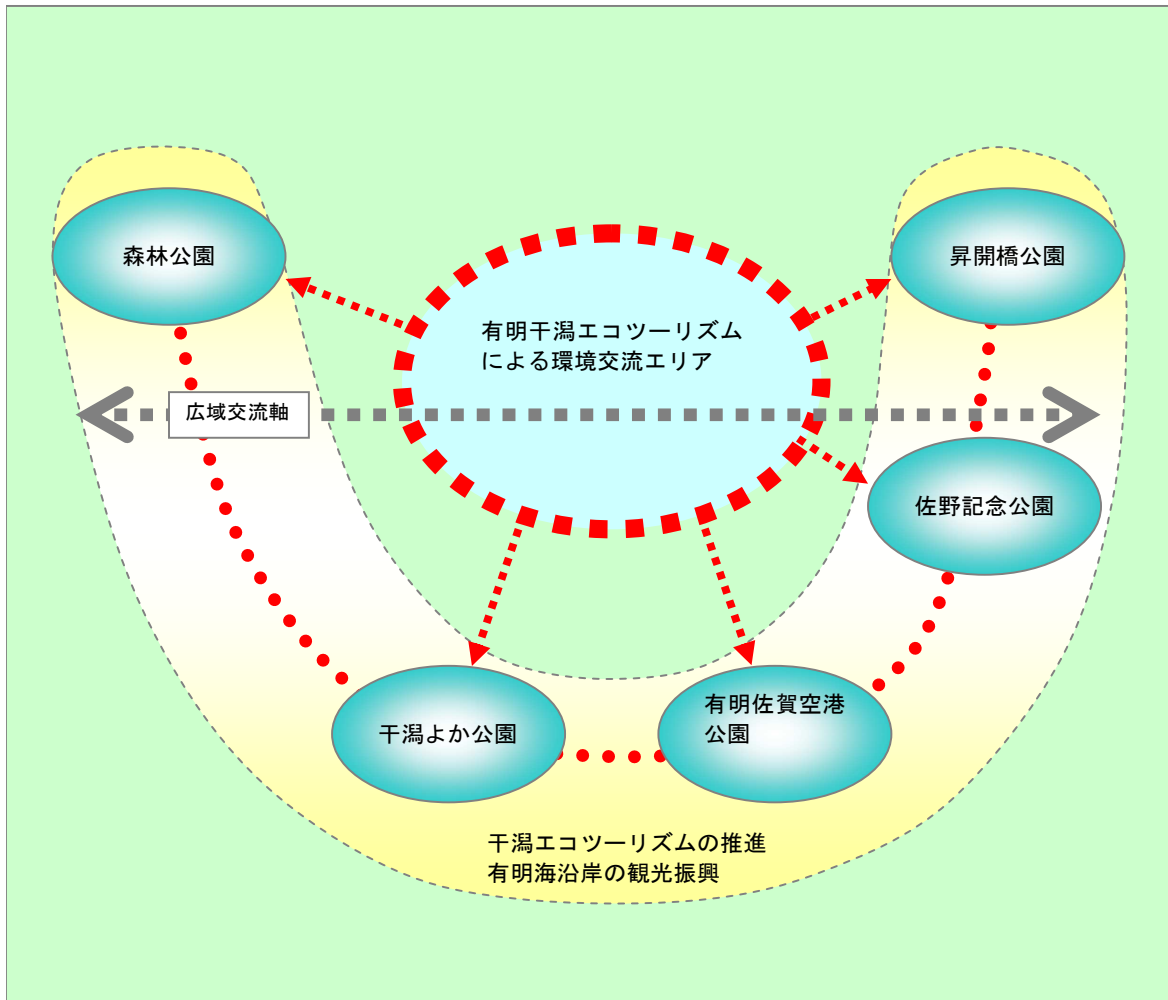
#### ○ 「有明干潟エコパーク（仮称）」の整備

これまで整備が行われてきた有明海沿岸に立地する公園などの施設をエコツーリズムという観点から再点検し、活用策を検討します。

### 〔個別プロジェクトの概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
干潟エコツアーリズムセンター（仮称）の整備	東与賀町に整備された干潟よか公園内に、干潟の環境保全や利活用をテーマとした調査・研究会開発、普及活動を行う干潟エコツアーリズムセンター（仮称）を設置します。（WWF や佐賀大学等との連携を図る。）センターには、面白く、楽しく、遊びながら干潟の環境保全や利活用について学べる展示・学習施設を整備します。	新市
干潟エコツアーリズムボランティアの育成	干潟エコツアーリズムセンターを拠点として、干潟に棲む生物や海浜植物、渡り鳥などについて、その保護やエコツアーリズムへの活用などについて講習会を実施します。同時に「干潟エコツアーリズムボランティア制度」を立ち上げ、講習会の修了者を中心に希望者を登録、干潟よか公園をはじめとする有明海沿岸エリアを訪れる観光客の案内や観察会・保護活動など環境学習型イベントの企画・実施など、一般市民の自発的なエコツアーリズム活動の誘発に努めます。	新市
有明海沿岸の観光振興	潮干狩り、海釣り、佐野記念公園、筑後川昇開橋、干潟よか公園、柳川の川下りといった有明海沿岸の観光資源のネットワーク化による観光開発を進めます。また、有明海沿岸部の観光振興にとって、有明海沿岸道路の役割が大きいことから、有明海沿岸道路の整備推進を求めています。	新市
「有明干潟エコパーク（仮称）」の整備	有明海沿岸エリアに整備されている森林公園や有明佐賀空港公園、昇開橋展望公園、佐野記念公園、干潟よか公園などを、エコツアーリズムという視点で見直しを行い、展示施設や活動拠点など活用策を検討します。また、有明海沿岸地域の農産や海産の特産品直売所の充実を図ります。	新市

[イメージ図]



## 第5章 IT（情報通信）戦略でまちづくり

### 〔プロジェクトの目的〕

インターネットが急速に普及するにつれて、高速大容量の光ファイバー網やCATV網等のブロードバンドの情報通信基盤の整備が全国的に進んでいます。いまや高速大容量で常時接続できる情報通信基盤は、市民生活や企業活動に不可欠なものとなっていますが、地方都市における情報通信基盤の整備状況は、大容量高速通信網の整備が進んでいないのが現状です。

新市では、情報通信基盤の充実を図るとともに、これを利用するIT（情報通信）産業の誘致を行い、新市の産業振興策として取り組んでいきます。

### 〔プロジェクトの方針〕

#### ○ 情報通信基盤の整備

情報通信基盤は、通信事業者の回線を利用することを基本としますが、市街地の街区によっては基盤整備の状況に温度差があるため、市街地や拠点地区を計画的、重点的に情報通信基盤の整備充実を図るための施策展開を行います。

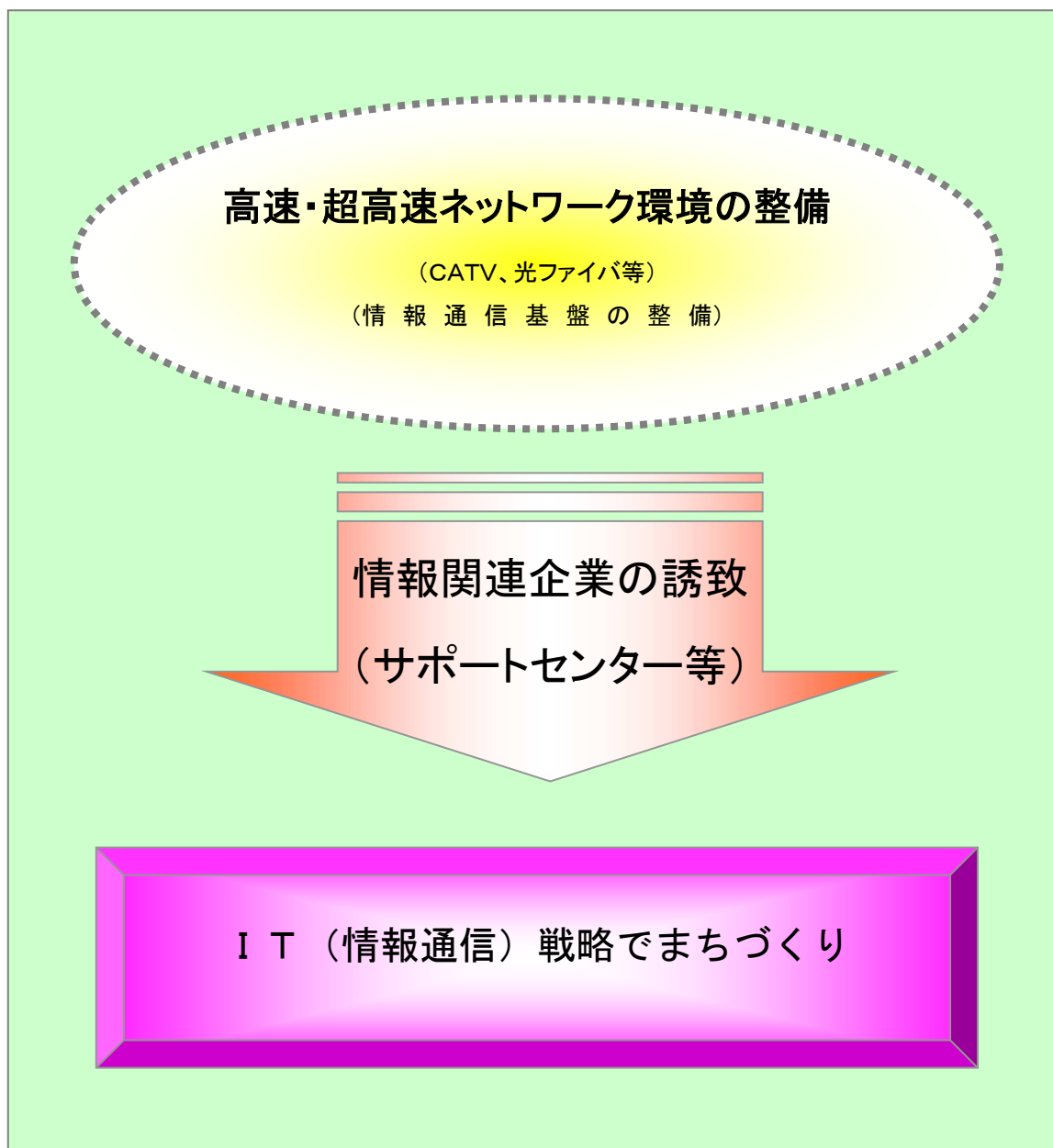
#### ○ 情報関連企業の誘致

雇用創出を図るため、サポートセンターなどのネット関連企業の誘致を推進します。

### 〔個別プロジェクトの概要〕

基本事業名	事業概要	推進主体
情報通信基盤の整備	光ファイバ、CATV、ADSL等の高速・超高速ネットワーク環境の整備を行う民間事業者等に対し、整備支援事業を行います。	新市事業者
情報関連企業の誘致	サポートセンター等のIT（情報通信）関連企業の誘致を図ります。	国 県 新市事業者

〔イメージ図〕



## IV. 公共施設の適正配置と整備方針

### 第1章 公共施設の適正配置と整備方針について

公共施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら、検討・整備していくことを基本とします。

なお、合併に伴い旧役場庁舎等については住民窓口サービスの低下を招かないよう十分に配慮し、電算処理施設のネットワーク化等により、必要な機能の整備を図ります。

※なお、富士支所庁舎設備改修事業については、令和4年度に実施設計に着手しており、令和5年度の完了を予定、川副支所庁舎整備事業については、令和元年度に実施設計に着手しており、令和5年度の完了を予定しています。

# V. 財政計画

## 第1章 財政計画

### 1 前提条件について

財政計画は、平成19年度から令和4年度までの16年間について、歳入・歳出の項目ごとに過去の実績や経済情勢、人口推移などを考慮し、普通会計ベースで算出します。

作成に当たっては、合併後も厳しい財政状況が予測されるため、健全な財政運営を継続することを基本として、合併に伴う事務事業調整や事務移管による影響、国の財政支援措置を加味しています。

なお、実施設計には着手しているものの、当該期間内に完了しない事業のうち最も期間を要するものは、令和8年度の完了を予定しています。このため令和5年度から令和8年度までの財政計画を追加しています。

### 2 収入・支出（歳入・歳出）の主な設定条件について

#### (1) 収入（歳入）について

##### ① 地方税

現行制度を基本として、将来の推計人口を考慮して推計します。

##### ② 地方交付税

- ・普通交付税は、現行制度を基本として、各算定費目の予測推移から財源不足額を算出して試算します。また、合併特例債等の元利償還金に係る普通交付税措置や、普通交付税の算定の特例（合併算定替）の影響を加味します。
- ・特別交付税は、過去の実績を踏まえるとともに、合併に伴う臨時的経費を対象にした財政支援措置を加味します。

##### ③ 国庫支出金・県支出金

過去の実績を踏まえるとともに、新市へ事務移管される事業による影響を加味します。

##### ④ 繰入金

普通交付税における合併算定替の終了による影響を考慮し、事業実施のための特定目的基金や年度間の財源を調整するための財政調整基金の繰入れを見込みます。

##### ⑤ 地方債

- ・地方債（合併推進債）については、新市の財政状況や事業の適債性を総合的に検証し活用すべきものであるため、合併推進債を前提とした建設事業の上乗せは見込まないこととします。
- ・その他の地方債については、過去の実績及び普通建設事業費の推移を踏まえて見込みます。また、臨時財政対策債は、過去の実績及び普通交付税の予測推移から算出した財源不足額を考慮して推計します。

## (2) 支出（歳出）について

### ①人件費

合併後、退職者の補充を抑制することによる一般職の職員の削減や、合併に伴う特別職の削減を見込みます。

### ②公債費

これまでに発行した地方債の償還予定額に、歳入で見込んだ地方債に係る償還額を加えて見込みます。なお、新規借入分に係る償還額は、過去の実績を踏まえて利率や償還期間等を設定し、加味します。

### ③扶助費

過去の実績を踏まえ、合併による生活保護費等の事務移管による影響を加味して推計します。

### ④物件費

過去の実績を踏まえ、合併や効率的な事務事業の実施による削減効果を加味して推計します。

### ⑤積立金

過去の実績を踏まえ、普通交付税における合併算定替の終了に伴う交付額の減少に備えた積み立てを見込みます。

### ⑥繰出金

過去の実績を踏まえ、今後の高齢人口の予測推移を踏まえた介護給付費や後期高齢者医療費の増を加味して推計します。

### ⑦普通建設事業費

過去の実績を踏まえ、事業規模を維持することを前提として推計します。また、厳しい財政状況から、極力新たな施設整備事業は控えたものとします。

## 新市の財政計画（平成19年度～令和8年度）

### 1. 平成19年度から令和3年度までの決算額及び令和4年度の決算見込額

（単位：億円）

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
歳入	863.6	803.8	895.4	906.9	917.3	887.6	904.2	935.6
歳出	838.5	779.0	875.2	886.4	893.2	867.8	876.5	913.1
年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
歳入	945.1	989.2	1,020.8	1,003.7	1,009.2	1,339.7	1,187.3	1,138.8
歳出	918.1	966.0	990.3	979.4	987.3	1,309.5	1,147.7	1,109.3

### 2. 令和4年度決算見込額を基礎とした財政推計

（単位：億円）

年度	R5	R6	R7	R8	合計
歳入	1,040.3	1,065.9	1,105.1	1,146.2	4,357.5
歳出	1,069.2	1,119.5	1,135.8	1,169.6	4,494.1

### 3. 合併推進債の経過措置適用による影響額

（単位：億円）

年度	R5	R6	R7	R8	合計
歳入	2.9	2.2	0.9	0.1	6.1
歳出	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1

### 4. 合併推進債の経過措置適用後の財政推計（収支調整前）

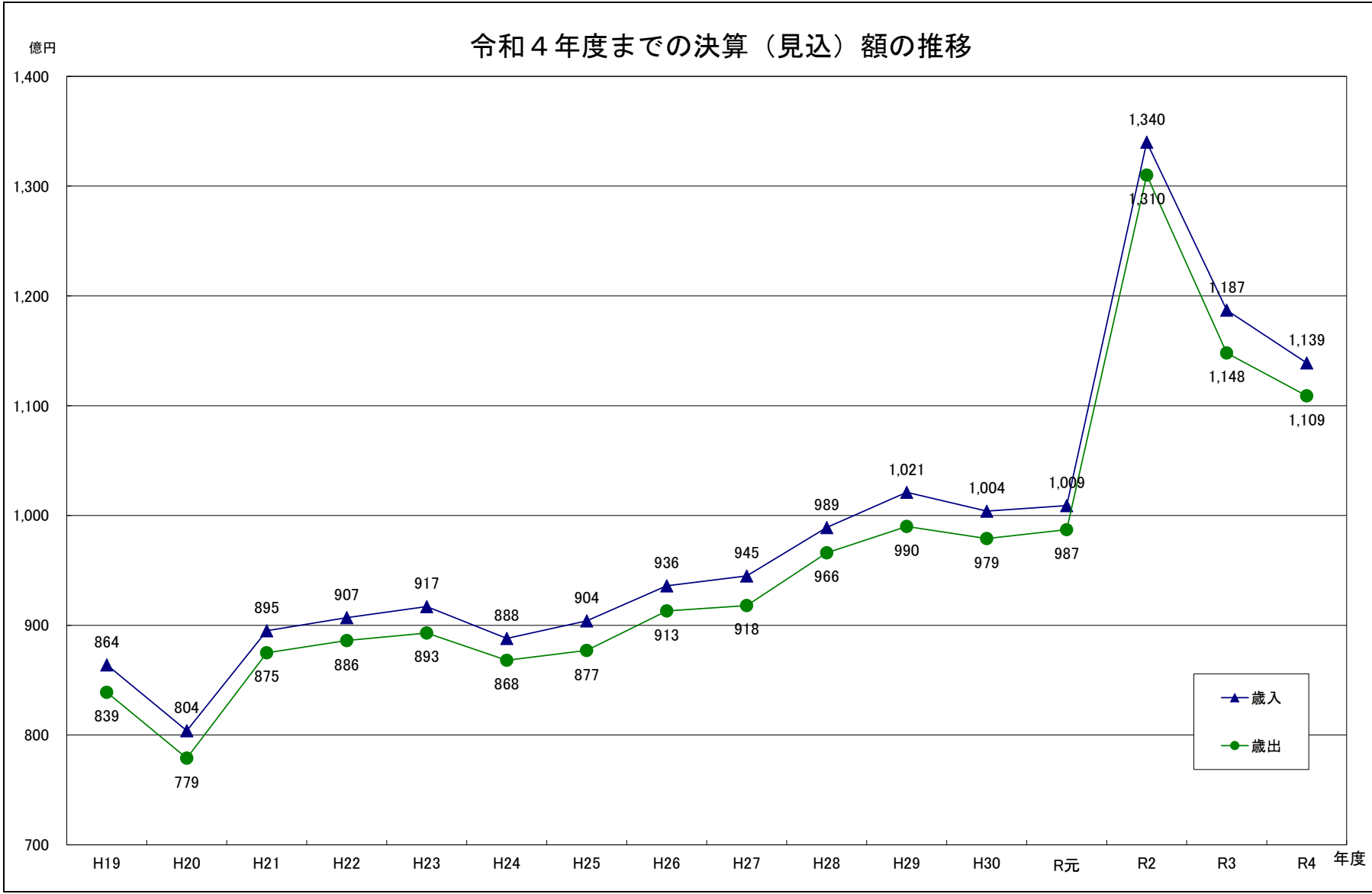
（単位：億円）

年度	R5	R6	R7	R8	合計
歳入	1,043.2	1,068.1	1,106.0	1,146.3	4,363.6
歳出	1,069.2	1,119.6	1,135.8	1,169.6	4,494.2
差額	△ 26.0	△ 51.5	△ 29.8	△ 23.3	△ 130.6

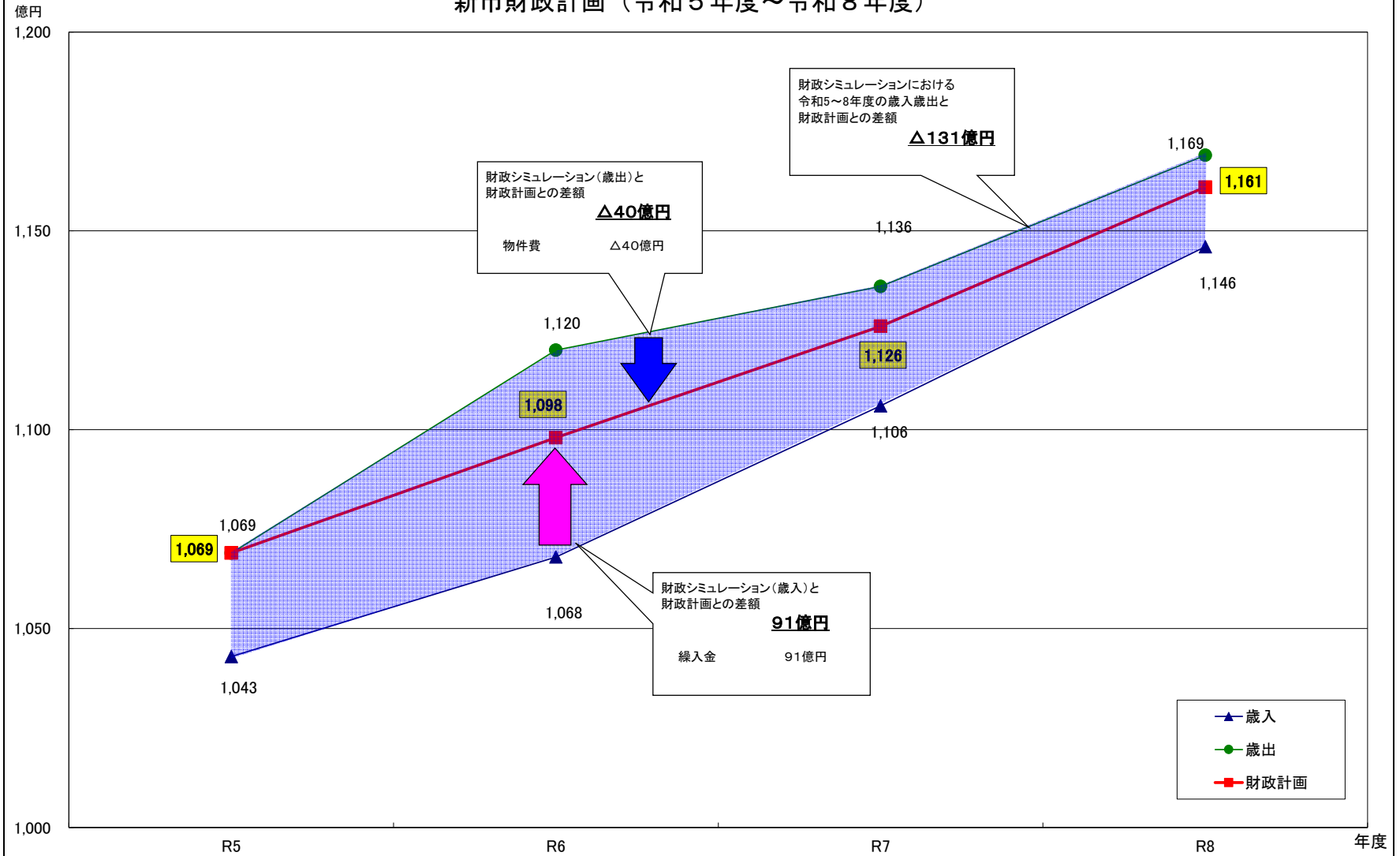
### 5. 財政計画

（単位：億円）

年度	R5	R6	R7	R8	合計
財政計画	1,069.2	1,098.1	1,126.0	1,161.3	4,454.6



### 新市財政計画（令和5年度～令和8年度）



◎歳入

(単位：百万円)

区 分		決算（見込）額の推移															
		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1	地方税	30,441	30,578	29,311	29,557	29,611	29,026	29,584	29,799	29,552	30,054	30,406	30,963	30,945	30,767	31,073	31,634
2	地方譲与税	917	887	832	823	750	715	693	670	708	704	703	709	727	733	753	759
3	地方交付税	16,075	16,863	18,049	19,840	20,113	20,470	20,128	19,705	19,736	19,054	18,153	17,084	16,624	17,092	19,175	18,080
4	地方特例交付金	215	321	322	375	316	93	98	109	120	127	143	170	457	237	576	269
5	利子割交付金	136	134	111	101	69	56	53	54	47	33	63	57	28	30	25	13
6	配当割交付金	84	30	28	37	44	42	95	180	132	66	97	69	88	76	130	105
7	株式等譲渡所得割交付金	43	22	12	13	9	11	133	85	104	44	98	64	46	87	133	90
8	地方消費税交付金	2,405	2,246	2,335	2,331	2,318	2,318	2,298	2,751	4,651	4,187	4,372	4,515	4,278	5,183	5,638	5,885
9	ゴルフ場利用税交付金	52	50	52	47	48	44	45	43	39	37	37	35	35	32	37	37
10	自動車取得税交付金	322	283	173	164	119	154	134	62	89	113	157	157	87			1
11	環境性能割交付金													21	43	44	53
12	法人事業税交付金														281	528	558
13	交通安全対策特別交付金	85	77	81	79	79	81	80	73	80	78	74	66	59	62	59	51
14	分担金・負担金	2,017	2,012	2,243	1,782	1,819	1,397	1,396	1,368	1,394	1,452	1,387	1,368	1,112	957	941	891
15	使用料	1,189	1,064	1,079	1,093	1,036	911	906	907	925	899	900	902	930	886	887	800
16	手数料	783	753	739	753	748	758	799	787	795	797	799	791	795	811	948	941
17	国庫支出金	7,931	8,408	15,221	13,456	12,409	11,737	12,539	14,186	15,123	17,044	16,662	16,776	17,027	45,708	28,484	24,827
18	県支出金	5,735	5,656	6,489	8,201	7,187	7,231	7,235	6,632	7,635	7,744	8,276	8,255	9,735	11,203	10,830	10,921
19	財産収入	269	274	853	140	316	136	254	159	237	264	327	303	251	220	1,588	372
20	寄附金	21	12	70	15	12	26	214	67	39	59	133	547	1,102	1,629	1,537	1,841
21	繰入金	2,101	952	559	554	2,294	682	522	705	1,449	479	3,018	2,941	4,944	3,422	1,637	2,115
22	繰越金	3,624	2,508	2,473	2,023	2,097	2,415	1,983	2,769	2,250	2,705	2,320	3,050	2,432	2,192	3,018	3,959
23	諸収入	2,714	1,889	1,867	1,748	1,633	1,631	1,823	1,875	2,028	2,075	1,977	1,927	2,242	2,298	2,115	2,214
24	地方債	9,199	5,356	6,642	7,557	8,703	8,828	9,410	10,570	7,380	10,909	11,973	9,625	6,956	10,019	8,570	7,467
合 計		86,358	80,375	89,541	90,689	91,730	88,762	90,422	93,556	94,513	98,924	102,075	100,374	100,921	133,968	118,726	113,883

(単位：百万円)

区 分		財政計画				
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	R5～ R8 合計
1	地方税	31,862	32,470	32,972	33,477	130,781
2	地方譲与税	744	758	758	758	3,018
3	地方交付税	17,600	17,800	17,900	17,500	70,800
4	地方特例交付金	256	261	261	261	1,039
5	利子割交付金	13	13	13	13	52
6	配当割交付金	140	140	140	140	560
7	株式等譲渡所得割交付金	102	102	102	102	408
8	地方消費税交付金	6,130	6,167	6,204	6,241	24,742
9	ゴルフ場利用税交付金	37	37	37	37	148
10	自動車取得税交付金					
11	環境性能割交付金	55	55	55	55	220
12	法人事業税交付金	548	556	558	560	2,222
13	交通安全対策特別交付金	70	70	70	70	280
14	分担金・負担金	427	409	425	438	1,699
15	使用料	847	915	914	914	3,590
16	手数料	1,009	1,078	1,071	1,071	4,229
17	国庫支出金	21,453	20,420	22,127	23,479	87,479
18	県支出金	10,246	10,966	11,027	10,979	43,218
19	財産収入	286	347	347	347	1,327
20	寄附金	2,000	2,204	2,304	2,404	8,912
21	繰入金	3,651	4,841	3,511	3,499	15,502
22	繰越金					
23	諸収入	2,654	2,707	2,600	2,613	10,574
24	地方債	6,786	7,499	9,199	11,176	34,660
合 計		106,916	109,815	112,595	116,134	445,460

◎歳出

(単位：百万円)

区 分		決算（見込）額の推移															
		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1	人件費	16,054	15,213	15,035	14,852	14,051	14,636	14,078	14,086	14,287	13,535	13,606	14,044	14,539	15,286	15,340	15,705
2	扶助費	13,342	14,158	14,907	18,323	19,462	20,005	20,143	21,755	23,993	25,372	26,610	26,752	28,503	30,038	35,542	33,670
3	公債費	10,956	11,555	11,343	10,752	10,626	10,226	10,293	9,982	10,239	9,945	9,800	9,338	9,302	9,351	9,582	9,711
4	物件費	7,463	7,213	8,260	8,450	8,875	8,715	8,905	9,643	9,568	9,815	9,978	10,435	11,017	12,212	13,991	13,589
5	維持補修費	1,916	1,885	1,913	1,896	1,899	1,802	1,827	1,937	1,689	1,726	1,751	1,822	1,816	1,788	1,855	1,899
6	補助費等	8,394	7,459	12,064	9,208	10,309	9,847	10,024	10,369	11,261	10,684	10,689	10,494	11,214	35,548	11,498	11,778
7	積立金	5,316	1,428	2,657	1,455	1,919	1,673	2,929	1,599	914	935	872	1,809	1,281	1,546	3,793	2,447
8	投資及び出資金	5	24	1	1	0	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1
9	貸付金	777	777	927	972	972	971	972	972	972	972	972	972	980	975	957	930
10	繰出金	8,370	8,884	8,689	9,048	9,195	7,657	7,802	7,686	8,039	8,365	8,800	8,931	8,763	8,878	8,631	8,624
11	普通建設事業費	11,074	9,255	11,518	12,731	10,477	10,967	10,548	13,143	10,691	15,049	15,666	12,810	9,936	13,766	12,384	11,556
12	災害復旧費	185	52	205	953	1,531	279	131	133	154	205	280	536	1,377	1,561	1,193	1,022
合 計		83,852	77,903	87,519	88,641	89,316	86,779	87,653	91,306	91,808	96,604	99,025	97,943	98,729	130,950	114,767	110,932

(単位：百万円)

区 分	財政計画				
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	R5～ R8 合計
1 人件費	14,924	15,688	14,371	15,159	60,142
2 扶助費	31,295	32,758	34,208	35,158	133,419
3 公債費	9,528	9,363	9,022	8,571	36,484
4 物件費	13,733	11,574	12,093	12,342	49,742
5 維持補修費	2,316	2,313	2,206	2,221	9,056
6 補助費等	12,684	12,670	12,081	12,168	49,603
7 積立金	1,493	1,188	1,685	1,280	5,646
8 投資及び出資金	3	3	3	3	12
9 貸付金	933	933	933	933	3,732
10 繰出金	9,230	9,220	8,791	8,854	36,095
11 普通建設事業費	10,542	14,105	17,202	19,445	61,294
12 災害復旧費	235				235
合 計	106,916	109,815	112,595	116,134	445,460

## VI. 関係機関事業調整

### 第1章 県関係事業

- 河川改修事業
- 海岸整備・保全事業
- 急傾斜崩壊対策事業
- 中山間地域総合整備事業
- 農村総合整備事業
- 県営かんがい排水事業
- 経営体育成基盤整備事業
- クリーク防災機能保全対策事業
- 地域水田農業支援緊急整備事業
- 土地改良施設維持管理適正化事業
- 農道整備事業
- 林道整備事業
- 地盤沈下対策事業
- 水産基盤整備事業
- 県道等整備事業
- 国道等整備事業
- 史跡公園整備事業
- 嘉瀬川ダム周辺整備事業

# 用語集

## 《数字・記号》

## 《あ行》

### 【ISO14001】

ISO14000シリーズは環境に関する基準で、原料の調達、生産、販売、リサイクルなど企業活動の様々な面で環境への影響を評価、点検し、改善を求めるための指針である。中でもISO14001は環境マネジメントシステムに関する基準である。

### 【Uターン】

Uターンから派生した言葉で、生まれ育った地域以外で職に就くこと。特に大都市から地方への移動をさすことが多い。

### 【IT】

インターネット、パソコン、携帯電話等の新たな情報通信手段。

### 【一次予防】

一次予防とは、はじめから病気を起こさないように健康増進に努めること。病気の原因となる危険因子を予防・改善することである。二次予防とは、定期健診などで病気の芽を見つけ、早い段階で摘み取ること。三次予防とは、病気にかかってしまったら、きちんと最後まで治療を続け、機能の回復・維持を図ること。

### 【HIV感染者】

human immunodeficiency virus（ヒト免疫不全ウイルス、エイズウイルス）に感染している人のこと。主な感染経路としては、性交渉や輸血、血液製剤などによる血液感染があり、普通の接触で感染することはない。

### 【エコツーリズム】

訪問先の自然を破壊することなく、その土地特有の自然や生活文化などの地域資源を持続させていくような旅行形態

### 【エコマーク】

再生資源を積極的に利用した商品や省エネルギー効果の高い機器類など環境に配慮した日本環境協会によって認定された商品のこと。

## 【ESCO事業】

ESCOはEnergy Service Company（省エネ支援会社）の略。ビジネスとして省エネルギーを推進する事業で、第二次石油危機を契機にしてアメリカを中心に進展しつつある。

## 【NPO】

民間非営利団体（Non-Profit Organization）。非営利の非政府組織で、自主的・自発的特長を持った市民活動組織。これらの非営利活動を目的とする団体に法人格を与え、市民の社会貢献活動を促進するため、1998年に「NPO法（特定非営利活動促進法）」が制定された。

## 《か行》

### 【かんがい排水事業】

農作物を作るため必要な水が不足している地域では、ため池、頭首工、水路、揚水機などを整備して用水を確保し、排水不良により被害を受ける地域では、排水路、排水機場などを整備する事業。

### 【環境ホルモン】

身体の各器官の働きを調整する物質（内分泌物質）の機能を乱す物質のこと。世代を超えて影響を及ぼすといわれている。厚生労働省により、ダイオキシン、DDT、PCB、有機スズ化合物など68種の物質が挙げられている。

### 【区域区分】

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化をはかるため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分すること。区域区分は、「線引き」ともいわれる。

### 【グリーンツーリズム】

都市住民が、みどり豊かな農村地域で、自然、文化、人々との交流を楽しむこと。

### 【グリーンマーク】

古紙を40%以上利用していることを示す認証マークで、ノートやコピー用紙、トイレットペーパーなどに表示される。

### 【クリプトスポリジウム】

孢子虫類のクシジウム目に属する寄生性原虫。感染すると、腹痛を伴う水様性下痢が3日～1週間程度持続し、嘔吐や発熱を伴うこともある。従来の消毒の塩素では効果がない。

### 【グループホーム】

痴呆の障害を持つ高齢者を対象として、家庭的雰囲気大切にされたケア施設（知的障害者・

精神障害者にも同様の施設整備が進んでいる。)。特に痴呆性高齢者グループホームは、「痴呆性高齢者が小規模な生活の場で少人数（5人から9人）を単位とした共同住居の形態で、食事の支度や掃除、洗濯などを利用者が共同で行い、一日中家庭的で落ち着いた雰囲気の中で生活を送ることにより、痴呆症状の進行を穏やかにし、家庭介護の負担軽減に寄与することになっている。

### 【ケアハウス】

心身の機能障害のある障害者や高齢者の人が生活する上で、生活支障を支援する仕組みを持つ住宅もしくは住環境提供施設のことをいう。構造的にもバリアフリー化を基本に設計されることが多い。又、必要な場合には、近くの介護施設のショートステイや訪問看護・リハビリテーションなどのサービスや緊急の場合には医師や看護師、ホームヘルパー等の在宅サービスがスムーズに受けられるように準備されていることが多い。

### 【健康日本21】

2000年に今後10年間の国民の健康づくりの指標として厚生労働省がまとめた健康づくり計画。約50項目の具体的な目標値を挙げている。

### 【後期中等教育】

高等学校のこと。

### 【交通バリアフリー法】

2000年5月の制定で、鉄道、バス、航空などの公共交通事業者に対して、駅・ステーションには、エレベーターやエスカレーターの設置も含め、乗降し易い車体（ノンステップなど低床バス）導入など利用者が安全且つ容易に利用できるように各事業者で努力し、整備することが制定された。

### 【高等教育機関】

大学、短期大学、高等専門学校のこと。

### 【高齢者向け優良賃貸住宅】

民間で供給する高齢者の生活特性に配慮した仕様・設備と緊急時対応サービス等を備えた高齢者向けの優良な賃貸住宅に対し、建設費補助及び家賃対策補助を行う制度。高齢単身・夫婦世帯の居住の安定を図ることを目的として平成10年度より実施されている。平成12年度から生活援助員（ライフサポートアドバイザー）の派遣対象となった。

### 【高齢者生活福祉センター】

市町村のデイサービスセンターに居住部門を合わせた小規模多機能施設を整備し、①デイサービス、②一定期間の住居の提供、③各種相談、助言、緊急時の対応、④在宅福祉サービスの利用手続きの援助、⑤各種事業及び交流のための場の提供等を行う。

### 【孤食】

家族がそろって食事をせず、特に子どもがひとりで食事をする事。

### 【子ども110番の家】

登下校時などに、子どもが不審者から声をかけられたり、追いかけられたりした場合、助けを求めて駆け込むための家。子どもが駆け込んできたときに、その子どもを保護し、直ちに警察に110番通報するのが、その家の役割。

### 【コンコース】

鉄道の駅や空港などの建物の中の、ホールを兼ねた広い通路。

### 【コンベンション】

集会、大会 議会。一定の目的を持ち、短期間のみ開催される不定期会合。広範囲の集会・催しを意味する。

## 《さ行》

### 【栽培漁業】

有用魚介類の種苗を大量に生産し、一定期間を人間が保護しながら飼育した後、自然の海に放流し、大きく育ってから漁獲しようとするもの。

### 【サイン】

標識。案内板。

### 【佐賀城下再生百年事業整備構想】

佐賀城本丸歴史館と周辺の歴史的な史跡を活かしつつ、「水」と「緑」と「歴史」をテーマに、住んでいる人が誇りに思え、訪れる人が佐賀らしさを感じることができるよう、百年かけて城内を城内らしくしていくというまちづくりの構想（県の構想）

### 【佐賀錦】

金、銀、漆を貼った和紙を裁断して経糸とし、絹の撚糸を染色したものを緯糸とした錦織り。

### 【サポートセンター】

電話等により、商品やサービスの問い合わせ対応等の活動を行う事業所。

### 【CATV】

英語 Cable television。ケーブルテレビの略。電波ではなくケーブル（通信線）を利用してテレビ番組を送信するシステムまたはサービスのこと。

### 【シーズ】

種子。種（たね）。芽となるもの。メーカーが新しく提供する特別の技術や材料。

### 【市街化区域】

都市計画区域の区分の一つ。既に市街地を形成している区域や今後市街化を図っていく区域のこと。

### 【市街化調整区域】

都市計画区域の区分の一つ。市街化を抑制すべき区域で、環境等を保全していく区域。

### 【七賢人】

幕末から明治にかけて、日本の近代化に貢献した鍋島直正、江藤新平、佐野常民、副島種臣、大隈重信、大木喬任、島義勇の7人。

### 【シックハウス】

建物の新築・増改築に使用される接着剤や塗料等により、眼や皮膚を刺激して起こるアレルギー反応をシックハウス症候群という。新たな建物は気密性が高く、匂いがあるためこうした症候群に見舞われることがある。

### 【児童クラブ】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童等に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図るもの。

### 【循環型社会形成推進基本法】

「循環型社会形成推進基本法」は省庁ごとに取り組まれてきた廃棄物処理、再資源関連法を統括した法律で、2000年5月に制定された。その中で「循環型社会」は「①ごみを出さない、②出たごみはできるだけ再利用する、③再利用できないごみは適正に処分する、という環境への負荷が低減される社会」と規定している。

### 【小規模作業所】

在宅の障害者が集まり、作業活動を通して仲間との交流を図りながら社会復帰をめざすところ。障害者の地域での支援拠点となっている。

### 【情報通信基盤】

情報の伝達をするための設備のこと。特に、高速情報伝達手段のこと。

### 【ショートステイ】

短期入所サービスといわれ、在宅の介護を必要とする高齢者・障害者に対して、一時（短期的に）各種の介護保険施設や福祉施設等に入所させる支援。

### 【シルバーハウジング】

高齢者世話付住宅と呼ばれるもの。独立して生活するには不安があるが、生活相談などの生活上の援助があれば、自立した生活を営める60歳以上の単身者あるいはどちらかが60歳以上の夫婦が安全かつ快適に生活できるよう設備・構造面及び運営面での配慮がなされた公的賃貸住宅である。1990年度からは、デイサービスセンターの事業として、生活援助員（ライフサポートアドバイザー）をおおむね30戸に一人配置して、高齢の入居者に対する生活指導、相談、安否確認、緊急時の対応を行うものである。

### 【シンボルロード】

中央に公園を持った大通りや、その街を象徴する道路のこと。工作物、街路樹、建造物のデザインを工夫し、意図的に演出された道路のこと。

### 【推計人口】

推計によって求められた将来の人口数や構造。将来推計人口ともいう。

### 【生活習慣病】

以前は、加齢に伴う身体の変化という概念で「成人病」という言葉が使われていたが、それに代わり、予防医学の推進の意味を込めて、「生活習慣病」という言葉を厚生省（厚生労働省）が提唱した。食習慣、喫煙、運動などの生活習慣がその発症や進行に大きく関与する病気のこと、主なものはがん、心臓病、糖尿病、脳卒中、肝臓病などである。

## 《た行》

### 【ダイオキシン類】

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめてダイオキシン類と呼んでいる。高濃度の曝露の際には、人に対して発ガン性が認められており、多様かつ強力な毒性がある。ごみ焼却施設からのダイオキシンの発生を防ぐために、高温での徹底した燃焼管理・徹底したリサイクル・包装材の見直しが求められる。

### 【第三者行為】

交通事故や傷害事件など他人（第三者）から受けた傷病のこと。この行為に対する治療費は、原則として加害者が負担 することになっている。

### 【宅老所】

高齢になり様々な生活支障をもつ高齢者を対象とした日中預かりケアをこう呼んだ。時には短期宿泊などを行う小規模な施設で主に民間の手で運営されてきた。その発展型ともいえるのが「グループホーム」である。痴呆の障害を持つ高齢者や重度障害者ケアは入所型からこのような小規模施設重視に変化している。

### 【多自然型水路整備】

河川が本来有している多様な動植物の生息、生育環境や景観などの自然環境を保全あるいは創出することを目的として、自然環境に近い水路を整備すること。

### 【WWF】

WWF（World Wide Fund for Nature:世界自然保護基金）は、1961年に設立された世界最大の民間自然保護団体。スイスにあるWWF インターナショナルを中心に90カ国以上の国々で自然保護活動を展開している。

### 【地域高規格道路】

地域の自立という観点から、高規格幹線道路網と連携して、広域的な地域の連携による「地方集積圏」の形成、集積圏相互の交流促進、交流拠点との連携を図るもので、2車線以上の自動車専用道路、またはこれと同程度の機能を有し、地域の実績に応じた高速度サービスを提供できる質の高い道路。

### 【地域地区】

都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域または地区の合理的な土地利用を図るもの。

**【地産地消】**

地元でとれた生産物を、地元で消費するということ。

**【チャレンジショップ】**

商売を始めたい人に小規模の店舗を貸しだし、商売の経験と経営ノウハウを学んでもらう新規開業者向けの店舗。

**【中位推計】**

中央にある値を代表値としたときの推計のこと。

**【中山間地直接支払事業】**

耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する観点から、集落協定等を締結し、5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対し、田・畑別に単価を設定して交付金を交付する制度。

**【直結給水】**

貯水タンク・受水槽などを經由せずに水道管に直結した給水方式のこと。

**【ツール】**

道具。工具。手段。処理手段。

**【デイサービス】**

身体障害者・高齢者に対して、日帰りを軸に、日常生活動作の訓練や入浴、食事、レクリエーション等を提供すること。主に介護保険施設や福祉法施設でのサービスを提供する仕組みをいう。

**【特定優良賃貸住宅】**

民間で建設する賃貸住宅について都道府県知事が認定し、共同施設整備費の補助、住宅金融公庫融資の拡充などが行われたもの。

**【独立行政法人化】**

中央官庁の事務のうち、試験研究機関、自動車検査、国立病院など、実施部門を切り離れた方が能率的に運営できるものを独立した法人に委ね、行政組織のスリム化をはかる制度のこと。

**【都市景観形成地区】**

都市景観形成上、重点的に優れた都市景観を創造し、また保全する必要があると認められる地区で、その景観形成方針及び景観形成基準を定めた地区。

## 《な行》

### 【ノンステップバス】

低床バス的一种。従来のバスは道路から数段のステップがあった。車体デザインを一部変更して単に床面を低くし、段差を小さくするだけではなく、車体内部の段差を無くしたバスをノンステップバスと呼ぶ。欧州ではこのタイプのバスが主流になり、乗り易さを提供している。

## 《は行》

### 【パートサテライト】

ハローワーク設置の国の機関。企業からのパートタイム求人受理、パートタイム労働希望者への情報提供、職業相談、職業紹介その他雇用管理指導等を行う。

### 【葉隠】

山本常朝の口述、田代陣基の筆録によって享保元年（1716年）に完成した書物であり、佐賀藩初期の歴史や藩主の言動が記されている。その後、写本により、藩士の間で広く読まれ、佐賀藩士の精神的支柱となったものである。

### 【8020運動】

日本人の平均寿命である80歳において、自分の歯を20本保つことを目標とした歯の健康づくりのスローガン。

### 【バリアフリー化】

障害者や高齢者が社会で暮らしていく上で、建築上や交通移動支障・障壁（バリア）となる点を取り除く（フリー）ことをいう。障害・高齢者の社会生活上のアクセシビリティを高めるために進めなければならないこと。

### 【光ファイバー】

光を伝達するための伝走路で、光道波路の一つ。

### 【ファミリーサポートセンター】

例えば保育施設までの送迎や保育施設の終了後に子どもを預かるなどの育児援助サービスを受けたい会員と、サービスを提供したい会員によってつくられた地域における相互援助組織。両会員ともに登録制で、所定の講習を受ける必要がある。

### 【福祉のまちづくり条例】

障害者・高齢者などの行動を制約する物理的な障壁や意識上の障壁など様々な障壁を除去し、すべての住民の自立と社会参加を促進するための環境整備を図ることを目的とする条例。1998年3月に佐賀県が条例を制定した。

### 【ブルーツーリズム】

島や沿海部の漁村に滞在し、人々との交流や生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。

### 【ブロードバンド】

高周波数帯域を用いて実現される「高速データ通信」のことを意味し、光ファイバー、CATVなどといった回線サービスのことをいう。

### 【ヘルスマイト】

食生活改善推進員の愛称で、市町村・県が実施する養成講座を終了した人。地域において生活習慣病の予防や健康増進のため、正しい食生活の普及活動を行う。

### 【ベンチャー】

専門性が高く、革新力に富んだ知識集約型の小企業。

### 【ホームヘルパー】

身体障害者、高齢者などに対して、生活（家事）援助等により日常生活のケアを行なう人。厚生労働省が定めた内容を満たす研修の修了者に対して資格が与えられている。

### 【母子保健推進員】

子育て経験のある方、母子保健に関心がある方で、養成講座を終了され、市町村長から委嘱を受けた人。子育てに不安を抱えているお母さん方を訪問して育児情報を提供したり、相談相手になるなどの活動を行なっている。

### 【圃場整備】

農業の経営を効率化するため、農地の区画を整理し、農道や用排水路の整備を行い、生産性の高い農地に整備すること。

### 【ポテンシャル】

潜在能力。潜在的な可能性。

## 《ま行》

### 【水対策市民会議】

市民と行政が一体となって川やクリークを浄化するために、1979年にそれぞれの代表者等で構成された組織。毎年春と秋に実施している河川清掃には市内全域で多くの市民が参加し、大きな成果を挙げている。

### 【メーリングリスト】

Eメールを利用したインターネット上のディスカッショングループ。

### 【モータリゼーション】

日常生活での自動車の一般化。

### 【モール】

商店街で車道と歩道を分離するなど、安全・快適に買い物が楽しめるように工夫した街路。

## 《や行》

### 【ユニバーサルデザイン】

高齢者・身体障害者の生活支障（バリア）の克服を目的とする場合、バリアフリーデザインという。更に、全ての人の使いやすさを意識してデザインすることをユニバーサルデザインという。この場合バリアフリーデザインとユニバーサルデザインは車の両輪の関係であり、今後のものづくりの基本となるデザイン。

### 【養護老人ホーム】

老人福祉法に基づく老人福祉施設の1つで、身体上、精神上、環境上の問題で家庭での生活ができない場合に入所ケアを目的とした施設であった。身の回り動作は自立が原則とされた施設。心身に障害があって入所介護ケアを受けるのは特別養護老人ホームと呼ばれた。現在は介護保険施行により、介護老人福祉施設として再編されている。

### 【用途地域】

市街化区域を住宅地、商業地、工業地などの12種類にわけることにより、都市の生活環境を守ると同時に、効率的な土地利用を図るもの。

## 《ら行》

### 【ライフステージ】

人生のある時期のこと。またはある年齢の段階。

### 【リカレント教育】

一度社会に出たものが学校に戻る事が出来るように組織された教育システムのこと。再生教育、循環教育ともいう。

### 【レセプト】

診療報酬明細書。医療報酬の請求書。

### 【レファレンス】

照会、引合、参照事項、参考箇所。

### 【老人福祉センター】

地域における高齢者が教養・健康増進、文化教養、レクリエーション、時には入浴、会食等のサービスを受けられる施設で、地域の高齢者の福祉を図ることを目的とする施設。

### 【ロードサイド店舗】

幹線道路沿いの比較的大型の店。

## 《わ行》

令和5年9月27日改訂